

(七一)

- 一、當市に於ける大型量水器の取付箇處は「タンク」に給水せる箇所なるを以て異狀誤差等検査を行ふ場合は「タンク」に給水し其の容積と比較し居れり (山形市)
  - 一、一應取外しの上試験し居れり (廣島市、大阪市、堺市)
  - 一、大型量水器の試験設備なし依つて優良量水器と聯絡して通水試験を行ひつゝあり (門司市)
  - 一、標準量水器を通じて比較試験を行ひ尙疑ある場合は製作者に試験を依頼す (松江市)
  - 一、森式量水計を標準とし検査を行ふ (甲府市)
- 計量制實施後井戸使用増加ノ傾向アリ衛生上至大ノ關係アルベシ各市ノ實例及是ニ對シ採リタル方策アラバ承リタシ (宇都宮市)

答

- 一、一時井戸水使用者増加の傾向ありたるも時日を経過するに従ひ減少しつゝあるが如し (飯塚町)

- 一、井水使用増加の傾向なし (門司市)
- 一、本市に於ても計量制實施後井戸使用増加の傾向あり是が對策に付ては鑽井取締規則を設定し水質不良のものには不許可にする等に關し講究中に屬す (臺北市)
- 一、當市大正十一年計量制を實行せしも何等惡影響なく反つて市民は給水の公平なるに満足せり (基隆市)

一、大なる影響なし (松江市)

一、殆んど井水不良なるを以て本問の如き實例なし (大阪市)

一、現在としては止むなきものと見る外なからん (大分市)

一、本市は本年八月一日より計量制を實施したる爲めに井戸使用増加の非難を聞く、多くは上水濫用になれたるもの不平の反映にして衛生上に關係を及ぼす域に達せざるは勿論兩三月にして緩和せらるべきものと思ふ (高知市)

(七二)

- 一、計量制施行直後に於て井戸使用増加の傾向ありしも極力給水勧誘の結果反て以前に比し給水使用者の増加を來し井水使用の減退を見るに至れり (鎮南浦府)
  - 一、實例なし(改正後と雖も給水の普及状態は好調なり) (福井市)
- 期税ニ對スル豫納金未納者ノ停水處分ハ使用者ノ批難多ク偶々執行至難ノ場合アリ各市從來經驗シタル實例及是ニ對スル實際取扱振承リタシ (宇都宮市)

答

一、撤回 (宇都宮市)

一、實際問題として豫納金は其の性質上給水開始に先ち納入するものにして豫納金未納者に對しては給水料未納と同様に停水又は差押執行は適當の處分とは言ひ難し (宇和島市)

一、本市は毎月集金しつゝあるを以て批難尠なし (和歌山市)

一、豫納金を徴收せず (徳島市、高崎市、臺南市、高知市)

一、豫納金は給水申込と同時に納入せしめたる上領收書を提示せざれば開栓せざることにより豫納金は給水開始後に於ては徴收し困難を感ずる様に思はる (門司市)

一、本市は豫納制度にあらず (鳥取市)

一、本市は前納金制度を據とし是を納入せざれば給水を開始せず (神戸市)

一、期納に依る給水料未納者の停水處分は其の期末後に於て實施せり何等の批難なし (山形市)

一、停水處分は止むなき場合の外執行すべきに非ず然ども從來の實例に依れば毎期十件内外あり最初は相當の批難ありしも最近に於ては其の批難薄らぎ成績良好となれり (大分市)

一、停水處分執行には至難の場合多し (尾ノ道市)

一、殆んど期末月に於て停水處分をなし批難せしめざることなし居れり (廣島市)

一、停水處分批難多く至難の事なるも忍んで實行するときは次第成績良好なるべし (基隆市)

一、再三再四督促を重ねたる後停水處分を行へり (倉敷市)

- 一、督促を爲し尙納金せざるときは停水處分を執行せり (大阪市)
- 一、豫納金徴收後開栓す (堺市)
- 一、豫納金は開栓申込と共に納付せしむるにより未納のものなし (高松市)
- 一、本市嚴重に停水處分を實行す (室蘭市)
- 一、當應給水規則に依り停水するを以て異論なし (關東廳)

(七三)

答

- 一、年間ヲ通ジ各所ニ於ケル緩速濾過繼續日數ヲ四季別ニ承リタシ (福岡市)
- 一、昭和二年以降二箇年間三池平均使用日數  
自一月至三月三十七日、自四月至六月二十九日、自七月至九月二十六日、自十月至十二月三十二日(最長四十四日、最短十六日) (宇都宮市)
- 一、覆蓋せる關係上四季共二十六日乃至三十二日間繼續使用す (釧路市)
- 一、三、四、五月三十九日 六、七、八月二十六日 九、十、十一月三十一日 十二、一、二月四十一日 (長崎市)

- 一、濾過池使用日數平均 春四十五日、夏三十七日、秋六十三日、冬六十四日 (岡山市)
  - 一、春期三十日、夏期十八日、秋期二十五日、冬期四十日 (門司市)
  - 一、最長 春六十三日、夏八十四日、秋四十四日、冬八十六日
  - 一、最短 同四十六日、同三十八日、同二十三日、同六十四日 (鳥取市)
  - 一、本市上ヶ原浄水場の緩速濾過に付て昭和三年三月三十一日より同四年三月三十一日迄
- | 月日  | 速度                | 水頭                | 鋤取回数 | 砂入回数 | 經過日數              |
|-----|-------------------|-------------------|------|------|-------------------|
| 五・一 | 九 <sup>R</sup> ・一 | 三 <sup>R</sup> ・八 | 一    | 一    | 四 <sup>R</sup> ・一 |
| 七・八 | 八・六               | 四・五               | 一    | 一    | 五 <sup>R</sup> ・八 |

八・一六	一〇・六	三・五	一	一	三九
八・一八	一	一	一	一	一一〇
十一・五	七・六	五・七	一	一	七八
十二・二六	一〇・〇	三・八	一	一	五一
翌二・一九	一〇・一	三・六	一	一	五五

(神戸市)

- 一、本市水道は伏流水なるを以て濾過繼續日數の參考とはなり難きも現在使用中の一池は八箇月以上にして尙異狀なし (大分市)
  - 一、春平均四十日間、夏平均十五日間、秋平均二十日間、冬平均四十日間 (高雄市)
  - 一、當水道は夏季三週間冬季五週間迄繼續す (花蓮港廳)
  - 一、平均春五十五日、夏二十日、秋冬四十日 (嘉義街)
  - 一、昭和三年度の調査に依れば凡そ左の如し
    - 春 約 四三日 綠藻發生最も著し
    - 夏 同 六三日
    - 秋 同 七〇日
    - 冬 同 五八日
- 但し當年の天候使用水量等の如何により若干増減す (廣島市)
- 一、一箇年中緩速濾過日數最大六十五日間最小九日間平均二十七日
  - 一、一年中秋期に長く夏降雨期に短し (臺北市)
  - 一、濾過繼續日數表

年別	自三月至五月	自六月至八月	自九月至十一月	自十二月
昭和元年	二二・六	一七・七	一七・九	一六・七
同二年	一七・一	一四・七	一七・九	一八・〇
同三年	一九・三	一一・九	一四・八	一二・一

但し落差は約一「米突」二〇櫃位迄使用しつゝあり (大阪市)

一、三月―五月 三十日間―五十日間

六月―八月 十五日間―三十日間

九月―十一月 三十日間―三十日間

十二月―二月 四十日間―六十日間 (新義州府)

一、一年間二―三回換砂をなす

五月 八月 一月 (高知市)

一、別段の事故なき限り繼續日數左の通り

一、二、三月中 九〇日

四、五、六月中 六〇日

七、八、九月中 六〇日

十、十一、十二月中 九〇日 (鎮南浦府)

一、從來五月と十一月の二回に砂採取をなせるを以て繼續日數は六箇月なり (關東廳)

一、春季三五・五日、夏季一五日、秋季二八・五日、冬季五一・五日 (松江市)

(七四) 鑄鋼兩鐵管ノ耐久比較其他優劣ニ就キ歐米各國ノ實例ヲ研究シ又ハ現在鋼鐵管ヲ採用セラレツ

、アル各所ノ意見承リタシ

理由 近來本邦各都市水道用主管トシテ鋼鐵管ヲ使用セララル、處アリ吾福岡市ニ於テモ送水管増設ノ急ヲ行ヒツ、アル今日其ノ耐久力經濟的方面其他ニ就テ兩者ノ比較ヲ詳知セントス (福岡市)

答

一、一部使用し居るも日尙淺き爲其の結果不明なり (屏東街)

一、鋼鐵管は鑄鐵管に比し繼手少なきを以て接合部の填充材料の節約勞銀並に埋設時間の減少と重量の鑄鐵管に比し其の半なれば運搬にも至極便利にして總ての點に於て費用を節約することを得

耐久力に付ては實驗に至らざるも當水道の如き大正二年通水以來今日迄未だ一回の事故もなく延長五、七二七間の中偶々年に六七箇所位の程度にて繼手に微少の漏水ありしのみなり (嘉義街)

(七五)

量水器検査済ノモノニ對シ検査ノ方法承リタシ (東京府江戸川上水町村組合)

答

一、器差を知る爲一々通水検査をなすこととせり (飯塚町)

一、再検査をなす (徳島市)

一、構造耐壓通水試験を行ふ (門司市)

一、檢定済の量水器に對する檢收方法は從來の無檢定量水器檢收と同様に取扱ひ居れり (山形市)

一、六三間に就き御承知ありし (大分市、神戸市)

一、流量試験のみにて檢收差支なきものと思料す (尾ノ道市)

一、檢定済のものとも雖も運搬等の爲め異状なきを保し難きに付量水試験をなす (高雄市、鹿兒島市)

一、當水道は金門商會々社製量水器試験器に依る (花蓮港廳)

- 一、檢定濟量水器購入に際し尙ほ試験器により重ねて検査をなす (臺南市、鎮南浦府、上田市)
- 一、度量衡法に依る試験施行の上検査す (廣島市、目黒町)
- 一、契約規格に依り検査せば可ならん (臺北市)
- 一、京都市規定により検査をなす (京都市)
- 一、單に檢定證印と運搬上より生ずる破損及取付捻子部を一定ゲージにて検査する外水壓其他詳細の検査を省略す (大阪市)
- 一、購入規格に依り検査す若し檢定濟のものにても規程に依る誤差を超えたる場合は採用せず (佐世保市)

一、檢定濟證印を檢し通水試験施行後是を收納す (堺市)

一、量水器を實際に取付け水量を計り正否を驗し不合格と認むるものは返送す (新義州府)

一、量水器檢査済のものとも雖も試験を行ひ荷も疑しきものは總て不合格品とす (高知市)

一、本市金門商會に依託して檢定を受け而して檢定済のものは其の儘檢収す (室蘭市)

一、試験後合格品のみに対し檢収を行へり (松江市)

一、給水区域内一部高地ニ對シ給水ヲ充實セシムル爲特種ノ設備ヲ施サシタルモノアラバ其ノ實況承リタシ (東京府江戸川上水町村組合)

一、第六五に同じ (長崎市、甲府市)

一、高所に水槽を設け配水管より電動唧筒を以て揚水し高地區域に配水す (福岡縣若松市)

一、ゴルフ場の高地は晝間給水困難に付夜間貯水せしむるため「タンク」施設せしめたる外特施の設備なし (淡水街)

一、高區配水塔の裝置を設く (堺市)

一、市内標高百尺以上の部分(高區と稱す)に給水する爲標高二百尺の高地にある配水池より更に

百尺高地に配水池を設け唧筒にて揚水し同配水池より配水し居れり其量は全使用量の約八分の一なり (關東廳)

露出セル鉛鐵管ノ防寒設備ノ方法如何 (神戸市)

一、藁等を捲き竹にて是を覆ふ等の方法を取れり (大牟田市)

一、鉛管—瓦斯管を稍管として施す

一、鐵管—繩を巻き其の上厚二寸の漆喰工事を施す (門司市)

一、水管橋の如きは外被を設け内部に糠を填充し居り相當效果あり給水鉛管は全部地下に埋設し立上りの部分は木箱にて覆ひ防寒設備は目下研究中なり (山形市)

一、藁を巻きつゝあり (水戸市)

一、八七問題回答事項参照せられたし (福井市)

一、鉛管外部を毛布にて被覆したる上をアスファルトテープにて螺旋巻とし木製外套にて被覆せり (目黒町)

一、「ポイラーフェルト」又は「ドンダロス」巻を爲す (大阪市)

一、石綿にて包み鐵板にて被覆す (堺市)

一、鐵管は亞鉛板製の被覆管内にオガクズを充填し鉛管はウエスを巻きメンテープにて押へ瓦斯管にて被覆す (高知市)

一、被覆を施し尙地下に吐水口及開閉裝置をなす (鎮南浦府)

一、立上り給水管に對しては一時的防備とし繩を巻き附け居るも大體は排水す、其他の配水管等の如きは先以て藁を全體に巻き付け其上を木にて覆ひたる後コンクリートを以て包鋪す (室蘭市)

一、室内に於て露出せる鉛鐵管の防寒材料は保温繩(毛屑を以て製したる繩)を巻付け使用す (關

東廳)

一、鉛鐵管の上部に「トタン」の捲筒をはめ其の中へ糊糠を堅く詰め以て防寒となしあるが効果ありと認む (上田市)

一、鐵管の防寒には保温灰にセメントの量を加へ水にて混和し三種位の厚さにて鐵管を包み更に寒冷紗を以て其の上を巻きトタン板にて被ひ其の上「タール」を塗る (松江市)

一、管の周圍に「フェルト」捲きを施し其外部を亞鉛板にて覆ふ (平壤府)

(七八) 沈渣作業ニ要スル硫酸礬土溶液ヲ調製スルニ當リ溶解方法ニ水ト蒸氣トノ二法アリ兩效力ノ優劣等ニ就テ試験セラレタル所アラバ其ノ成績承リタシ (神戸市)

答 一、蒸氣の方は溶解速かなるも費用を要す一回(二十貫匁まで)八貫匁の石灰を要す水にて溶解は長時間攪拌するを以て勞力を要す、費用は地方的に算出せらるべし、當市は蒸氣を使用す (釧路市)

一、水の方多少の效力あるも時間を要する爲め蒸氣法を採用し居れり (高雄市)

一、蒸氣を用ひたることなきも沸騰點に近き水に溶解したるものと冷水に溶解したるものと比較せしに其の效力に於て優劣を認めず (臺南市)

一、優劣なし (大阪市)

一、全部水溶解のみにて蒸氣にてなせる場合なきを以て比較成績不明なるも溶解に要する時間を冬期は水温攝氏五度乃至六度内外にて四時間を要し夏期は攝氏二十三度内外にて三時間を要し居れり (關東廳)

一、優劣試験等爲したる事なし、當所は豫め「クラッシュヤー」にて土塊を粉碎し粉狀となしたるものを水槽内に投入攪拌器により自動的に攪拌溶解せしめつゝあり結果良好なり (江戸川上水町村組合)

一、當市にては硫酸礬土溶液を溶解するに湯にて溶解す水にて溶解することあるも溶解力劣れるを以て前法に依る (臺北市)

(七九)

物品會計ヲ設ケテ工事材料ヲ整理スルト然ラザル場合トニ於テ左記事項承リタシ

一、購入ニ就テノ利害得失

二、人件費ニ就テノ増減

三、整理上ノ便不便

四、物品取扱上ノ便不便

五、運搬ニ就テ利害得失 (神戸市)

答

一、別に利害得失等を認めず (徳島市)

一、當廳に於ては物品會計を設け工事材料を整理し居れり

一、購入に就ては合議制なるに付利害得失なし

二、一人の書記を置く

三、整理上便

四、物品取扱上便

五、運搬に就て利害得失なし (鳥取市)

一、一定の取扱規定を設け整理するを何れの點より見るも得策と思料す (臺北市)

一、物品取扱規程により物品出納吏を置き整理せり

物品取扱規程

第一條 本規程に於て物品と稱するは左に掲ぐるものを謂ふ

一、事務用備品

二、事務用消耗品

三、事業用備品

四、事業用消耗品及材料

五、動物其他の動産但し有價證券を除く

第二條 物品の出納は年度を以て区分し毎年四月一日より翌年三月三十一日に至る十二箇月を以て一年度とす、年度所屬は出納したる日に依り区分すべし

第三條 物品出納の命令は官吏之を爲すものとす

前項に於て官吏と稱するは左の吏員及職員を謂ふ

- 一、市役所用品事務其他の官吏の所管に屬せる物品に付ては 經理課長
  - 一、土木部所管事業に關する事業用並事務用品に付ては 庶務部長
  - 一、社會部所管事業に關する事業用並事務用品に付ては 社會部長
  - 一、産業部所管事業に關する事業用並事務用品に付ては 産業部長
  - 一、建築部所管事業に關する事業用並事務用品に付ては 建築部長
  - 一、保健部所管事業に關する事業用並事務用品に付ては 保健部長
  - 一、電氣局に在りては 主計課長
  - 一、港灣部に在りては 庶務課長
  - 一、水道部に在りては 水道部長
  - 一、區役所に在りては 區長
  - 一、各廨に在りては 廨長
  - 一、市立直轄學校に在りては 學校長
- 前項に於て廨と稱するは病院療養衛生試驗所、工業研究所、博物館、圖書館及其他是に類するものを謂ふ

第四條、物品の出納保管を掌らしむる爲め前條の各局、部、課、廨、區及學校に物品出納吏を置き市長之を命ず

第五條 市長に於て必要と認める場所に物品分任出納吏若は物品取扱主任を置き市長之を命ず

第六條 物品出納吏及物品分任出納吏は官吏の命令あるに非ざれば物品を出納することを得ず

第七條 日常の消耗品は一箇月以内の需用概算額事業用品は必要なる概算額を見積り物品取扱主任に交附することを得

第八條 貯藏物品は物品出納吏若しくは物品分任出納吏専用物品は専用吏員共同物品は物品出納吏物品分任出納吏又は物品取扱主任是を保管すべし

第九條 物品を生産したるときは品質、形狀、數量、見積價額及使用材料を明記し物品出納吏又は物品分任出納吏に通知すべし

第十條 不用品又は毀損の爲使用に堪へざる物品は返納書に其の理由を記し現品を添へ所屬物品出納吏又は物品分任出納吏に返付し受領の證を徴すべし

第十條の二 各局、部、課、廨、區、學校長前條の物品其他不用品を處分せむとするときは

専決の範圍内に屬すると否とに拘らず總て監査部長に合議すべし

第十一條 前八條に定めたる保管の責あるときの故意怠慢に依り保管の物品を亡失毀損したるときは辨償の責に任すべし

第八條の保管者前項以外の事由に依り保管物品を亡失したるときは直に管吏局部課長及監査部長を得て市長裁決を受け其の整理をなすべし

前二項の規程は拂出後使用前に於ける事業用品に之を準用す

第十二條 物品出納吏及物品分任出納吏は左の帳簿を備へ物品出納事實を明にすべし

一、事務用備品出納簿

事業用物品請求書控 請求第 號

請求日	昭和 年 月 日	取扱者	交付書 照合
費目			
整理 区分	品 目	形質寸法	数量 単價 合 價 摘要
			円 円

水第五四號丙下用紙

No.

下記物品交付スベシ 水道部管吏	下水課 物品分任出納吏	係員	記簿
事業用物品請求書 請求第 號			
昭和 年 月 日請求	水道部下水課	出張所	物品取扱主任
費目			
整理 区分	品 目	形質寸法	数量 単價 合 價 摘要
			円 円
上記物品受領候也 昭和 年 月 日 物品取扱主任			

○ ○ ○

事業用物品交付書 No.

下記物品交付ス	昭和 年 月 日		
水道部下水課物品分任出納吏			
水道部下水課	出張所物品取扱主任渡 月 日請求第 號ノ分		
費目			
整理 区分	品 目	形質寸法	数量 単價 合 價 摘要
			円 円
物品取扱主任	係 員	記 簿	

○ ○ ○

作り物品出納吏又は物品分任出納吏に送付し残餘を生じたる物品は之を返納すべし

(大阪市)

- 二、事務用消耗品出納簿
- 三、事業用備品出納簿
- 四、事業用消耗品及材料出納簿
- 五、動物其の他の動産出納簿
- 六、事務用備品交付整理簿
- 七、事業用備品交付整理簿

第十三條 物品取扱主任は物品受渡簿を備へ其の取扱を整理すべし。  
第十四條 物品出納吏若くは物品分任出納吏又は物品取扱主任更替したるときは其の保管に係る物品の授受を了し其の年月日を帳簿の末尾に記載し双方署名捺印すべし。  
前任者死亡其の他の事故により引繼を爲す能はざるときは管吏局部長又は是に準すべきものは他の吏員をして引繼を爲さしむべし。

第十五條 削除

第十六條 市長は毎年度一回以上検査員を命じ物品出納の整理及現品を檢閲せしむ物品出納吏若くは物品分任出納吏更替の場合亦同じ。

第十七條 本規程施行に必要な細則は別に之を定む

物品取扱規程細則

第一條 物品を請求せんとするときは物品取扱主任を置きたる場合にありては物品取扱主任より其の他の場合にありては係員より物品請求書を所屬物品出納吏又は物品分任出納吏に送付すべし。

第二條 各部、課、麻長は事業毎に其の終了後一箇月以内に事業用消耗品及材料使用明細書を





費 目

購入品

品 目  
形質寸法

単位

11011

No. ....

年	月	日	摘 要 證券 見出	要 單 價	單 價	入		出		現		在		備 内 課 本
						受 入 金額	数量	交 附 金額	数量	現 在 数量	計 数量	金額	金額	

水第四九號之材「入用紙

一、(イ)有利と認む (ロ)若干増加を來すものと思考せらる (ニ)便利 (ホ)便利 (新義州府)  
 一、本市は水道課に於て物品會計を爲さず一般會計に於て處理す而して水道は特別會計なるを以て水道課に於て處理するを便とす然れども人件費の經濟上一般會計に於て取扱を爲せり  
 (室蘭市)

一、物品會計を置くことは整理上非常に便益あり  
 (一)大體に於て利益あり  
 (二)人件費は増加す  
 (三)整理上には便あり  
 (四)取扱上にも便あり  
 (五)利益あり (上田市)  
 一、工事材料購入を専門的に取扱ふを以て總てに於て利益 (一)人件費は若干増 (二)便 (三)便 (四)有利 (平壤府)  
 一、(一)に付購入品數量決定に付利益ありと認む (二)に付き多少の増加あり (三)に付整理確實となる (四)に付多少の不便あり (五)に付多少費用は己を得ず (津市)  
 (八〇) 物品會計ヲ設ケテ工事材料ヲ整理セラルル取扱振承リタシ (神戸市)

答 一、主として吏員一名をして整理せしむ (徳島市)  
 一、毎日就業に係る材料は専任書記に於て工事設計書謄本に基き出業前職工に引渡し終業の際は使用材料と残品材料とを對照點檢し受入するものとす (鳥取市)  
 一、整理の爲め用ゆる様式別紙の通り (大阪市)  
 一、水道課員をして分擔せしめ居れり (高松市)  
 一、工事材料は請求傳票に依り物品出納役より請求し工事竣功の上照合す

急を要する修繕工事等に要する材料は豫め受領し置くこととす (關東廳)

一、當市には専門の物品會計取扱にはあらざるも兼務のもの一名置きて工事材料一切取扱はせ總てに於て便利あり (上田市)

一、工事材料の購入を専門的に取扱ふを以て總てに於て利益 (一)人件費は若干増 (二)便

(三)便 (四)有利 (平壤府)

一、購入したる材料を必要に應じ拂出し残材を生じたる場合は還納せしむ (津市)

(八一) 名古屋市水道ノ防空演習ニ對スル經過竝ニ對策ヲ承度シ (四年七月七日名古屋新聞記載)

(津市)

(八二) 隣接町村ヨリ給水申込アリタル場合鐵管布設工事費ニ對スル左ノ場合ニ於ケル取扱振ト其ノ理

由ヲ併セ承度シ

一、國縣補助アル市内配水鐵管布設工事中ニ申込タル場合鐵管工事費ニ對スル負擔關係

二、市費ヲ以テ施工ノ場合町村ニ對シ其ノ工事費ノ全部又ハ幾分ヲ負擔セシメシヤ否

說明

當市、市外給水條例ニヨリ水料ハ既ニ決定シアレドモ鐵管布設工事ニ付テ考慮ヲ要スル事

ハ給水ヲ町村へ勧誘シタル場合ト町村ヨリ申込ミタル場合ト其ノ趣ヲ異ニシ又市財政ノ如何

ニ據ル事論ヲ俟タザルト雖各市ニ於テ取扱カハレシ實狀竝理由ヲ承知シ當市ノ參考ト致度シ

(津市)

答

一、給水區域の變更をなさざる限り全部請求者の負擔となすこととせり (飯塚町)

一、鐵管の布設替を要する場合は其の費用及市村境界迄の鐵管布設費全部を徴收す (岡山市)

一、隣接町村より給水の申込ありたる場合は其の工費は一切申込者負擔とせり (和歌山市)

一、隣接町村の一部に對し給水を實施しあるも是れが爲殊更に鐵管の布設したるものにあらざる

爲本文の工事費は全部市の負擔となせり (山形市)

一、區域外給水の認可を得て施工し工事費全部市の負擔となせり (尾ノ道市)

一、給水すべき町村と上水供給契約を締結し町村は水道條例に依り水道布設の認可を受けるとす

隨つて町村内の工費は全部其町村の負擔とし給水の爲め市内に鐵管布設を要する場合は其の

費用は町村より徴收す (大阪市)

一、第一號該當事項なし、第二號の場合に於て關係町村に負擔せしめたることなし (佐世保市)

一、給水申込者負擔とす (堺市)

一、(二)市外給水條例を設け布設工事費一切を町村の負擔として施行せり又前項の場合と雖も先

方の負擔とせり

(二)全部町村の負擔とせり (上田市)

(八三) 水道水源水ガ水ニ因スル三病ノ如キ原因ニヨリ汚染サレタルトキハ如何ナル措置ヲ取ルヲ適當

トスルヤ承度シ (津市)

答

一、鹽素消毒を以て適當とす (新發田町)

一、確證あらば源水及上水の殺菌を斷行し場合に依りては一般該源水の使用を停止すべきなり

(長崎市)

一、給水停止の上菌種に依り適當と認めらる殺菌法を講じ數回試験反覆の上是を認めざるに至り

通水す (鳥取市)

一、適當な藥物例へば鹽素瓦斯の如き三病菌を死滅せしむる藥物を使用すべきを可也とす

(嘉義街)

一、當時の狀況危險の程度等に依り自ら其の措置異ならんも鹽素消毒等は最も有效ならん

(廣島市)

一、鹽素消毒法の實施を適當とす (臺北市、新義州府、江戸川上水町村組合)

- 一、未だ實驗なきもクロール石灰の消毒法を取るを適當と信ず (福井市)
- 一、最大量のクロールにて殺菌するを適當と思考す (佐世保市、松江市)
- 一、本市に於ては事例なきも此の場合に於ては本水源の伏流水揚水を停止し補助水源鑿井揚水のみによるべき見込 (高松市)
- 一、淨水の完全なる鹽素滅菌を施行するを唯一の適當なる措置と思惟す (高知市)
- 一、左の各項を勵行するを適當の處置と認む
  - (一) 水源地、淨水池、配水池區域内に於ける交通取締をなすこと
  - (二) 濾過水の水质良否に拘らず鹽素消毒を行ふこと
  - (三) 水质試験の勵行と共に淨水作業を完全になすこと (鎮南浦府)
- 一、鹽素オゾン過酸化水法に依る外なし (平壤府)

## (八四)

都市計劃ニ依ル道路改築又ハ市費支辨道路改築ニ當リテ水道給水用各個人所有配水鉛管其他ノ設備ニ對シテ補償費支拂方法及ハ其ノ措置方法ヲ承リタシ (豊橋市)

答

- 一、水道課として補償をなしたることなし (飯塚町)
- 一、本市提出第六九號に同じ市費支辨道路によりては凡て市費負擔見込 (宇都宮市)
- 一、給水装置變更に關し公道にあるは市水道課より又一個人に關するものは其所有者より各變更の必要ある工事提案者に對し水道課の調査せる撤去費用を請求す、然して更に是等を取附するに於ては又前述の方法に於て其取附費を請求するも是等の兩額を其の工事提案者の補償額と決定するものなり (宇和島市)
- 一、起業者より實費の補償を支拂居れり (徳島市)
- 一、市費支辨道路改築等の場合個人所有給水設備の移轉費等は市費を以て是を支辨す (大田牟市)
- 一、本市は街路の部分は市有なるを以て他日街路となるべき部分は土地家屋と共に買收補償をな

さしめ水道管は別途補償せざることを (岡山市)

- 一、各個人に對し設備變更又は改造を行ひて給水上支障なからしむるに於ては別に補償の要なきものと思考す (門司市)
- 一、市費を以て所有者希望の箇所に移轉するの外補償費等の支拂を爲さず (鳥取市)
- 一、道路改築に伴ふ水道器具の移轉は給水装置所有者手續に依り施行其工事費は装置所有者負擔装置所有者は原因を起したる當事者より補償を受け居れり (神戸市)
- 一、移轉其の他の工事は所有者の請求を待たず本市に於て之を施行し其の費用は移轉の必要を生せしめたる者の負擔とせり (市水道使用條例中に規定せり) (山形市)
- 一、本市に於ては補償費の支拂をなさず全部請求者の負擔とす (尾ノ道市)
- 一、企業者に於て負擔す (高崎市)
- 一、従來街に於て移轉費を負擔し居れり (屏東街)
- 一、總て道路改築のため鉛管其の他の設備に變更を要する場所は所有者たる各個人より費用を徵收し居れり (嘉義街)
- 一、移轉工事費のみを市費負擔とし材料等補足のものに對しては所有者より代金を徵收す (廣島市)
- 一、道路改築の内下水溝又は單なる路面改築の如き配水鐵管に移動なきものにして既設給水鐵管等に修覆増減を生じたる場合には改築費を以て支辨道路の改廢に因る配水鐵管の埋設替等に因る給水鐵管の増減等は給水設備申請者の負擔として取扱べきものと思料す (臺北市)
- 一、前段の分は實例なきも後段にありては道路管理者に於て撤去及移轉費等補償し居れり (福井市)
- 一、市の負擔とせり (大阪市、上田市)

一、公道は市費負擔とするの外補償費を支拂たることなし (佐世保市)

一、復舊費として徴収す (堺市)

一、撤去に對する工事費全部を補償す (高松市)

一、本市は水道課に於て人夫賃を補償す、材料費は各個人より徴収す (室蘭市)

一、一般給水工事の方法に依りて完成後は精算の上事業者より徴収しつゝあり (平壤府)

一、水源保護ニ付縣並ニ内務省ニ於テ處置セラレタル實例アラバ承リタシ (豊橋市)

一、水源保護の内其の涵養林濫伐を防ぐ爲地方廳に申請して保安林とし其の保護をなせり (宇和島市)

(八五)

答

一、聚水地域に對し縣に於て開墾制限をなせり (鳥取市)

一、當水源は水源涵養保安林に編入されたるものなり (淡水街)

一、水源一體保安林に編入 (甲府市)

一、縣會を以て水道取締規則を制定せらる (佐世保市)

一、砂止堰堤の設置あり (堺市)

一、縣令に依り上流に於て汚水行爲を禁止 (高知市)

一、集水面積全部を道廳にて保安林に編入せり (新義州府)

一、伏流水ヲ水源トスル水道ニ於テ年次ノ經過ト共ニ集水量ノ減少シタルモノアラバ其ノ狀況承リ

タシ 本市水道ハ徑五分ノ細孔ヲ有スル内徑二尺五寸ノ「コンクリート」管ヲ空接シタル集水埋渠

ニ依リ集水シタルモ年次ノ經過ニヨリ諸種ノ原因ノタメ集水量遞減スルコトナキヤ憂フル

モノナリ類似施設ヲ有スル各市ノ實驗ヲ承リタシ (八王子市)

答 一、(六一)を參照 (釧路市)

一、布設後滿三箇年を経過せるも減少を認めず (徳島市)

一、本市の水道も伏流水を水源とせり尤も集水溝隧道及暗渠の三つよりなれり其水量は年々遞減

するの傾向ありたるも堰堤築設の結果却つて増水せり (山形市)

一、通水後三十箇月未だ減量を認めず (大分市)

一、(六一) 小倉市の提案に對し述べたる如く年次の經過により著しく減少すること確實なり (嘉義街)

一、本市は内徑二十四時の混凝土管(無孔)を空接とし其の間隙より流入せしめあるも集水量減少

の事實なし (高知市)

一、(六一)問三項に同じ照合のこと

大連水道の伏流水集水の方法は河を横斷して伏堰堤を設け堰堤内部に暗渠を設け鐵管に依り

揚水唧筒所に導水するものにして明治四十一年以來繼續使用しつゝあるも遞減を認めず尤も

最大渴水時の湧水量は三千噸内外のものなり (關東廳)

一、當所の水道は伏流水を水源として實施し本年にて七年目に相當するも未だ水量の減少したる

事實なし (上田市)

一、給水鉛管ノ地上立上リ部分ノ凍結及破裂ノ豫防法中最モ簡易經濟的方法ヲ承リタシ (八王子市)

(八七)

答

一、三方コック形の上水栓に依つて地下に排水 (宇都宮市)

一、羅紗若くは毛布製品を以て纏包せしむ共用栓は俄を以て全装せしむ (新發田町)

一、最低零下五度程度の實驗莖を捲き竹を以て覆ふ (大牟田市)

一、給水鉛管の凍結破損殊に立上りの部分凍結豫防には種々研究調査中なるも未だ良法を發見す

るに至らず依つて立上りの部分に對し肉厚の鉛管を使用し試験することとせり (山形市)

- 一、防寒布又は藁を巻くが宜しからん (水戸市)
- 一、御要求の條件に適合し能はざらんも本市にては地上立上り部分の鉛管に對しては總て防寒用「フェルト」を二重に捲き付け更に面穩又は瓦斯管を以て覆を施し居り (福井市)
- 一、二階又は三階等高所立上りの場合は立上り鉛管の下部へ排水止水栓を取付く凍結に對し相當好果あり (甲府市)

一、「ボイラーフェルト」巻を簡易且經濟的と思料す (大阪市)

一、當府にては凡て瓦斯管を使用し保護箱を以て凍結及破裂の豫防をなし居れり (新義州府)

一、鉛管外部は瓦斯管を以て被覆し居れり (高松市)

一、銅管を使用するを目下簡易經濟的方法と思料す (高知市)

一、七七問參照 (室蘭市、大分市、鎮南浦府)

一、當地に於ては水栓柱外四寸角長七尺のものを使用し柱溝内に入るべき鉛管に「ピアンスウール」(一尺一錢のもの)にて巻包み居れり (關東廳)

一、當所は經濟的方面より鉛管及「カラン」迄藁にて厚く包む方法及又更に重箱を掛くる二方法のみを取り勵行し居るも成績稍有效なり (上田市)

一、地表より一尺位下より牛毛フェルトを以て包み更に木箱にて被ふ方簡易にして其の上箱とフェルトの間にオガ屑を入れた方より有效ならむと信す (松江府)

一、地下に立管内の排水装置を施し管の周圍は「フェルト」を以て捲き込み鋸屑又は粗穀を入れたる箱を覆ふ (平壤府)

一、停車場擴張線路ノ變更等ノ場合ニ於テ既設配水本支管ノ位置變更ヲ要スル場合其ノ工事費ハ總テ水道經營者ニ於テ負擔スベキモノナリヤ依ルベキ法令及各市ノ實例承リタシ (八王子市)

一、市に於て負擔し居れり (徳島市)

(八八)

一、本市に於て停車場附近にて省線横斷せる配水鐵管を一部擴張の爲布設替せしことあり省線横斷工事施行に對し省線との契約書に擴張其他必要と認むる場合は市費負擔を以て工事施行されたとある故當市の費用を以てせり (福岡市)

一、工事費は其の工事を爲すの必要を生せしめたるものゝ負擔とす (當市水道給水條例二四條) (門司市)

一、民法上の解釋に依り其原因を生せしめたるものより費用全部を徴收し居れり但し國縣道の場合に限り是を市の負擔とすることに取扱居れり (鳥取市)

一、本市縦貫の省線高架に變更せられたる爲配水管の位置變更を要す是が移轉工事費は鐵道省より受けり (神戸市)

一、停車場擴張其他に關し市道内配水管位置變更の場合に在りては凡て企業者に於て是が負擔を實行せり鐵道用地内布設部分の移轉に對しては鐵道用地使用許可指令の條件に基き水道事業者に於て之を負擔す (大分市)

一、道路の變更の場合は水道經營者負擔とするも停車場擴張其他の場合には工事請求者の負擔とす (水戸市、大阪市)

一、道路管理者の場合を除くの外總てを施行の必要を生せしめたるもの負擔として居れり (廣島市)

一、擴張道路の爲め數回鐵管を移轉せしも總て補償により施行せり (基隆市)

一、經營者に於て負擔するより他に途なからん (臺北市)

一、共同負擔すべきものと認む (淡水街)

一、變更に至らしめたるものゝ負擔とす (福井市、鹿兒島市、甲府市、堺市、平壤府)

一、停車場擴張の場合企業者負擔其他の場合は經營者負擔 (高松市)

一、停車場擴張の場合企業者負擔其他の場合は經營者負擔 (高松市)

一、停車場擴張の場合企業者負擔其他の場合は經營者負擔 (高松市)

一、停車場擴張の場合企業者負擔其他の場合は經營者負擔 (高松市)

一、停車場擴張の場合企業者負擔其他の場合は經營者負擔 (高松市)

一、停車場擴張の場合企業者負擔其他の場合は經營者負擔 (高松市)

一、停車場擴張の場合企業者負擔其他の場合は經營者負擔 (高松市)

一、停車場擴張の場合企業者負擔其他の場合は經營者負擔 (高松市)

一、停車場擴張の場合企業者負擔其他の場合は經營者負擔 (高松市)

一、停車場擴張の場合企業者負擔其他の場合は經營者負擔 (高松市)

一、停車場擴張の場合企業者負擔其他の場合は經營者負擔 (高松市)

一、停車場擴張の場合企業者負擔其他の場合は經營者負擔 (高松市)

一、停車場擴張の場合企業者負擔其他の場合は經營者負擔 (高松市)

一、停車場擴張の場合企業者負擔其他の場合は經營者負擔 (高松市)

一、停車場擴張の場合企業者負擔其他の場合は經營者負擔 (高松市)

一、停車場擴張の場合企業者負擔其他の場合は經營者負擔 (高松市)

一、停車場擴張の場合企業者負擔其他の場合は經營者負擔 (高松市)

一、停車場擴張の場合企業者負擔其他の場合は經營者負擔 (高松市)

一、停車場擴張の場合企業者負擔其他の場合は經營者負擔 (高松市)

一、停車場擴張の場合企業者負擔其他の場合は經營者負擔 (高松市)

一、停車場擴張の場合企業者負擔其他の場合は經營者負擔 (高松市)

一、停車場擴張の場合企業者負擔其他の場合は經營者負擔 (高松市)

一、停車場擴張の場合企業者負擔其他の場合は經營者負擔 (高松市)

一、停車場擴張の場合企業者負擔其他の場合は經營者負擔 (高松市)

一、停車場擴張の場合企業者負擔其他の場合は經營者負擔 (高松市)

一、停車場擴張の場合企業者負擔其他の場合は經營者負擔 (高松市)

一、本市は鐵道省の負擔とせり (室蘭市、上田市)  
一、公道路の場合には市にて負擔せり (松江市)

(八九) 鑄鐵管ト鋼鐵管ノ利害ニ付研究セラレタル結果承リタシ (佐世保市)  
答 一、問題七四と同じ (高雄市)

一、(七四問) 福岡市提案に對し述べたるが如し (嘉義街)  
一、金州水道に於て明治二十九年頃布設したる四吋鋼鐵管を本年八月掘上げたるに殆ど全部蜂の巢の如く腐蝕せり地質は少量の鹽分と稍濕氣を帯び居れり御參照迄 (關東州)

(九〇) 量水器故障ノ爲使用水量明確ナラザル場合は合理的の使用水量認定方法承リタシ (佐世保市)  
答 一、前三箇月分平均を以て算定しつゝあり (飯塚町、水戸市、花蓮港、大牟田市)  
一、本市は六月來の使用水量に依り算定しあるも尙研究の餘地あるべし本市提出第六八號 (宇都宮市)

一、故障前後の使用量を參酌す (和歌山市、高雄市)  
一、(六八) 參照 (釧路市、鳥取市、尾ノ道市、臺南市、室蘭市、嘉義街、廣島市、松江市、平壤府、甲府市、堺市、新義州府、關東廳)  
一、前回の使用量に依り日割を以て計算す前回の使用量なきもの又はに依り難き場合は認定による (徳島市)

一、前年同月及前三箇月の使用水量を參酌して認定す (長崎市)  
一、多量使用者の如き時期に應ず使用量に一定せざるものは推定に困難なるも年間の平均に依るか前年同月に依る等適當に推定するの外なし (福岡市)  
一、前年同月分故障の前月分及修理後の使用水量を參酌して認定する (岡山市)  
一、故障の前回若くは量水器取換後の消費高を標準とし其の期間の使用量を査定し居れり (神戸市)

一、量水器故障の爲使用水量明確ならざる場合は前月分の (平常の場合) 水量の標準として認定し居れり (山形市)

一、當市に於ては前月消費割合を以て認定すること、せり最も故障が量水器取付當月に生じ前月水量なき場合に限り最低水量を以て認定水量とす (大分市)  
一、前月の使用水量を以て認定 (臺北市、淡水街、鹽釜町)  
一、本市に於ては前月分の水量又は前三箇月分平均若は前年同月分の水量を參酌して認定す若し以上に依り難きものは量水器取換後の率に依る (福井市)

一、前後の使用水量を平均するを最も合理的と認む (目黒町)  
一、前後の平均又は前年同期の使用量を參酌し認定せり (大阪市)  
一、前三箇月以上一箇年間の平均使用水量によるの外なからん (高松市)  
一、前月の使用水量を以て認定し尙ほ特に不都合なる場合は前一箇年間の使用水量を平均し認定す (高知市)

一、當該季節に依る既往三箇月の通常使用量の平均量に依る但し新規給水にして上記の平均量を得難き場合は是と生活状態の酷似せる他の給水者の例に依る (鎮南浦府)  
一、當所の條例は其の場合には前月の使用水量に依り料金測定することに定め居れり (上田市)  
一、實際取扱方法としては前二箇月を均分して決定す (江戸川上水町村組合)

(九一) 水道使用節約ニ關スル最善便宜方法承リタシ (佐世保市)  
答 一、節約に關する宣傳に努め各使用者に注意を促し尙濫水に對する取締を嚴にす (徳島市)  
一、計量制度に依り各自制せしむるの外なかるべし (長崎市、臺北市、福井市、新義州府、高松市、上田市、鹽釜町、和歌山市)

- 一、主婦會合を催し講話懇談會を開き或は水源淨水池等の見學をせしむる事學校に於て兒童に教示する事等 (大牟田市)
  - 一、要は使用者に理解あらしむるにあり  
本市の例宣傳ビラ配布町總代をして宣傳せしめたること、學校生徒、兒童を通じて家庭に理解せしむること、湯屋、理髮店其の他市内の掲示等 (門司市)
  - 一、使用節約に關する最善便宜の方法未だ發見せざるも先年水量不足の爲止むを得ず節約をなさざるべからざる事由及少量の水をも節約せられ度旨を印刷し各給水者等に配付すると同時に巡視をして各受持區内に涉り節約宣傳をなしたる結果案外良果を得たる事あり (山形市)
  - 一、五三と同じ (大分市、松江市)
  - 一、學校其他一般に宣傳ビラを配布し公設共用栓附近には是を貼付して一般に水道使用節約方を周知せしむるが可ならん (水戸市)
  - 一、新聞及宣傳票並に職工工夫に依り注意し居れり (屏東街)
  - 一、當水道本件に關しては目下印刷物並に巡視員をして節約宣傳し居るも最善方法見出し得ず (花蓮港廳)
  - 一、無駄に使用するものは注意する、必要なる使用に對しては何等制限を加へず (大阪市)
  - 一、節約の告知又は宣傳をなす (堺市)
  - 一、種々宣傳に努めたりしも其の効果なかりしが如し (高知市)
  - 一、最も有效なる節水を期する爲め止水栓を或程度迄閉鎖し流量を節制するを良とす (鎮南浦府)
  - 一、(五三)と同感なり但し斷水せず (室蘭市)
  - 一、節水宣傳を行ふと共に水源地見學の上斯道知識を與ふるものとす (平壤府)
- (九二) 水道制限給水ノ場合導水管内ノ低壓ノ爲外部ヨリ汚物ヲ吸引シ細菌度的又ハ化學的ニ水質ノ變

化ヲ來シタル例アラバ其ノ狀況承リタシ (大邱府)

答 一、外部汚物又は汚水を吸引することは想像し得即ち毎回排氣弁の阻水弁を開閉するのみならず兎も角其の儘制限給水するときは排氣弁よりは汚水又は空氣は共に汚物の吸引は脱れず排氣弁に「チャツキバルブ」の併用せられんことを主張す (釧路市)

(九三) 全部計量制ニ改メシモノアラバ其ノ當時ノ左記事項承リタシ  
イ、改正後給水戸數一時減少セル傾向ナキヤ  
ロ、改正後水道使用料並ニ量水器使用料増減セルモノアラバ其ノ改正前後ノ各料金  
ハ、改正前後各月ニ於ケル使用料總額  
ニ、改正前後各月ノ總使用水量 (和歌山市)

答 一、當町に於ては昭和二年九月専用栓全部を同十二月に共用栓全部を計量制に變更し左の數を見たり

使用戸數		使用料金		總使用水量	
月	戸數	月	料金	月	水量
6	2,389	6	3,019	6	32,780
7	2,444	7	3,052	7	36,645
8	2,554	8	2,810	8	31,130
9	2,496	9	2,885	9	23,920
10	2,531	10	2,784	10	19,890
11	2,539	11	2,774	11	20,600
12	2,557	12	2,721	12	19,820
1	2,611	1	2,768	1	19,890
2	2,598	2	2,767	2	17,840
3	2,633	3	2,848	3	20,940

給水料金は放任制の場合一家五人迄一圓一人を増す毎に二十錢栓口を一箇増す毎に四十錢を徴收し當時計量栓は十立方米突迄一圓五十錢以上一立方米突を増す毎に十錢を増徴しつゝありしを改正後は全部一箇月八立方米突迄を最低一圓とし以上一立方米突を増す毎に十錢を徴收しつゝあり (飯塚町)

一、本市昭和四年一月計量制を實施したり實施後の狀況は會議場に於て説明することゝしたり (統計表作製中) (宇都宮市)

一、明治四十五年一月全部計量制實施

イ、給水戸數減少せず

ロ、改正前水道使用料

改正後同

量水器使用量は徴收せず

ハ、不明

ニ、改正前

明治四十四年

一、二、三月

四、五、六月

七、八、九月

十、十一月、十二月

一、イ、改正後給水戸數減少せず

對照仕難し

改正後

大正二年

一、二、三月

四、五、六月

七、八、九月

十、十一月、十二月

ハ、船舶給水を直營とせし結果

三八〇・五〇五圓餘  
四七七・六〇〇圓餘

明治四十三年度  
大正元年度

七四・三五六圓餘

八九・六一六圓餘

九八・六九六圓餘

三三八九圓餘

一、二、三月

四、五、六月

一、二、三月

四、五、六月

七、八、九月

十、十一月、十二月

六五・〇三三圓餘

七五・八九一圓餘

八四・〇九四圓餘

八四・〇九四圓餘

月別	改正前水量 立方米	改正後水量 立方米
1	225,190	221,120
2	219,940	203,230
3	236,620	227,160
4	239,370	222,420
5	250,060	237,870
6	248,070	235,290
7	263,020	249,250
8	265,510	252,190
9	242,610	239,190
10	255,910	229,600
11	243,370	212,690
12	259,120	224,190

(基隆市)

一、イ、なし

ロ、専用栓

量水器口径

二分の一時

四分の三吋

一時

一時二分の一

二吋

三吋

四吋

共用栓

二分の一時

四分の三吋

一時

ハ、改正前(大正十三年六月)

改正後(大正十四年六月)

ニ、改正前(大正十三年四月)

改正後(大正十四年四月)

一、本年四月改正したるものにして目下比較調査中(福井市)

一、(イ)なし

基本料金

一圓

一圓二十錢

一圓四十錢

一圓八十錢

二圓二十錢

二圓八十錢

三圓三十錢

舊基本料金

九十錢

一圓十錢

一圓三十錢

一圓六十錢

二圓

二圓五十錢

三圓

五十錢

七十錢

九十錢

四十錢

六十錢

八十錢

二一、九九三・二五圓

二四、八五四・四八圓

八八七、二八九立方米

五八五、六五三立方米

(臺北市)



(ロ)計量制とせしとき従前徴收せし量水器使用料を廢し且つ限度使用料を廢し量水器表示量に依り水料を徴收する事とし前記量水器使用料及限度使用料撤廢による差金は是を基本料金として徴收す前後收入額に大なる變化なきことを基準とし改正せし爲著しき増減なし

- (ハ)改正前七月 使用料 一六、九二四・〇八圓
  - 改正の月八月 同 二〇、三〇九・九三圓
  - 改正の翌月 同 一六、九六一・九六圓 (甲府市)
- 一、全部計量制に改めたる當時は時間給水を爲したるに依り使用水量の比較明確ならず使用料は料金率を變更せしを以て是又比較し難し、給水戸數減少したる如きことなし (大阪市)

(イ)あり

(ロ)量水器使用料徴收せず、改正前の水道使用料

専用 第一種 一・二〇〇圓

共用 第二種 一・五〇〇圓

〇・六〇圓

改正後の使用料

専用 第一種 一・二〇〇圓

第二種 一・八〇〇圓

共用 九〇〇 (三人以上使用) 六〇〇圓

(ハ)改正前の使用料總額 二二、九〇七・一四圓 (大正十五年四月)

改正後の使用料總額

- 二五、〇五九・四二圓 (大正十五年七月)
  - (ニ) 四、二一六、五八〇立方尺 (大正十三年六月)
  - 四、一六四、七一五立方尺 (大正十三年七月) (高松市)
- 一、本市は本年八月一日より全計量制に改めたるに改正後給水戸數減少の傾向なし  
使用料は特に増減なし  
使用水量は四割六分減じたり (高知市)
- 一、(イ)約二割減を來せり
- (ロ)全部計量制改正前後に於ける水道使用料左の如し  
但量水器使用料はなし

種別	改正前			改正後		
	計量に依る給水	計量に依らざる給水	種別	一箇月最低使用水量	一箇月最低使用料金	超過毎に増加料金
専用(官公署及營業用)	四〇	四	専用(第一種)	四〇	五・〇〇〇	四
私設共用	二二	〇・一〇〇	同上(乙)	二〇	二・〇〇〇	〇・一〇〇
同上(營業用)	二二	〇・一〇〇	専用(第二種)	一〇	一・〇〇〇	〇・一〇〇
公設共用	—	—	同上(營業用)	七	〇・〇〇〇	〇・一〇〇
同上(營業用)	—	—	同上(營業用)	一〇	一・〇〇〇	〇・一〇〇
同上(營業用)	—	—	同上(營業用)	三・五	〇・四〇〇	〇・一〇〇
同上(營業用)	—	—	同上(營業用)	五	〇・六〇〇	〇・一〇〇

(ハ) (ニ)全部計量制に改正前後各月に於ける使用水量及使用料金如左

月 分	改 正 前			改 正 後		
	四月	五月	六月	七月	八月	九月
給水量(立方米)	三〇、七七三	三四、一九八	三六、〇四〇	三七、四七八	二二、八三三	二二、九三三
給水使用料(圓)	三、二九八	三、六三三	三、四八一	三、四〇五	一、九二四	二、七三九
					二、九〇〇	二、九〇〇
					二、九〇〇	二、九二五
					一、九八六〇	一、八八九六
					一、七六六六	一、四〇三八
					二、五六三	二、五九九
					二、九一八	二、九一八

(鎮南浦府)

一、(イ)減少の傾向なし

(ロ)改正前一栓に付き一戸五人以内九十錢一人を増す毎に十錢一栓を増す毎に十五錢増徴せり改正後基本水量一箇月十立方米迄一箇月七十錢超過水量一立方米又は端數毎に七錢五厘とし外に量水器使用料を徴收す

(ハ)改正前七、七九三圓改正後七、二二三圓

(ニ)改正前一四八、一三〇立方米 改正後一二二、八九一立方米 (松江市)

一、(イ)給水戸數に減少なし

(ロ)水道使用料増収と認む (鹽釜町)

一、放任計量併用制なるを以て該當事項なし (平壤府)

(九四) 配水管内ノ流速及水壓測定器ニ關スル實驗アラバ承リタシ (大阪市)

答 一、流速測定の例なく水壓器は給水池に於て二、三箇所に設置せり (臺南市)

一、流速を測定したる事なきも水壓は消火栓に壓力計を取付け測定し居れり (關東廳)

一、流速漸定の經驗なきも水壓に就ては米國エツチダブリユークラーク會社リーク、インデケイターを使用す (津市)

(九五) 大送水管ニ「ガナイテッドパイプ」又ハ「モルタルラインドパイプ」ヲ使用セシ經驗アラバ承リタシ (大阪市)

(九六) 鐵筋混泥土造導水渠ノ漏水防止方法如何 (大阪市)

(九七) 引込管トシテ鋼管使用ノ可否 (大阪市)

答 一、可ならん (徳島市、大分市)

一、地質により鋼管の使用を可と認む (屏東街)

一、多量に水を使用する箇所は支障なきも使用少き箇所は腐蝕し易く時として錆の混じたる濁水

流出することあり又命數も鉛管に比し短かし (基隆市)

一、一部瓦斯管を使用せる部分ある金錆を生じ成績不良なり且修理不能なり (臺北市)

一、生命期間短き故否とす (鎮南浦府)

一、可ならんも大連水道にて以前(マンネスマン)鋼管を使用したるも腐蝕速なりしたため現今は使用せず (關東廳)

(九八) 重力式ニ據ラズシテ唧筒直送ニテ遠距離ヲ送水(配水ニアラズ)セラル、所アラバ其ノ成績承リタシ (關東廳)

答 一、遠距離ならざるも千三百三十間の唧筒直送(毎分百二十立方呎十八吋鑄鐵管)は豫期の流量

あり(通水後三箇年) (釧路市)

一、内徑十四吋送水管に依り一日五十六萬石の水量を約三千間の距離に送水しつつあり (大牟田市)

(九九) ヒユームコンクリート管ヲ送水管トシテ使用シタル實例ニ就テ左記成績承リタシ

イ、流水及流量ノ關係

ロ、漏水及故障ノ程度

ハ、敷設費ノ鑄鐵管ニ對スル比較 (關東廳)  
答 一、(イ)なし

(ロ)地盤軟弱の箇所の接合部に故障を生ずることあり

(ハ)低廉なり鐵管 十五吋十二呎 八四、〇〇〇 ヒューム管 十八吋八尺一八、四七〇  
十四吋 四八、九二〇 六吋六尺 二四、二四〇 (新發田町)

(一〇〇) 甲ノ承諾ヲ受ケ甲ノ給水管ヨリ支分引用シタル者ヲ後日ニ至リ水量不足其ノ他ノ理由ニテ甲ヨリ切距ノ要求ヲ受ケタル場合ノ實際取扱振ヲ承リタシ (關東廳)

答 一、支管引用の場合本管所有者と連署を以て申請せしむることとせり而して其の申請書に左の追書を記せしめ當事者の申合せに依ることとせり  
追て「本管所有者の請求に依り中止、廢止、撤去又は變更の場合は異議申問敷候也」 (飯塚町)

塚町)

一、甲乙兩者間に協定せしむ (宇都宮市、大阪市、堺市)

一、當初の契約に依る (大牟田市)

一、豫め分岐引用者に通知せしめ分岐引用者が市に對し何等の手續を爲さざるときは給水を廢止したるものと看做す規定なるが實際は分岐引用者より直に改造工事の請求を爲し居れり (岡山市)

一、甲が承諾の場合特別の條件を付しあらざる限り甲乙合意の上ならでは水道係本件の如き要求に應ずる必要なからん (門司市)

一、布設の際甲の承諾書を徴する爲甲より切距の要求をせず若し有りとせば相互の交渉成立の上要求に應ず (鳥取市)

一、實例はなきも當事者間の協定に待つの外なし (神戸市、大分市)

一、甲の要求通り實施し居れり (屏東街)

一、當水道本件に關する場合其の要求に應し其旨支分引用者に忠告し更に配水管より引用せらる様勸めるに止む (花蓮港廳)

一、當市支分引用の際甲の承諾書を徴し置き後日甲の便利上切距を要求するも甲乙連署するにあらざれば切距に應せず (基隆市、淡水街)

一、當初甲の承諾に際し將來水量不足の場合に於て切放し又は制限するの條件に依る許に承諾のものは格別なるも其の他は要求に應じ難きものと思料す但し本件の如き場合は甲乙相互に於て協定せしめ居れり (臺北市)

一、甲より切距の要求ありたるときは曩に甲の承諾を受け分岐したる乙より甲に交渉せしめ其結果切斷を要する場合は乙に布設替せしむ (甲府市)

一、本問の如きは私設共用なるが故に甲乙兩者連署の要求書を受理したる後一部撤去の取扱をなす (佐世保市)

一、本市に於ては甲より支分引用の結果給水上に影響を來すことあるも異議無之旨の承諾書を提出せしめ居るも未だ其經驗なし (福井市)

一、甲乙の協議を調へしめたる上切距の取扱をなす (高知市)

一、事例はなきも此の場合直に甲の要求を入れ切距をなすべきものに非らずと思考す (上田市)

一、實際の取扱なきも甲を撤去し他の給水管より支分引用するの外なかるべし (鹽釜町)

一、兩者呼出協議の上圓滿に解決しつゝあり (平壤府)

(一〇一) 各戸引込ノ給水管内ニ沈澱物ヲ生ジ水量減少ノ實例アラバ承リタシ

尙ホ此場合ニ於ケル適當ナル掃除方法ヲ講ゼラレタルコトアラバ併テ承リタシ (關東廳)

答

一、鉛管には未だ沈澱物を生じたることなきも區域内の一部私設水道ありし箇所ありて此の部分は従前より瓦斯管を布設したるを其儘使用したる爲に管内を減少したる所あり此の場合には時々取替へ其費用は所有者の負擔とせり (飯塚町)

一、管末の鐵管より引込せる箇所にてヤーン及銹等の附着したることあり鉛管を或程度に切断して掃除せり (徳島市)

一、配水管の死端の給水管に於て水量減少す此の場合鉛管の取替を行ふ (鳥取市)

一、通水後三箇年頃市内を通じ二、三箇所通水減少の旨申出あり道路分設鉛管を切断し見るに鉛管内鐵錆にて充満し居りたる鐵録を鉛管内に通じ分水栓より通水し掃除をなす以後申出なし (甲府市)

一、水壓を高むる爲め一時分水栓を取外してテストポンプにて管内を掃除す (室蘭市)

一、實例あるも未だ適當なる掃除方法を發見せず (鎮南浦府)

(1011) 量水器亂行ト認ムベキ場合ノ各地ニ於ケル實際取扱振リ承タシ

理由 量水器指針數ニ依リ給水料査定後ニ至リ使用者ヨリ自己使用量ト不一致ナル故量水器又ハ給水栓ニ不具合ノモノアリト認ムルヲ以テ調査方請求アリ量水器ヲ検査セシモ異狀ナク又給水栓ニモ異狀ナシ然レドモ虚偽ノ届出ヲ爲スガ如キ人物ニアラズ而テ家屋ノ構造又ハ人口等ヨリ考察シ如何ニシテ使用シ能ハズト認メラル、モ量水器ニ指示シ居ル以上規則ニ依リテ徴收ノ止ムナキ場合各地ニ於テ實際如何ニ取扱居ラル、ヤ (關東廳)

答

一、量水器を引上げ使用者立會の上試験を行ひ之に異狀なきときは之れを徴收しつゝあり (飯塚町、鳥取市、臺北市、神戸市、大阪市、廣島市、基隆市、福井市、高知市、鎮南浦府)

一、量水器亂行と認む可き場合は當市水道條例に基き市長に於て使用水量を認定す (宇和島市)

一、量水器を引上げ試験を爲す其間一時他の量水器を据付け使用量を検査して水量を認定す (岡山市、室蘭市)

一、前月使用量により認定す (門司市)

一、規程に依り徴收し應せざる場合は停水處分を爲す (和歌山市)

一、亂行と認むるものは其の後一箇月間使用せしむれば原因發見す (徳島市)

一、量水器亂行と認むべきものは相當調査の上水量を認定すべきも量水器検査の上異狀なきものは量水器の指示に依る水量に對する料金を徴收する外なかるべし尤も事實使用數量に不審の點あるものは量水器を一時取替數箇月間雙方試験使用の上決定することあるべし (山形市)

一、六八及九〇間と同じ

一、茲に異なるは使用者を信頼するの如きは最も嫌ふべきものと認む (大分市)

一、量水器の異狀の有無を検査する外方法なし (淡水街)

一、給水装置並に量水器に於て何等故障なき場合は條例により徴收するの外なし (佐世保市)

一、量水器を検査し異狀なしと認めたるときは規定の料金を徴收す給水栓の異狀なく外面上故障なき場合は地下に於て漏水なきやを検査し若し異狀ありたる場合は(六八)の例による (堺市)

一、使用者と示談の結果認定す (倉敷市)

一、當市の取扱として亂行と認べき場合は取外し一應試験の上果して亂行と認むる場合は前月の水量を調査徴收し居れり (上田市)

一、斯かる場合は量水器を検査し百分の五以内の誤差なる時は其の儘徴收し然らざる時は平素使用狀態を參酌し實使用水量認定の上亂行に相當する水量を免除す (平壤府)

(1013) 鹽素殺菌法ヲ採用スル場合淨水中ノ游離鹽素ノ有無及是ガ他ニ及ボス影響ニ就テ最近調査セ

ラレタルモノアラバ承リタシ (關東廳)

答

一、淨水中游離クロール有無を検する法は獨立せる三箇の管とす是に附屬せる特種の目盛を有するビベットとオルソトリヂン試薬(濃鹽酸一〇〇ccを蒸餾水を以て一〇〇〇ccとなし是に百二十九度の熔融點を有するオルソトリヂン一瓦を溶解せしむ)を用意し三箇の管中一はオルソトリヂン溶液の容器第二管には檢水を容るべく第三管は檢水との比色に供すべき標準色を以て着色せる黄色半透明の底を有する管である先づ檢水に適當量のオルソトリヂンを加へるを第三管に容れ第二管と比色し標準色と同色を呈するに至るまで檢水を加減し全く同色となるに及びビベットを以て第二管中の檢水を採酌して其の深さを測定せばビベットの目盛により直ちに游離鹽素量を知る尙是が及ぼす影響に就て調査せし事項なし (新發田町)

一、鹽素注入量〇、二乃至〇、二五(P.P.M)の時に市内給水栓の或る箇所に於て游離鹽素を検出し又臭味存す、〇、一五(P.P.M)にては檢出せず細菌學的成績は何れも良好なり (大阪市)

一、〇、二單位にて水温十二度乃至二十度にて三時間經過するも游離鹽素を検出するが五時間經過にては游離鹽素の反應を見たることなし游離鹽素存在中は水中の酸化性物質の減少を來すこと著しく又クロール量の増大を來せり (高知市)

(一〇四)

大腸菌檢索試驗ヲ施行シ是ヲ證明シタル實例承リタシ (關東廳)

答

一、大腸菌檢索試驗はアガーニ一%の糖及少量のリトマスを加へて培養基を青色ならしめ攝氏三七度に於て一八時間乃至二四時間培養するとき發生する酸は培養基を赤色ならしむ斯くベトリ氏皿に培養したる赤化菌聚落の一部を更に一端閉塞せるU字管に移殖し糖及牛膽汁を含む肉汁中に培養す斯くして攝氏三七度四八時間經過の後閉塞端に瓦斯を發生すればこの移殖細菌は大腸菌類と認む上水中には見ざれ共最近新設せるプールより採酌せし水にその實例を見たり (新發田町)

一、人類大腸菌なるか魚類に由來するものなるか鑑別に苦心しつゝあるも遠藤赤化菌は時々證明す (尾ノ道市)

(一〇五)

水道條例中改正ノ件 (臺北市)

水道條例第三條ニ左記但書ヲ追加セラレン事ヲ其ノ筋ニ建議セントス但シ基本計畫ニ於ケル給水人口十萬ヲ超ユル水道ニシテ工費五萬圓ヲ超ヘザル改築又ハ増築ハ此ノ限ニアラズ (長崎市)

答

一、賛意を表す(但し給水人口十萬を超ゆるとあるを起へざると訂正すること) (山形市)

一、賛成 (高雄市、嘉義街、廣島市、臺北市、淡水街、新義州府、甲府市、室蘭市、佐世保市、堺市、鹿兒島市、倉敷市、徳島市、松江市、宇都宮市、和歌山市、徳島市、鳥取市、大分市、水戸市、上田市)

一、不認可事項の擴大には同意なり (大阪市)

一、水道條例改正の件は第二十五回上水協議會に於て委員附託の筈 (福井市)

(一〇六)

水道條例第二十一條ノ二ノ規定ニ依ル職權委任中改正ノ件

大正十年七月勅令第三百三十一號中左ノ通り改正セラレントヲ其ノ筋ニ建議セントス「第二號」ヲ基本計畫ニ於ケル給水人口一萬以上十萬ヲ超ヘザル水道ニシテ工費五萬圓ヲ超ヘザル改築又ハ増築

理由 約ソ水道ノ改築又ハ増築ニ關シテハ其ノ工費五萬圓ヲ超ヘザルモノ極メテ稀ナルベク此ノ場合主務大臣ノ認可ヲ受ケルハ尠ナカラザル年數ト日子ヲ費シ事業遂行上支障ヲ招來スルニ付基本

計畫ノ給水人口ト工費額トニ依リ是ヲ區別改正セラレタシトスル所以ナリ (長崎市)

答

一、同意 (宇都宮市、和歌山市、徳島市、鳥取市、大分市、水戸市、高雄市、嘉義街、淡水街、

甲府市、新義州府、佐世保市、堺市、鹿児島市、倉敷市、徳島市、松江市、津市、室蘭市、上田市)

一、委任事項の擴大は同意なり

参考

基本計畫に變更を及ぼさざる配水管及屬具埋設撤去工事は監督官廳に事後申報する事に改正の建議を大正十二年三月十四日建議實行委員京都市長外七市長より提出せるも未だ採納なし (大阪市)

一、(一〇五)問答に同じ (福井市)

(一〇七) 水量メーター檢定料改正ノ件

明治四十二年七月勅令第七十九號中左ノ通改正セラレンコトヲ其ノ筋ニ建議セントス  
第二條檢定料中水量メーター口径二十五ミリメートル以下二ノ次ニ口径四十ミリメートル以下五ノ一項ヲ加ヘ口径二十五ミリメートルヲ超ヘタルモノトアル口径四十ミリメートルヲ超ヘタルモノニ改メラレタシ

理由 口径二十五ミリメートル以下二圓ニ對シ其ノ二十五ミリメートルヲ超ユルモノハ二十五圓ハ彼此ノ權衡ヲ得ザル而已ナラズ甚ダ不當ノ嫌アルニ付中間四十ミリメートル迄ノ一項ヲ加ヘ是ヲ緩和セラレタシ (長崎市)

答

一、賛成 (飯塚町、宇都宮市、和歌山市、徳島市、神戸市、新義州府、甲府市、室蘭市、佐世保市、堺市、福井市、倉敷市、水戸市、高雄市、嘉義街、臺北市、高松市、松江市、鎮南浦府、山形市、大阪市、高知市、上田市)

一、改正の必要は認めらるゝも是が改正のみにて盡すべきに非らず依つて研究問題として保留されたし (大分市)

一、賛成 意見量水器各口径に付精細なる研究をなすと共に製造者(多量を扱ふものを選ぶ)の

意見をも聴取し決定の上其の筋に建議するを適當と認む (津市)

(一〇八)

伏流水ヲ水源トスル水道ニシテ上流ニ惡疫流行ノ場合はガ伏流水ニ及ボス細菌的影響ヲ調査セラレタル實績アラバ承リ度シ若シ無シトセバ本會ニ相當ノ機關ヲ設置シ研究スルノ可否

理由 最近伏流水ヲ水源トスル水道増加ニ鑑ミ表流細菌ト伏流細菌トノ關係即チ表流細菌ハ伏流中ニ流入スルヤ又ハ全ク細菌系統ヲ異ニスルヤ若シ流入スルモノトセバ是ガ對策如何等凡テニ於テ研究ノ必要アルモノト認メ本案ヲ提出セリ (大分市)

答

一、該當事實なし研究の要あるべし (宇都宮市、高松市、山形市、高知市、鎮南浦府)

一、當町は伏流水及地下水を水源とする上水道なれど水源上流に惡疫流行せし經驗なし右惡疫流行都市に於て研究調査の上その對策を講ずることとし別に本會に該研究機關を設置するの件は至極賛成なるも相當審議を要するものと認む (新發田町)

一、事例なし機關設置可ならん (廣島市、嘉義街、徳島市、松江市)

一、賛成 (和歌山市、徳島市、淡水街、上田市)

一、考究を要す (甲府市)

一、實行困難ならん (佐世保市)

(一〇九)

水量メーター檢定に關シ上水協議會ニ於テ檢定標準ヲ定ムルノ必要ナキヤ

理由 水量メーター購入ニ當リ單ニ商工省ノ檢定済ノモノヲ指定スルニ於テハ從來各水道事業者ニ指示シタル仕様ヨリ概シテ寛大ナルモノノ如シ右ハ水道事業者ニ責任修覆ヲ認メラレタルト尙ホ水道事業者保護ノ主旨ニ出デタルモノト思料セラル依ツテ漫然度量衡法限度ノ檢定ノミニ依ル時ハ自然計量器ノ素質ヲ低下シ隨ツテ修覆費大ナル可キヲ以テ是ガ檢定標準ヲ定メントスル所以ナリ (大分市)

答

一、賛成（飯塚町、水戸市、臺南市、嘉義街、淡水街、福井市、高松市、上田市、松江市、和歌山市）

一、至極利便なるも検定標準を一定するは困難ならん（宇都宮市、高雄市、臺北市、堺市）

一、検定標準が度量衡法に對抗し得る権力あれば標準を定むる必要ありと存するも然らざれば如何やと認めらる（鳥取市）

一、法令により検定標準となりたるものを更に其の限度以上の標準を定むるの必要ありとせば法令に依り検定標準を向上すべきにあらざるや尙慎重に研究を要することと思料す（山形市）

一、必要な様認む（廣島市、大阪市）

一、考慮すべきものとす（室蘭市）

一、本市は本年八月一日より計量制度實施のため大量購入の結果計量器の素質低下の徴あるに付多大の憂慮を抱き是が調査研究に著手せんとす検定標準を定むるの必要緊要なりと思料す（高知市）

(一一〇) 水道條例第十二條中午前八時ヨリ午後五時ヲ「日出ヨリ日没」ニ改正セラレムコトヲ其ノ筋ニ建議スルノ可否

理由 給水ニ關スル違反行爲ハ主トシテ本法時間外ニ行ハルモノニ付是ガ檢舉ニ對シ實績擧ラズ是レ本案ヲ提出建議セントス（大分市）

答

一、當町にては條例施行細則により日出ヨリ日没迄と規定し施行しつゝあり（飯塚町）

一、必要な可し（宇都宮市）

一、賛成（新發田町、和歌山市、廣島市、長崎市、鳥取市、水戸市、新義州府、室蘭市、堺市、高知市、高松市、鹿兒島市、徳島市、松江市、高雄市、嘉義街、廣島市、臺北市、佐世保市、倉敷市、上田市、江戸川上水町村組合）

一、給水に關する違反行爲檢舉の爲のみの改正とせば必要に應じ夜間家屋内の給水用具を檢查することを得改正するにあらざれば其の實績擧らざるものと思料す（山形市）

一、考究を要す（甲府市）

一、既に建議したる答（大阪市）

一、第(一五〇)問題回答に同じ（福井市）

一、違反行爲檢舉に對しては時間制限撤廢を希望す（津市）

一、當府條例には御意見の通り制定しあり（平壤府）

一、朝鮮に適用なきに付意見なし（鎮南浦府）

(一一一) 上水協議會規則第二十六條改正ノ可否

理由 會費負擔ニ關スル級別ハ總戸數制トセルモ會員ノ大部分ハ特別會計ナルガ爲メ經營ノ當初少ナラズ新入會ヲ遠慮セラル、向アリ依ツテ是ヲ給水戸數制ニ改メ以テ負擔ノ均衡ヲ保タントス（大分市）

答

一、賛成（飯塚町、宇都宮市、長崎市、鳥取市、水戸市、廣島市、堺市、新義州府、松江市、津市、八王子市、和歌山市、倉敷市、上田市）

一、給水戸數に改むるは何等異議なきも是が實施に付ては相當研究を要すること、思料す例令は戸數として計算し能はざる船舶給水、列車給水、其他是に類似の給水にありては如何に算定するや等（山形市）

一、改正するの必要なしと認む（高雄市、大阪市、福井市）

一、考究を要す（甲府市）

一、實際の給水戸數と改正せられたし（室蘭市）

(一二二) 水道施設物（取入場貯水池堰堤導水路沈澱濾過地配水池等）の維持管理上非常災害ノ場合ニ

於テハ防禦又ハ復舊工事ノ爲水道管理者又ハ其ノ委任ヲ受ケタル吏員ニ法令上左ノ權限ヲ付與セラレムコトヲ其ノ筋ニ建議セムトス

記一 天災事變其他ノ災害ノ爲水道施設物ノ維持管理上緊急已ムヲ得ザル事由アル場合ニハ水道管理者又ハ其委任ヲ受ケタル吏員水道施設物ノ防禦又ハ復舊工事ノ爲必要ナル附近ノ土地ヲ使用シ土砂竹木其ノ他ノ材料車馬其ノ他運搬具等ヲ使用若ハ徵收シ又ハ現場ニアル者ヲ使役シ又ハ家屋其ノ他ノ障害物ヲ破毀スルコトヲ得

理由 水道施設物ハ延長數哩ニ亙ル導水路ヲ始メ其ノ他ノ工作物等各所ニ點在スルモノ多ク非常災害ニ因ル事故發生ノ場合ニ於テモ是ガ應急處置ニ際シ水道管理者ハ相當權能ヲ有セザレバ非常時ニ於ケル管理ノ萬全ヲ期シ難キモノアリ

延テ附近地ニ多大ノ損失ヲ與フルノ結果ヲ來スベキモノナルニヨリ本案ノ如ク法令上權限ノ附與方建議セムトス (名古屋市)

答

一、賛成 (徳島市、鳥取市、水戸市、高崎市、嘉義街、廣島市、淡水街、新義州府、室蘭市、堺市、高知市、鹿兒島市、目黒町、倉敷市、松江市、平壤府、津市、宇都宮市、山形市、佐世保市、上田市)

一、理想的の問題なるも本問題は徵發收用等相當廣い範圍に關係法令の改正となるものと認めらる (門司市)

一、本問の如きは水道管理者として止むなきことなれ共斯くては他團體の被害等も考慮すべき必要あるを以て充分研究を要す前問同様保留研究のこと (大分市)

一、至當なる議と思考す當臺灣に於ても實施されんことを望む (屏東街)

一、考究を要す (甲府市)

一、同意 参照條文

水利組合法五十條

河川法二十三條

道路法四十六條 (大阪市)

一、實現至難なるべし (福井市)

(一一三) 唧筒ニヨル壓送管ノ經濟的流速ニ付各市ノ所見如何

理由 鑄鐵管又ハ鋼鐵管ヲ用ヒ唧筒ニヨリ濾過池又ハ配水池ニ上水ヲ壓送スル場合ニハ各管徑ニ應ジ大約經濟的ナル流速アルベキヲ信ズニ付各市ノ所見承リ度シ (名古屋市)

答 一、唧筒による壓送管の經濟的流速に關しては相當の研究をなしつつあるも未だ充分發表の材料なし (大分市)

一、壓送管の經濟的流速は管徑の大小將來に於ける通水量の推定鐵管の耐使用年限の見込、建設費並に動力費の高低等の複雑なる關係により差異ありて簡單に決定し難きも本市に於ける一例を擧ぐれば略左の如し

管徑 (種) 經濟的流速 (米秒)

一〇〇〇 一・五七

九〇〇 一・四二

八〇〇 一・二

(大阪市)

(一一四) 協定上水試験法ニ寒天培養上ノ細菌聚落數ハ幾何ヲ以テ飲料適否ノ判定トナスヤ

理由 協定上水試験法ハ大正十五年十月京城ニ於テ開カレタル第二十三回上水協議會ニテ改正セラレ從來ノ膠質培養基ヲ用ヒ攝氏二十二度ニテ四十八時間培養スル方法ニ代フルニ本則トシテ寒天培養基ヲ用ヒ攝氏三十七度ニテ二十四時間培養スル方法ヲ採リ尙膠質培養基ヲ用フル場合ニハ攝氏二十度ニテ四十八時間培養シテ検査スル事ニ協定セリ然ルニコノ檢水ト雖モ自



ラ其ノ數ヲ異ニシ改正寒天培養法ニ依レバ膠質培養法ニ比較シテ概シテ其ノ數少ク平均膠質培養ニ於テ一〇〇箇ノ處五〇乃至八〇箇ヲ檢出スルガ如ク報告スル處アリ今從來ノ膠質培養基ノ濾過水ニ於ケル適否ノ判定標準ハ一〇〇箇迄許容セラレアリシニ依リ其ノ方法ヨリ檢出數少量ナル寒天培養基ノ適否ノ判定標準ハ檢出數ニ一定ノ係數ヲ乘ジテ從來ノ判定數ニ準據セシムルカ或ハ適當ニ其ノ數ヲ引下グ以テ寒天培養上ノ聚落數ニ付適否ノ判定ヲ協定シテ試驗法中ニ明記シ置クノ必要アリト思料スルニ由ル (名古屋市)

答

- 一、賛成 (宇都宮市、高雄市、淡水街、室蘭市)
- 一、適切なる提案なりと信ず同様の案は先年東京市よりも提出ありて宿題となれり吾が大阪市に於ては既に内規として寒天培養に於ては一立方糎中生活菌數七〇を以て限界とし七〇以上は不適なりと定めたり (大阪市)
- 一、標準を協定し置くの必要あるものと信ず (福岡市)
- 一、源水は二百箇濾過水は五十箇以下なれば飲料水として差支へなきものと認む (鳥取市)
- 一、適否の判定に就ては相當の機關を設け研究するの要あらんと思料す (山形市)
- 一、百箇 (臺南市)
- 一、檢水一立方センチメートルにつき百箇以上の聚落を有するものは使用に堪へず但し良好なるものは〇―三〇とする意見 (嘉義街)
- 一、協定の必要あり當市源水に就ての試験成績昨年報告済是に依れば膠質培養基の一〇〇に對し寒天の培養基三五の率を示せり (廣島市)
- 一、本問題は報告第十九及宿題第五の試験成績に依り決定することを可とす (臺北市)
- 一、從來のゼラチン培養基と寒天培養基とを比較したる事あり、寒天培養基に於て其數少き傾向あり

但し其の差數一定せず其の理由未研究當府は寒天培養基を用ひ膠質培養基に準據したる數に依つて適否判定を定め居れり

寒天培養基を基準としたる細菌聚落數を以て判定すべき數を協定し以て試験法中に記されん事を希望す (新義州府)

- 一、各所又は特定の所にて一箇年ゼラチン培養と對照實驗の上細菌聚落數を協定するを可とす (佐世保市)

一、從來の實驗によれば寒天培養法とゼラチン培養法とによるコロニー數は大差なきが如くなればゼラチン培養法と同一に判定して差支へなしと思惟す (福井市)

一、理由に付反對由來寒天培養は膠質培養をなす能はざる時期及地方に於てなすもの、代用なり而して其の結果は飲料水の適不適の大略の判定をなすには尤も便利なるものなり然れども水道施設者としては水源水量と配水量との關係が或る時期に依つて圓滑を缺く如き状態にあるときは強ち細菌數(病原菌を除く)のみに拘泥し能ざることあるを信ず然るときは如き時は餘り確實の係數は判然せざる處に妙味あらんと認む (津市)

(一一五)

答

- 一、一定せざるも必要に應じ實施し居れり (隔年) (宇都宮市)
- 一、配水池内周壁の混泥土砂の離脱せるもの約二立方尺ありし外綠藻等の發生は認めず(福岡市)
- 一、年一回掃除をなす然れども爲さざるも別に支障なしと認む要は使用水量の少量なる時季を見計らい内部の點檢をなす事ともなる程度なり (岡山市)
- 一、年一回掃除す (門司市、徳島市、鳥取市、臺南市)
- 一、配水池の掃除は年二回乃至三回實施せり尙必要と認めたるときは臨時に施行する事あり (山形市)

- 一、毎年二回施行す (水戸市)
- 一、使用十箇年後掃除のため排水し内部を点検したるに側壁池底共比較的清浄なり (福岡縣若松市)
- 一、一年又は二年目に配水の状況に依り二箇の内一箇宛交互に是を行ふも概して夜半十二時より午前五時迄に施行し居れり (高雄市)
- 一、毎年一回掃除するを原則とす但し場合に依り二箇年に及ぶことあり然して掃除法として排水後「ブラッシュ」にて池内壁及池底を研磨洗滌す池底には時として少量の細砂池壁には所に依り若干の水垢附着を見ることある外異状を認めたることなし (廣島市)
- 一、當市配水池は容量少なるため一年中最も消費水量少なき冬期に於て施行せり然して配水池は二房あるを以て交互に二日間交互に掃除せり (臺北市)
- 一、當府には配水池一箇あるのみなるを以て度々掃除するを得ず使用量最も少なき時期に於て掃除をなす、但し此場合は濾過池より直送す (新義州府)
- 一、送水口を遮断し池内の水を排除し別に取付ある送水口にホースを接続して壓力水を注ぎ池内全部を清潔に掃除す (室蘭市)
- 一、配水池の掃除は先づ排水の際底部に水三〇「糶」位残し其水を以て壁部を洗ひ底部は排水口に向つて若干の勾配を有する爲め其水を排水しつゝ水の引くに從ひて漸進的に洗ひ終る而る後尙三〇「糶」位引水し底部を前の通り洗ひ終りて後満水し水面に浮遊物の有するときは「オパーフロー」より排水し其れより引水排水を繼續し水質検査の結果により使用を始む (大阪市)
- 一、(三十二)項の方法により時期を見計ひ年數回實施す (倉敷市)
- 一、當市に於ては最初針金製「ブラッシュ」にて洗ひ次に根「ブラッシュ」にて其の上重ね洗ひ落とし更に仕上げ

として布片にて拭掃しつゝあり (上田市)

- 一、年二回二池の中一池を掃除を終りて直に是を使用し残りの一池を掃除す (松江市)
- 一、年一回とし従事員は豫め健康診断の上充分清浄し使用器具等一旦全部消毒の上施行す (平壤府)

一、ブラッシュホースを使用す (鎮南浦府)

一、特別の事なき限り年一回掃除をなす事にし居れり (關東廳)

(一一六) 水道鐵管用經濟的防錆鐵ヲ創造スベキ研究ヲ上水協議會ノ事業トスルコトノ可否

理由

防錆鋼銑並鑄鐵等ニ關シ既ニ公ニセラレタル方法ハ種々アレドモ水道鐵管用トシテ實用ニ供シ得ルノ方法ハ未ダ發見セラレタルヲ聞カズ而シテ既往ニ於テ地下ニ埋設セラレタル水道鑄鐵管ノ總重量ハ我國ノミニテモ約百萬噸位アリテ是ヲ噸當百圓ト見積ルトキハ約一億圓ノ價格ヲ有シ是ガ腐蝕スルタメ年々受クル損害ハ實ニ多大ナルモノナルニヨリ是ヲ何等カノ方法ニヨリ是等鐵管ノ命數ヲ假ニ一箇年延長スルコトヲ得シムルトスルモ其ノ利益ハ莫大ナルモノアリ實ニ國家經濟上看過シ得ベカラザル重大問題ナリト思料ス依ツテ是ガ研究ハ緊要ナリト認ムルニヨル (東京市、京都市、大阪市、橫濱市、神戸市、名古屋市)

答 一、至極同意 (宇都宮市、徳島市、門司市、鳥取市、山形市)

一、錆びざる鐵管を創造するは本問題提出者と同感なるも是を水道協議會に於て研究することは自ら見解を異にす

如此研究には鐵管製造業者又は其使用多大なるもの、研究能力あるに於て始めて成し遂げるものにして本協議會程度に於ては到底成し得るものにあらずと思ふ近來又物金物に無錆の製造を見たるも是は相當の學者と研究費を要せり本會の如き協議會員に於ては正當なる研究とは認め難し (宇和島市)

一、可と認む(水戸市、屏東街、廣島市、淡水街、高雄市、新義州府、堺市、鎮南浦府、關東廳)  
一、賛成(室蘭市、福井市、高知市、倉敷市、徳島市、松江市、平壤府、甲府市、大分市、佐世保市、上田市)

(一一七) 内徑大ナル鋼鐵管ト鑄鐵管トノ優劣如何(東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市、名古屋市)

答 一、研究問題として充分の調査實驗を望む (高雄市)

研究問題

(一) 量水器ニ於テ使用水量數字ニテ表示スルモノヲ使用セラル、向アラバ其型式及成績ニ付承リタシ(前回問題八五) (津市)

(二) 昭和四年度ヨリ鐵關稅ノ引上ヲ行フベク當局ニ於テ夫々準備中ナリト聞ク果シテ事實ナリトセバ水道經營上脅威少カラザルヲ以テ公共ノ用ニ供スルモノニ付テハ戻稅ノ規定ヲ關稅定率法ニ定メラレンコトヲ政府ニ建議スルノ件(前回問題一四一) (門司市)

(三) 反應ヲPHニテ表ハスコトニ改正スルノ可否(前回研究問題一) (南滿洲鐵道株式會社)

(四) 覆蓋濾過池ハ如何ナル程度ノ降雪及溫度ノ地ニ於テ施行スルヲ可トスベキヤ其數理的根據如何(前回研究問題六) (福島縣若松市)

(五) 通水後送水管内流速及送水量ノ變化ニ就テ各市ノ狀況承リ度シ

理由 最初ノ計畫ノ際送水量ヲ舊管又ハ新管トシテ算定シタルモノガ通水後幾年カラ經過シタル今日其ノ流速及送水量ニ如何ナル變更ヲ生ジ居ルヤ各市ニ統計的ノモノアラバ承リ度シ(前回研究問題七) (福岡市)

(六) 「ラデオ」受話裝置ノ一端ヲ地中ニ埋設スル代リニ往々給水裝置ニ取付クルモノアリ是ヲ禁止スベキヤ

説明 近來「ラデオ」ノ普及ニ伴ヒ受話裝置ノ一端ヲ地中ニ埋設スルノ工事ヲ省略シ給水裝置ノ一端ニ取付クルモノ往々アリ「ラデオ」加入勸誘者モ亦是ヲ宣傳ス此裝置ニヨリ鉛管竝ニ鐵管ノ受クル影響ニ付調査セラレタルコトアラバ承知シタシ若シ何等ノ影響ナシトスルモ絶對ニ禁止スベキヤ是ヲ禁止スベキモノトセバ其ノ取締方法 (前回研究問題八) (神戸市)

答 一、是に關シ研究したることなし此の場合禁止すべきものと思料す (新義州府)

(七) 水道布設後年所ヲ經ルニ從ヒ鐵管内部ノ腐蝕若ハ酸化物等ノ發生ニ依リ流速及流量ニ及ボス關係如何(前回研究問題九) (甲府市)

擔當者 各 加盟者

答 一、普通一般に使用せらる、硫酸鉛として定量する法即ち檢水ノ一定量を重湯煎上に濃縮し是示

量の硝酸を加へ再び重湯煎上に熱し瓦斯を放出せざるに至り「メスコルペン」に入れ稀薄し是に硫酸適宜を加へ硫酸鉛となし砂洛上に蒸發し硫酸の白色蒸氣を上昇するに至り冷後蒸溜水を加へ約一時間放置す然る後沈澱を定量濾過紙上に集め酸性反應を呈せざるに至るまで水洗し百度に於て乾燥し白金源環中に注意して燒燃せしめ磁製壘中に燒灼し「エキエキシカート」中に冷却し後秤量す此際若し硫酸鉛が還元せられて酸化鉛或は金屬鉛を生ずる場合は硝酸を以て冷し硫酸二、三滴を加へ燒灼したる後坪量す (嘉義街)

(八) 消火水量ニ就テ承リタシ

將來都市計畫完了後ハ果シテ何程ノ消火水ヲ準備セザルベカラザルカ又其ノ水壓等如何ニスベキカ

提出者 東京市

委員 東京市、京都市、大阪市、横濱市、名古屋市、福岡縣若松市、小樽市

宿題

(一) 給水鉛管引込工事ニ付國縣道ヲ占用スル場合ハ一々許可ヲ要スル義ナルモ是ガ復舊ヲ條件トスル程度ニ於テ許可ヲ要セザルコトニ法令ノ改正ヲ陳情スルコト

理由 國縣道ニ於テ日々數戸ノ給水引込工事施行ニ當リ一々占用許可ノ手續ヲ了シ然ル後施行スベキ理ナルモ實際ニ於テハ到底斯ル手續ヲ爲ス能ハズ結局施行後ニ於テ占用ト同時ニ竣功ノ手續ヲナスコトニ相ナラズヤト思考スル爲メニ是等道路ニ埋設シタル水道鐵管ヨリ給水ノ爲細管布設スル場合ハ道路復舊ヲ條件トシテ占用ノ手續ヲ要セザルモノト致シタシ(前回問題四九)(豐橋市)

答 一、賛成 (室蘭市、高田市)

(二) 配水管布設ノ爲國府縣道占用許可期限延長建議ノ件

理由 大正八年四月法律第五八號道路法第三十八條ニ依リ主務大臣職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任セラレタルニヨリ各地方廳ニ於テハ府縣令ヲ以テ國府縣道及附屬物占用規程ヲ設置セラレ其ノ占用期限ヲ特別ノ理由アルモノヲ除クノ外本縣ハ五箇年(府縣ニヨリ多少相違ハ有之可ト思考ス)ト定メラレタルモ上水道鐵管ハ廢止若クハ位置ノ變更ヲナサル、限り永久ニ占用ノ必要缺クベカラザルヲ以テ從來ノ許可期間ヲ支障ナキ限り可成長期間ニ涉リ許可ヲ受ケ以テ占用繼續出願ノ度數ヲ減ズルト同時ニ官公衛雙方ノ手續ヲ省略セント欲スル所以ナリ(前回問題五五)(川崎市)

答 一、故障のなき限り永年占用を認めらるゝ様建議せられたし (室蘭市)

一、賛成 (高田市)

一、必要あり (大阪市)

(三) 水道統計表中第九ノ次ニ左記統計ヲ追加アリタシ

源水及濾過水殺菌作業

イ、殺菌器名稱及据付數

ロ、使用日數

ハ、藥品名

ニ、使用割合

ホ、藥品購入先及購入價格

ヘ、備考(前回問題六八)(京城府)

答 一、賛成(新義州府、大阪市)

一、考慮を要す (室蘭市)

(四) 道路法第二十八條第一項ノ規定ニ依ル占用ノ許可又ハ承認ニ關スル件中ニ左ノ一項追加方其筋ニ建議ノ件

一、上水道布設ノ爲路面上ヲ占用スルノ必要アル場合ニ於テハ路端ニ是ヲ建設セシムベシ但シ歩車道ノ區別アル箇所ニ於テハ歩道ノ車道側ニ建設セシムコトヲ得

理由 市町村ニ於テ上水道布設ノ爲路面上ヲ占用スル必要アル場合ニハ道路法第五十二條ニ依リ管理者ニ於テ更ニ監督官廳ノ許可ヲ受クベキ規定ナルヲ以テ地下占用ト同時ニ路面上ヲ占用スル場合即チ配水管布設ト同時ニ地表式消火栓ヲ設置スル場合ノ如キハ尠カラザル不便ヲ感ジツ、アル實況ナリ仍テ電線路建設ノ爲路面ヲ占用スル場合ト同様監督官廳ノ許可ヲ受クルコトヲ要セザル様規定セラレンコトヲ望ム次第ナリ(前回問題一一二)(山形市)

答 一、賛成 (室蘭市、大阪市)

(五) 改正協定上水試験法細菌學的試驗法中寒天平板培養ヲ行フ溫度ハ攝氏三十七度培養時間二十四時

間トナセルガ此ノ條件ニテ發育セル細菌聚落數ガ從來ノ膠質又ハ寒天培養基ニテ攝氏二十二度四十八時間培養ノ細菌聚落數ト同様ナル結果ヲ得ラルベキヤ試驗法改正前後ノ比較成績承リ度シ若シ該聚落數ニ不同アルトキハ從來ノ規格ヲ如何ニ改ムベキヤ(前回問題一二七)(東京市)

答

一、寒天培養基と膠質培養基と比較したる事あり其數一定せず寒天培養基に於て其數少なりと思ふ寒天培養基に對する聚落數を以て適否別の標準を協定せられんことを望む(新義州府)

(六)

統計報告中統計第六(其一)栓數竝ニ戸口數ノ計量給水ノ欄内ニ工場給水ヲ加フルノ件

理由

世ノ進歩發達ニ伴ヒ工場ノ増加スルハ自然ノ狀況ナリ地方ニ依リ工場アルガ故ニ相當人口ノ増加ヲナシ此ノ工場ノ發達ニ依リ市町村ノ發達ヲナシツ、アルモノ多シ水道方面ヨリ見テ各市共水道ノ使用ハ何レモ上位ヲ占メ居リ水道經營者トシテ統計上ニ明記シ各市町村勢等ヲ社會ニ紹介スルハ必要事ト信ス(前回問題一四四)(上田市)

答

一、賛成(新義州府)

一、考慮すべきものと認む(室蘭市)

一、實行困難なり(大阪市)

### 第二十六回上水協議會議事速記録

(一) 本會議議事速記録

二十五日午前十時半開議

〔臺灣總督府内務局長石黒英彦君登壇議長席ニ着ク〕

○議長(石黒英彦君) 全國第二十六回上水協議會が當地に開催せられて茲に各員にお言葉を申上げることは主催地としまして洵に光榮に感じて居る次第でございます、臺灣が内地其他各地より大變離れて居ります遠隔の處でございますが、又承れば内地方面に色々のお説もお有りのやうでありますので、御參列が如何かと存じて居りましたが、斯く多數御參會になつたことは是れ亦主催地と致しまして寔に喜びに堪へぬ次第であります、尙多數の議案が諸方面から御提案になりましたことも實に結構でございます、斯道に於ける最も造詣の深い方々に依つて御審議を得ることになると思ひますが、噲かし本會の會議の結果は我が國に於ける上水道の方面に於て大なる效果を持ち來たすだらうと思つて喜んで居る次第でございます。

本會は相當議案が多數に上ぼつて居りまするにも拘はらず、會期が僅か五日のやうになつて居ります中々御審議に骨が折れることだらうと存じます、私は會則に據りまして主催地側と致しまして今回の議事を取扱ふことにさせて頂きたいと思つて居るのであります、至つて議事に就ては不慣れであります、尙慣例其他に就ても承知することが甚だ薄いのであります、諸事皆さんの御援助に依りまして最も圓滿に最も旨く本會の審議を進めたいと思ひます、是を以て開會の言葉と致します、只今人見總務長官が御臨場になりましたから此の機會に御紹介申上げたいと存じます。

○人見總務長官挨拶 私是人見でございます實は總督から皆さんに御挨拶を申上げる筈であります、御承知の通總督は新任早々でありまして先般來各地の巡視に席暖まらないと云ふやうな譯で早く

から決つて居ります日程を以て昨夜より澎湖島の方に出向いて居られます。私から代りまして御挨拶申上げたいと思ひます。

此度第二十六回の上水協議會が臺灣に於て開催せられて、茲に三度本會の會議の開催を見ますことは洵に臺灣の光榮と致す處であります。諺に衛生の整否は文明の尺度であるとか申しますが、寔に至言でありまして、内地方面では近來上水の施設は益々行届きまして、深く且つ廣く都市から村落迄普及を見つゝあると云ふことは洵に御同慶に堪へない次第であります。我が臺灣に於きましては夙に必要を感じまして、本嶋開發の重要政策の一として方針を樹て、領臺三十二年に屨尾水道を敷設致しまして以來其の普及に助めて参りまして、施設の大小内容の精粗の區別はございますが、今日では總計六十有餘に及んで居るやうな盛況になつて参りまして、充分に衛生保健の増進改善に益する處が洵に尠くないことも官民俱に感じて居るやうな譯であります。今後益其の普及改善に就きましては努力を奨めたいと思ひて居るのであります。斯様な次第でありますから今回此の水道協議會が當市に開催せられて、内地各方面から造詣の深い諸大家なり御經驗の多い皆さんが御集り下さいます。御高見を拜聴する機會を得ましたことは本島の爲めに洵に仕合せのことと深くお禮を申上げさせていただきます。御來會下さいました皆さんは臺灣の各地を御巡視下さることと思ひますが、どうか水道方面のことと許りてなく臺灣に於ける諸施設なり亦本嶋の真相を御覽下さること、御腹藏なき御批評と又お歸りになりました上は本島の真相を出来るだけ各方面に御吹聴下されることを此の機會に御願申上げます。折角内地或は朝鮮大連方面からお出を戴きました。矢張尙新開地でありまして諸般の施設準備の不行届を定めてお心に添はない御不満の點も多からうと思ひますが、どうぞ御諒承を御願したいのであります。どうか折角良好の結末を以て終りを告げるやうに御願して置きます之を御挨拶に代へます。

○議長(石黒英彦君) それでは是から議事に掛ります理事の改選期に當つて居るやうですから理事改選をお諮りしたいと思ひます。

#### ○理事改選ノ件

○五番藤田弘直君(大阪市) 改選期でございますが相變らず東京に御願したいと思ひます。

○議長石黒英彦君 お諮り致しますが只今五番から理事改選に就きましたは從來通り東京市に御願したいと云ふ斯う云ふ御提議がござりますが別に御異議がございせんか。——御異議がないものと認めまして東京市に更に御就任を願ふことに致します。

○六一番上田研介君(福岡市) 私は議事に入るに先立ちて緊急動議を提出したいと思ひます。本會の前主事大堀君は本會の爲めに多大なる貢獻を盡くされまして本會が今日の隆盛の域に到つたと云ふことは大に氏に負ふことが多かつたことを深く謝するのであります。それに就きまして一同を代表し聊か氏の勞に酬ゆる爲めに相當の記念品を差上げたいと思つて其の點を皆さんにお諮り致しますが満場一致を以て御賛成あらんことを希望致します。

#### ○大堀前主事ニ記念品贈呈ノ件

○議長(石黒英彦君) 記念品を送るとしても其の方法等に付て御意見はありますか。

○五番藤田弘直君(大阪市) 満場一致で御賛成下さいますならば記念品の選定を議長指名の委員の方に御委託願ひたいと思ひます。

○議長(石黒英彦君) それではお諮り致しますが只今は議事外であります。特に議長をお許しを願ひまして皆さんにお諮りしたいと思ふのであります。前主事は都合が在つて今回御辭任になりましたに就ては多年の御功績に對して、吾々會員一同は深く謝意を表したいと云ふのであります。就きましては記念品を差上げたいと云ふ六一番からの説が出て尙五番から賛成の御意見であります。如何でございませうか別に御異議はございませうか。

(「賛成々々」と呼ぶ者あり)

満場一致で御賛成が願ひたいので議長も左様御願致したいと思ひます。皆さん全部御異議ないもの

と認めまして満場一致を以て之を認めます、尙此のことを私議長に一切を附託したい、是れに就ての御意見がございませんければ御異議ないものとして左様取計ひます、それでは斯う云ふことに致します、後から議長が取り決めて、直接其の方にお願することに致しますから左様御了承を願つて置きます。次は此の機會に實は前例に依りまして所謂豫算決算其他の類をお諮りを願う筈であります、少々都合がありますので、順序を變更致しましてお手許に差上げてあります、此の提出問題の理事附託事項と云ふのがありますから、三枚目の處にございます其中に(三)の「本會ノ決議ヲ以テ水道條例ノ改正方ヲ其ノ筋ニ稟請スルノ件」之を附議致したいと思ひます。

○一番理事武藤麒麟郎君(東京市) 一寸理事として申上げますがこれも印刷物が届いて居りませんから後廻しに願ひます。

○議長(石黒英彦君) 只今附議致すことに致しましたが印刷物が届いて居らぬさうですからこれは後廻しに致したいと思つて居ります——それでは次に制水瓣及排氣瓣の規格調査の経過報告をお願いしたいと思ひます。

○二一番千布高次君(仁川府) 聞へません今一應御説明を……

○議長(石黒英彦君) 今の名前ですか制水瓣及排氣瓣規格調査に關する経過報告と云ふのでございます、一寸お答致します只今右の印刷物はまだ届いて居らぬさうですからこれも取消でございます甚だお手数を掛けて相済みません。

○一番理事武藤麒麟郎君(東京市) 昭和五年度の本會會議を休會致したいと云ふ意見を東京市として持つて居るのでございます、之を緊急動議として提出したいと思ひます。

○昭和五年度上水協議會休會ノ件

○議長(石黒英彦君) 只今東京市から來年昭和五年度の本會の開會を見合せたいと云ふ緊急動議が出たのであります之をお諮りしたいと思ひます。

○一番理事武藤麒麟郎君(東京市) 出し抜けに斯様な提議を致しますのは一應如何かと思ひましたけれども、皆さんの中には必ずや既に御期待なさつて居らるゝ方もお有りと思ひまして進んで提案のことに致しました次第でございます、現政府に於かれましては金輸出解禁の爲めに首相始め閣員全部が其の第一線に立たれて、緊縮節約を慫慂して居られることは御承知の通でございます、我が上水協議會に於きましては回を重ねること二十六回、其の間斯道に貢献することは多々ありましたが、此の際政府の緊縮方針に則りまして來年度昭和五年度は休會することにいたしました方が良からうと思ふのであります、會議開催の爲めに要する費用は本協議會の經費としては僅かに三千圓餘りの額でありまして、百二十一個所の會員の分擔する金額としては必ずしも過大と云ふことは謂へないのでありますけれども、表面に現はれます金額は縦へ僅かでありまして、開催地としては別に相當の支出額を要することは皆さん御承知の通であります、申す迄もございませんが此の外に見逃すことの出来ませんのは此の度は加盟都市が色々の御都合で出席の方が至つて少ないやうですが、假りに内地に於て開催すると致しますと、これまでの実績に徴しまして百二十一個所の中、百箇所は出席する一箇所二人の出席者を送るとすると二百人と云ふ出席者になりました一人當り假りに三百圓の旅費を要するものとしても六萬圓と云ふ額に達するのであります、即ち本會の會議の開催地に於て支出する經費と此の旅費の六萬圓を合計すれば實に八萬圓場合に依りますと拾萬圓の高額に達するのであります、斯様な次第でありますから此の際政府の緊縮方針に則りまして國を擧げての節約を圖ることが我の國の急務であると致しますれば、我が上水協議會に於ても來年度の會議は中止することにすることは最も適當の處置であらうと考へます、尙之れが爲めに特に申して置かねばならぬことがあります、それは本會の規則第十條に會議は毎年一回開くとありますので、來年度の會議を中止すると此の規則に抵觸することになります、併しながら來年度中止するや否は是非此の會議で決定しなければならぬ所謂急を要する問題でありますから、私は此の規則に拘はらず特別決議として斯様に願ひたいのであります、



本會規則の變更は餘程重大な問題でありますし、尙且つ規則の第三十七條に據れば會員が三分ノ二以上出席するに非ざれば規則の變更は出來ないのでありますが、今回は其の定數にも達して居ないのでなからうかと考へますから、規則の變更は次回にするか或は適當のときに慎重審議することとし、來年度に於て會議を中止することは特別決議として御決定を願ひたいと思ふのであります。

○二七番守谷松之助君(岡山市?) 提案者にお尋ね致します現内閣の緊縮方針に基いての御提案でございますが、何故に斯かる趣意で全體のものを來年一年に限られたことか其の御趣意のある處を承りたい。

○一番理事武藤麒麟郎君(東京市) 一寸聞き取れないことがございましたのでもう一應お願致します。

○二七番守谷松之助君(岡山市?) 現内閣の施政方針に由つて緊縮方針が會議を中止すると云ふ御趣意のやうに承りましたが、それは一年と云ふ御趣意が一寸判り兼ねて何も一年に限らずとも良いやうに思ひますが其の眞意のある處を……

○一番理事武藤麒麟郎君(東京市) 來年一年と云ふことに就て御質問がありました。之を二年三年四年と續けて休會すると云ふことは本上水協議會の存立に關する問題でありまして非常に重大なことでございます。政府の緊縮方針に則つて不取敢一年だけ中止することに致したい、若し隔年で事足りると云ふ御意見がありますか、又會議は是非毎年開かなければならぬと云ふ御意見があれば、それは次回に於て審議して頂きたい、其の際本會の規則に觸れるなれば其の點を改正するやうにして頂きたいと思ひます。

○二七番守屋松之助君(岡山市) 只今一番よりの御提案がありました。これは勿論公私經濟緊縮の場合で、一番のお説は御尤のやうに感ぜられます。去りながら公私經濟緊縮は來年に限つたことはありません、本年に於ても公私經濟は政府が言明して居る精神であります。然らば何故に本年の會議を中止せずして來年に於てやられるか一番の御意見を伺ひたいのであります。

○一番理事武藤麒麟郎君(東京市) 何故に本年の會議を休まないかと云ふ只今の御質問のやうですが、會議は得手勝手に中止することも出来ません、意志機關で一度決定したのであります。是には如何とも方法がなかつたものと私は思はれます。

○二七番守屋松之助君(岡山市) 左様であるならば本年此の會議を開いて折角茲に臺灣の遠隔の地に吾々が出席して此の會議を開始する以上は、來年は各府縣に於ても我が國の東京である而かも東京市に於ける總ての施設は全國が之を以て模範とし、色々研究すべき材料が多々あると思ひます。然らば緊縮の政策に依りまして直ちに水道會議を停止し或は一年繰延べると云ふやうなことは、私共は其の理由が甚だ薄弱でないかと思ひます。願くは此の會議は何處迄も永續せられて、さうして東京に於ける總ての出費は成るべく節約して、政府の政策が緊縮ならば此の水道會議もお祭り騒ぎとせず眞面目の會議とすれば、多額なる六萬圓の必要も或は御心配ないと思はれます。又六萬圓に就ては全國の各府縣から出ます二人の出張員を或は二人を一人に減じさうして此の會議を永續することが最も適當であると私は信するので、又一番君のお説に依りますると此の會議を隔年に開くことは寧ろ私は會議の進捗を妨げるものと思ひます。成るべくは年々此の會議を開きになつて最初御決定になつた規則の方針に由つて御進行あらんことを切に希望する次第でございます。

○一二九番栗谷三男君(川崎市) 一番の御提案で來年度の上水協議會の開催を休會すると云ふ動議が出たのであります。其の理由とする所は御尤であります。又岡山市のそれに對する反對も御尤もであります。吾々が考へまするに上水協議會も回數を重ねること既に二十六回であります。これは何故に上水協議會をするか大抵私はこゝで説明することはないのであります。兎も角水道として非常に事務上に就ての打合なり其他諸方面に必要なものであることから上水協議會と云ふ機會を拵へて、さうして協議をし若し必要なことであるならば、これは決して冗費ではないと思ふのであります。目下本會に於きましては津々浦々迄加盟者があつて、これは即ち冗費を省き必要のみから起つて出來たの

で、然るに上水協議會は二十六回を重ねて必要に逼られた會合で、矢張先程申された通入萬余圓の費用が掛かる、非常に金融縮小消費節約の際遺憾と謂はれますが、吾々は決して之を採るべき問題でなからうと思ひます、又今迄も二十六回やりましたが如何なる處でお祭り騒ぎをやつたか、常に必要なる費用を投じて上水協議會をやつて居ることを信じて止まないで、さうしたならば此の上水協議會は必要で在つて餘事ではない、即ち國家の消費節約と云ふことに抵觸すべきものでないと云ふことを斷言します、其の規則のあるにも拘はらず止めて貰ひたいと云ふ説なり希望は他に何等かの言ふに言はない事情が私は存することと思ひます、吾々は御承知の通大正十二年に大震災の復舊復興を見たのでありますから、茲に何等か非常なる事情が含んで切なる事情を述べて居られると思ふので、私は一番の言ふことも希望せらるゝことも御尤もと思ひますが、此の際茲で決めないで今少くも本問を會議の終了迄に決めたら良からうと思ひます、さうすれば或は東京市の希望も満足することも出来るし又意思を徹底することも出来やうと思ひます、願くは此の問題を會期の間際まで延べられんことをお願いしたいと思います。

○四〇番清水本之助君(關東廳) 東京市の御提案になりました處の壹箇年間本會議を休まうと云ふ理由に對して私は反對したいと思ひます、抑も此の技術上及事務上の取扱其の方の改良進歩と云ふことは此の吾々の上水協議會に於て非常な促進をせらるゝのであります、而して是れに因つて促進せられた利益は、僅か五萬か十萬そこらの寡少なものでなからうかと思ひます、本問題とは關係はありませんが、若しも上水協議會がなかつた場合には各地に於ける上水施設が現在日本に於ける或は英國に於ける電氣事業の如く區々マチ／＼で、之れが方面を異にしたならば實に國家としての衛生保健上及財政上に非常に痛手で在つたらうと思ひます、斯の如く今日水道が整然として日本に發達して來たことは、寧ろ私は此の會議のお蔭であらうかと存じます、先程二七番からの話もありましたが私共は進んで此の際に東京市に於きまして、大に緊縮方針に則つて其の範を示されんことを希望致します、只今

川崎市の御提案になりました此の議事を最後迄に保留すると云ふやうな御提案もありましたが、私は此の際に寧ろ此提案の出た機會に提案者の希望に反對の決議をされんことを望みます。

○四七番成島治平君(甲府市) 來年の協議會を休會と云ふことの主催地の豫定である一番から緊急動議として御提案になりました、只今迄色々伺ひますと處に依れば殆んど賛成者はないものゝやうに見えます、此の場合私は一番に更にお尋ねしたいと思ひます、本會に於て一番の緊急動議を否決された爲めに如何になさるか之を承はつて見たい、決議の奈何に拘はらず斷然東京市に於てはおやりにならぬと云ふお考ですか此の事を承りたい。

○一番理事武藤麒麟郎君(東京市) 東京市は自分の提案したものが假令納れられないでも本會を脱退するやうな意思を持つて居る譯ではございませんから假りに左様御決定になりましたも固より其の御決定に従ふことが當然と思ひます。

○一二九番栗谷三男君(川崎市) 何しろ會員の數も澤山ありまするので充分なる考慮を拂う意味に於きまして、此の際直ちに可否を決めると云ふことは困るので、自分は會議の終了末期まで考へて頂きたい、之れが尤も機宜の處置ではなからうかと思ひますので先程から述べて居る次第であります。

○七一番谷口與治郎君(鹿兒島市) 只今色々の説が出ましたが、これは四五日間考慮しなければならぬ問題ではなからうかと思ひます、多くの理由はございませうが今日吾々は各地の水道を視察致します問題ではなからうかと思ひます、まあ新設の都市もポツ／＼ありまするし既に最善施設の都市に於ても、最早擴張が第二期第三期の大擴張の時期に到來して居りますので、此の水道協議會に於て協議を致しまして其の改善進歩發達を圖ると云ふことは刻下の急務でございませうから、此の際一年を休會することは本協議會設立の趣意に反すると思ひますから、矢張り引續き繼續して第一番の御提議には此の際即決否決されんことを希望致します。

○四七番成島治平君(甲府市) 先刻私のお願いに對して一番より明確のお答がございました、もう私は此

の場合に於て協議會の大勢は殆んど一番の動議に反対するものゝやうに見へて居ります、一番に此の動議を御撤回なさることを切望致します。

○六 一番上田研介君(福岡市) 私は一二九番より述べられた説は頗る穩當なる説と思ひます、こゝで否決することは此の會議の趣旨として意味がない、も少し研究して貰ひたいと云ふ意味で一二九番に賛成致します。

○議長(石黒英彦君) 大體御議論も盡きたやうに議長も認めますので先づお諮りを致しますが、只今斯う云ふ御提案があるのであります即決よりも、も少し慎重に考へたらどうか、一二九番に六一番が主張せられて居ります、即決よりも延べた方が良いと云ふ斯ふ云ふ御意見の方には御起立を願つて是から決めたいと思ひますが、御賛成の方は御起立を願ひます、一寸失念致しました本議事に於て決議の際は各市一票であるさうですから其のお積りでお出を願ひます、只今申上げたのは此の會議の終末に本問題の可否を決した方が良いと云ふ御提案が一二九番とそれに六一番が賛成最後に之を決定しては如何と思ひますが御賛成の方は御起立を願ふので、一二九番の提案に御賛成の方は御起立を願ひます。

起立 少數。

これで済んだことに致します。

○七 九番小嶺幸慶君(那覇市) 大體東京市の御提案に對しては反対者が多數のやうに見へますが東京市に於ては撤回と云ふ御意思はないのですか、若し撤回さるゝ御意思があれば強いて之を否決することもなからうと思ひます。

○議長(石黒英彦君) それでは更にお伺ひ致しますが東京市は別に御撤回の意思はございませんでしやうな。

○一番理事武藤麒駿郎君(東京市) 其の儘進めて戴きたいと思ひます。

○議長(石黒英彦君) 今度は可否を決したいと思ひます、就きましては只今の御提案が、規則を私は不慣れで能く慣例其他解釋等に付て承知して居りませんから、果して當つて居るかどうか判りませんが私一個の考は、會議は毎年一回之を開くと謳はれて居ります、只今の御提案は規則を覆す譯でないので、單に休會をしやうと云ふので、實は本會の出席會員が主催地を含めて四十七名、随つて全會員の百二十一に對して三割幾らで三分の二に達して居りません、随つて本會に於ては規則の改正等は出来ませんので、私は只今の御提案に對しては規則の改正と認めず唯運用の方法に於て皆さんが御協議になつたものと議長は左様に解釋して居ります、茲に東京市は來年の開催を之を休むと云ふ提案がありました、處が之に對して四〇番二七番七二番四七番の反対がございました、之に對する可否を決したら良からうと存じます、東京市の來年本會を休會すると云ふ御提案に對しまして御賛成の方は御起立を願ひます、勿論各自一票でございます、東京市に御一名の賛成でございます、東京市の本御提案に對して唯一名の御賛成で随つて御提案が成立しなかつたと云ふことでございます、それでは十分間休憩致します。

(休憩)

十時十分再開

○議長(石黒英彦君) 是より再開致します、それでは先程申上げました制水瓣及排氣瓣規格調査に關する報告を草間博士から御報告を願ひたいと思ひます。

○制水瓣及排氣瓣規格調査ニ關スル報告

○一番理事武藤麒駿郎君(東京市) 理事から御報告申上げます先年本會から調査を工學會に依頼して置きました、制水瓣並に排氣瓣の規格に關して調査の進捗程度を工學會に照會致しました處工學會からは書面で回答がございまして、其の進捗の程度のお答がありましたのであります、中間報告になりま

するし單に進捗程度の報告に過ぎませんのでありますけれども、少しでも早く吾々が承知することは吾々事業者の立場から大に得る處がある必要事であると考へましたのであります内容に就きましては一應の御説明を草間博士にお願してありますから左様御承知を願ひます

○番外(工學會草間偉君) 只今理事から御報告がありましたやうに昭和三年四月に當上水協議會から工學會の方に御交渉の結果古市理事長から各委員を指名せられました、私外十名第一回の會合を五月十五日に開きまして其際三名を追加致しまして、全體の委員が十三名になりました其の名前は東京市の茲に御出席になつて居られる阿部努氏、海軍技術研究所の石川博士東京市の岩崎富久技師小川局長、小野基樹課長、釜石鑛山の香村博士内務省の河口技師、東京帝國大學教授の後藤博士商工省の小西氏東京帝國大學の竹中氏荒玉水道技師長西大條氏横濱市の堀江勝巳氏と私の十三名でございます、外に囑託として茲に出席せられて居る清川氏及竹内、原田氏尙大堀前主事は參與、引續きまして大堀さんが本所區長に轉任せられた關係上武藤麒映郎氏が引續き參與になられて居るのでございます、五月十五日に第一回の會合を致しまして以來會を重ねること十六回制水瓣と排氣瓣の規格制定を委頼されましたが、先づ第一に制水瓣の規格を終りました次に排氣瓣に掛ると云ふことになりまして、只今恰度制水瓣の規格の方が略々完了に近づきましたので、委員會の中間報告として只今お手許に差上げた處の青寫眞の分だけが出来たのであります、これは本會議を都合上一ヶ月許り早められた關係がございまして、製圖を大分急いだものですから、中には不備の點も或は間違ひの點もありませうけれども、單にこれは中間報告として御參考迄に差上げたのでございますから、來年迄御緩つくり御覽下だすつて色々の御意見等もありましたならば、其の前に來年の三月迄には終る積りですから御意見がありましたら成るべく早く御知らせ下さる様御願ひ致します、尙工學會でも慎重審議して次回には最後の報告を致したいと思ひます、そこで大體どう云ふふうに制水瓣の規格を決めやうかと研究したかと申しますと、先づ現在の制水瓣に付て最も故障の多い最も不都合の點が何處にあるかを、平素其の方に従事せ

られて居る阿部委員、現場擔當者及六大都市の方にも照會し其の缺點に付研究致しました、一番故障の多いのは制水瓣の「スピンドル」即心棒の折れることである、心棒の材料の規格を第一に決めなければならん、續いて制水瓣の「キヤップ」の大きさこれも各都市に於いて統一しなければならん、或は瓣の厚さ胴體の厚さ、受口付制水瓣の長さ、(鈔付制水瓣の長さは既に鑄鐵管の規格の場合に定めてあります)、さう云ふことも更に決めなければならん又「パツキング」用「ホルト」を合金にして餘り錆びないやうにする、さう云ふ方面を兎に角統一しなければならんことになつて、夫々委員の選定等も致しました、委員長は第一回の會合の場合に香村博士が選舉され之れに就くことになりました、其他瓣軸の材料の研究上吾々土木の技術を修めた水道の技術者のみでは尙不備の點がありますから、合金の權威として認めらるゝ海軍の石川博士及後藤教授等を委員に推薦致しました、其の結果從來水道界では餘り能く知られない合金に關する研究を石川後藤兩博士にして頂く事になりました、東京市で制水瓣の軸が折れた其の斷片を石川博士に提供して色々分析なり物理學上の試験をして頂きました、其の結果に依ると從來の合金は一口に云へば無茶な製品である分析上から云ひましても、或は顯微鏡の試験をして全く「ブロンズ」の強さ資格を有してゐない、之を海軍の方の正當の規格に由つてやつて見ると、抗張力に於ても伸びる率に於ても又は硬さの試験でも總て半分以下で非常に酷いものであります、分析と云ふと「ブロンズ」は元々銅と亜鉛と錫の合金ですが、其他の不純物が多い殊に鉛を入れて小さな工場で鑄たものでございます、火延べでやらなければならんものを他の方法でやつて拵へたもので、鉛が分子の間に這入り込んで極めて弱いものであります、以後斯う云ふことが出来ないうやうに立派に「ブロンズ」の材料の規格を定めなければならぬと云ふことになりまして、石川後藤兩委員に御依頼して合金並に鑄鐵其他の規格を研究して尙實驗致しまして拵へて頂きました、其の結果が合金の處にあります、同時にさう云ふ専門家が這入りましたから先年鑄鐵管の規格制定の場合よりも餘程改良せられて居るやうに思ひます、更に進みまして鑄鐵管の規格の方も又多少なほすことが出来やしな

いかと思ふのでございます、今は其の心棒の方を申し上げますが、全體としての調査方針から云ふと規格として制定せらるべき瓣の種類、これも種々議論がありました、鑄鐵管として七十五「ミリ」以上千五百「ミリ」に達する二十種ありますから、之れに應じて瓣類も二十種類全部規格を制定すると云ふことにしました、鑄鐵管に普通の壓と低壓と二種類ありますが、恰度鑄鐵管の場合にも異型管類は總て普通壓一種類に止めたのと同じやうに瓣類も唯一つの種類に止めた譯でございませぬ、規格を制定するに當りて第一に原案を決めることが非常に重大なことになるから、此の方は餘程慎重にやつた積りですが、先づ外國の例としてはチャップマン、グリーンフィールド及ブレキボロ・レンズラア日本に於ては久保田鐵工所のものを合せて尙六大都市始め福岡其他の都市から材料を頂きましてさうして決めた譯でございませぬが、幸ひ澤山の種類はありますけれども表に書いて較べると大差はありませぬでしたから、それを徑に由つて圖面に書いて其の中間の處に線を入れて、瓣體の厚さとか「キヤップ」の大きさとか各細かい處を制定する方針を取り、茲に居られる清川君が熱心にやられました、茲に七十五「ミリ」から三百五十「ミリ」迄、總ての大きさが圖面に示されて居るのであります、尙進んで之が千五百「ミリ」迄達する譯でございませぬ、其中小さな方は堅型式でございませぬ、四百「ミリ」から千二百「ミリ」の間は堅型と横型千二百「ミリ」から千五百「ミリ」迄は横型になつて居ります、これは小さな瓣は堅型でも良いが、大きな瓣になると道路の上に出ますからどうしても横型が必要であります、然し横型に設置する様に餘り廣い面積も取られぬ所は深く入れて場所を節約する關係上堅型を作りしましたのです、もう一つの方針としては從來「バイパス」のある瓣は瓣軸の反對側に「バイパス」を取り付けましたが、今度は瓣軸即閉閉装置と同じ側にいたさうと思つて居ります、さうしますと地下の穴の場所を取ることが少く人が這入つて作業をするのにも一方で済むのと、もう一つは水量などを側るに都合が良いと云ふことで有ります、尙細かいことを逐條申上げるのは非常に時間を取りまするので、斯う云ふ五日間の會議の裡に非常に時を潰す事は御迷惑でありますから、これは緩

るゝ御覽下さることに願致しまして尙規格を決めるに付ては、從來言葉が一致して居りませぬから、此の青寫眞の前の處に各部の名稱の處で工學會で制定しました案を出して置きましたから、これも御意見がありましたならばおなほしを願つて置きたいと思つて居ります、次に是から掛りますのが排氣瓣の規格ですが、これは昨年函館に於ける御決議に依りまして今迄は「ボール」を使つて居ります普通の排氣瓣ですが、尙此の外に種々の「タイプ」が在つたならば、それも研究して決めて見やうと云ふことで工學會にさう云ふお話がありましたから、從來の物以外に「エドワード」の「タイプ」或は外の形も考慮して見る積りで居ります、排氣瓣になると護謨とか或は「エポナイト」の新しい材料が這入るので、これは冶金の先生では間に合ひませぬから最近其の道に於て非常に深く通信省にて研究を積まれた波田強一氏を更に委員に願つて居る次第でございませぬ、此の委員會に就ては私から申上げるのは一寸言い悪いことと申すけれども、各委員は午後五時から十時迄委員長始め皆さんが非常な熱心を以て能く討議し夕食の間も研究を續けてやつて居る次第でございませぬ、其他清川君などは東京市の吏員でございませぬけれども、全く此の方面に専心努力致されまして、斯う云ふ計算から圖面迄やつて居られるのでございませぬ、其の點を一つ御諒承願たいと存する次第でございませぬ、以上が中間報告の大體でございませぬから、尙細部に亘りまして若し御氣付等がありましたならば、私が居る間に直接お答致しまするし、それ以後のことは又年度内に終了する積りですからどうぞ夫れに間に合ふやうに東京市の理事者の方に御意見を御通告あらんことを希望する次第でございませぬ

○議長(石黒英彦君) それでは次に附議致します、これはお手許にないのでございませぬが、私から口頭で申上げて宜しうございませぬが、東京市から御説明を願ひたい

○水量メートル檢定實施ニ關スル對策委員會經過報告

○上水道源水保護法制定方陳情經過報告

○水道水源林造林ニ關スル國庫補助建議經過報告

○一番理事武藤麒麟郎君(東京市) これは至極簡單でございますが、既にお手許に差上げてあります第十四號統計及報告に委細掲載してありますからそれで以て御承知を願ひます

○議長(石黒英彦君) それでは右の御説明に由つて其の報告書に依つて御諒知を願ふことに致しまして更に今度は新問題並に報告事項なり研究問題宿題等に就て討議したいと思ひます、然し先程申上げるやうに會期もさう長くもございません、さうして内容は相當に豊富でありまして研究を要する事項も大分あるやうでございます、随つて是等の諸問題が専門的に御協議をお遂げになる必要もございませうし、寧ろ之を一々本會議に於て御審議を願ふよりも分科會と致しました方が宜いかと存じます委員會でございませうか分科會のことに致しまして取計つて宜うございませうか、議長は若し御賛成ならば本日は本會議を繼續して、或は附議の御都合で今日午後に分科會を開いて、さうして三日間をお潰しを願つて充分に御研究を願ひ、最後に本會議を再開して、それでお取り決めに願つてはどうか、先づ以て分科會を設くるや否やに就て御意見を承はりたいと思ひます如何でございますか

○二番古谷一次君(函館市) 只今議長よりお諮りのやうに協議をする關係上分科會にすることは適當と考へますが、本年は例年と違つて出席員も七十五名でございますので、一名或は二名となつて居りますから、若し會員諸君の多數の希望がございまして一部二部だけは合併して工務行政だけを合併して三部だけは分離して、三部と一部二部の合併斯う二つにしたらばどうかと考へます

○議長(石黒英彦君) 分科會は御異議はありませんか分科會でやるかどうかに付て御意見が承りたいと思ひますが

(「異議なし」と呼ぶものあり)

大體御異議ないと存じますから分科會に於て是等諸問題の大體議をお裁きを願ひます、此の次は分科會は先程申上げた通今日午後からと明日明後日此の三日間に分科會を開きたいと思ひます、最後の日に更に本會議を再開致したいと思ひますが、それで宜うございませうか

(「異議なし」と呼ぶものあり)

只今二番から御意見がございましたが、此の點に就て何か新の意見がありますか一寸二番にお伺ひしますが、第一部と第二部を合併して、第三部を一つにしてやれと云ふ一寸議長は存じませんが一部は行政の方と思ひますが第二部は技術の方で、第三部は水質試験の積りですか、それでは他のお方に於て何か此の點に就てお考がございませうか如何でございます、理事者の方で斯う云ふことを申して居るので只今二番の御意見がございまして、誠に御尤もと申して居りますが尙此の内容を見ますと技術に關する事項が相當あるやうで、寧ろ一部を事務の方にして第二部の方を技術にして、第三部の方も技術の一部でやるのは少々六ヶ敷いから技術を事項の關係に由つて第二部第三部に分けたいと云ふ意見があります

○五番藤田弘直君(大阪市) 従來一部二部三部と三つに分けて居りましたので、本會の會議に於ては御出席の方が他の都市では少いから、却つて函館の仰つしやるやうに事務と技術の一部にして水質試験を別にした方が結構と思ひます

○議長(石黒英彦君) それでは如何でございますか只今五番からも二番に御賛成の意見もございませうが、出席の方が或る都市ではお一人と云ふので一部二部を一緒にして水質試験を一つにしようと思ひますか如何でございます

(「賛成」と呼ぶ者あり)

それではさう云ふことに取計ふことに致します、部長と部員の方は今直ちに取り決めたいと思ひますが或は議長に御一任を願ひませうか如何でございます、部長は議長に御一任を願ひまして只今即刻申上げたいと思ひますが一寸後程にして頂きたいと思ひます、暫く御猶豫を與へて頂いて部員の方も随つてさう云ふことにして頂きたいと思ひます、次に部會の會場等に就て一言申上げて置きますが第一部會事務技術はこゝを御使用を願つて、第二部の方は三階に小會議所がございませうから其の方に願ひ

ます、各部とも御相談を願ひたいと云ふことを理事者で希望して居りますから一應お含み置を願ひます、次には先程申し上げました昭和三年度の豫算決算に關する事項に就ては、書類の關係上只今茲で御提案致しまして御審議を願ふことが一寸六ヶ敷うございますので、最終日の二十九日の日に本會議で御審議を願ひたいと思ひますので悪しからず御諒承を議長よりお願ひして置きます、それでは後程迄に夫々御通告を申し上げます、本日はこれで本會議を大體議したと致しまして散會することに致したいと思ひます  
十時四十五分散會

(二) 第一部(事務、工務)委員會議事速記録

昭和四年九月二十六日午前八時四十六分開議

(足立正人君(佐世保)委員長席に着く)

○委員長(足立正人君) 之より開會致します、協議會に出席致しますことの久しい故を以ちまして、此部會の整理をせよと云ふ主催地からの御命令でございます、御辭退を申し上げますが、是非お前しろと云ふ御申付けでございます、餘り御断りを申上げるのも失禮と存じまして、不肖も願ひず整理を致すことになりました、皆様の御同情に依りまして、圓滿なる議事の進行を圖りたいと存じます、御援助の程を此機會に御願ひを致して置きます、尙ほ議事の整理に付きましてちよつと申して置きたいと考へます、随分問題の數も多くございますので、一々御提案地の御説明を煩はすと云ふことは、随分時間經濟上不經濟と存じますので、問題の性質に依りましては提出地の御説明の省略を願ふと、斯う云ふことに此整理致します關係上、議長の方で取計らひたいと存じます、豫め御承知置きを願つて置き

ます、では會議を開きます、新問題から始めますが、新問題の一、二、三、四は何れも御提出の市が御出席がないので、是は前例に依りまして、此問題は自然消滅したものとして取計らふことに致します、八、九此二問題も提案地の御出席がないやうであります、之も前同様自然消滅することに致します、次は十一、問題を議題に供します

(一一) 度量衡法中改正建議ノ件

提出者 川 崎 市

○委員長(足立正人君) 川崎市の御説明を願ひます

○百二十九番栗谷三男君 (川崎市) 十一問題、度量衡法中改正建議の件に付て説明致します、從來まで度量衡法中に於きまして、量水器だけは檢定されなかつたのであります、昨年勅令第二百二十九號を以て量水器も亦檢定を受けることになつたのであります、抑水道と云ふものは火防設備であり、而も衛生設備でありまして、他の電氣事業、或は瓦斯事業、或は其他の商品販賣とは異りまして、純然たる所の公共的性質を有つて居るのであります、故に此水道經營に於きましては量水器を用ゐずして、本來放給水を原則とすべきであると思ふのであります、然るに各地の水道に於て量水器を用ゐる所以のものは、即ち無駄なる水を使はせないで、而して成べく有効に、相當の生産費を掛けたる水を使はせると云ふことにあるのであります、決して他の事業の如く營利的事業でないものであります、故に、此量水器を付ける本來の趣旨と云ふものが、他の電氣事業や瓦斯事業や其他の事業と違ひまして其目的を異にして居らうと思ふのであります、電氣事業や瓦斯事業、其他の物品販賣に於きましては、或は度量衡を胡麻化して、さうして營利の目的に資すると云ふやうなことなきにしも非ずであります、水道の如きはさうしたことは絶対に不可能であり、又先程も申述べました通り公共的設備でありますからして、決してさう云ふことがない、一故に此水道の如き大概公共團體が經營して居るのであります、でありますからして、此量水器を檢定すると云ふことに付きまして、是は大いに考慮せざ

るを得ないのであります、それであるにも拘らず、此量水器を検定して正確なる量水を爲し、需要者に對して水を供給せしめると云ふことは其目的が、此法の目的が那邊に在るか我々は疑はざるを得ないのであります、何故なれば原則として放任給水が最も適當なものと考へるからであります、故に此意味に於きまして、私は此量水器の検定に付て、已に既設の量水器に對しての検定問題と、それから新規購入する、所謂量水器を製作する會社に於て、此量水器の検定を受けると云ふことの問題に付て量水器を検定すると云ふ制度に付ての弊害を少しく申述べたいと思ふのであります、私の提案する所の度量衡法中の第七條及び同第八條、及びそれに附屬する所の施行令でありますが——第七條及び第七條の第六號であります、それから第八條、第十條の四項、其他施行細則の此量水器検定に關する規定を撤廢して戴きたいと云ふことを、上水協議會から其當局に向つて陳情するか、或は市町村として請願案を立て、議會に提出すると云ふやうな考へで提案したのであります、それで既設の量水器に對して検定を受けると云ふことになり、昭和二年末に於て上水協議會に加盟して居る者に付て見れば、其大きさに依つて検定料金を拂ふと云ふことになり、約五十七萬圓の検定料金を拂はなければならぬと云ふことになり、昭和二年末に於てそれであり、昭和三年末になりますと相當の數に上つて居ることと思ふのであります、それで之等の既設の量水器の検定を受けると云ふことになり、それだけの検定料金を拂はなければならぬのみならず、其取外した後に新なる計量器を購入して補充しなければならぬ、此補充する量水器を購入しなければならぬから、其購入費も亦多額であります、又若しも大量検定に依つて二百個以上の検定を受ける場合は、出張検定を受けることになるのであります、出張検定を受けると云ふことになると、それに對して商工省の吏員が出張するのであります、之に日常旅費を支給するのであります、之等を加算致しますると莫大なる検定費用を要することになるのであります、加之修繕したる量水器は又検定を受けなければならぬが、此検定を受けるにも出張検定を受けると云ふことになり、此量水器検定の設備も拵へなければ

ならぬと云ふことになつて、此水道事業を經營する所の公共團體に於ては莫大なる經費を拂ふことになるのであります、さうしてそれだけ莫大なる費用を掛けて、果して有效なる所の検定が出来るや、否やは問題であります、既に我々の方では新規購入の量水器に付て検定をやつて居りますが、商工省の検定を爲したる物と、さうして我々の方で検定を爲したる物に於て、御承知の通り是は百分の四まで誤差が許されて居るのであります、それが百分の九の誤差になつたのが約一割を示して居ります、さうして商工省の役人の話に依りますと、商工省では水を込めないで見ることになつて居ります、元來水道事業者に於ける量水器に付ての検定は、水を込めて然る後にやるのであります、其所に喰違ひがあるのだと云ふことであります、若しも本當に正鵠を得たる量水器の検定であるならば、水を流す場合に於て、それも込めて検定するのが最も水道事業者に於ける量水器の検定に適したものと言はなければならぬ、さうすると折角法律で百分の四まで誤差を許すと云ふことになつたにも拘らず、検定済みの印を押された物が二分の九以上の誤差があると云ふに至つては、何の意味に於て検定するのであるか更に解らぬことなるのであります、而も商工省の検定と我々が検定したものとびつたり合ふのが澤山あるのであります、即ち我々の検定に於ても決して間違へないと云ふことを發見し得たのであります、然りとすればそれだけの費用を掛け、さうした誤差のある商工省の検定を俟たなければならぬと云ふことは、實に我々は了解に苦しむのであります、又新規購入の量水器であります、検定済みの極印を捺される物に於てさうした誤差があるのみならず、此商人、量水器製作者が商工省の検定を受けると云ふことになり、相當の検定料金を徴收されるのであります、商人は損して賣るものでないのであるが故に、是はやがて近き將來に於て検定料金を生出すやうな量水器の賣方をするやうにならうと思ひます、さうなれば或は地金の質を落すか或は量水器の値段を上げる必ず損して賣りつこないののでありますから、追々に此量水器の検定料金を生出すやうな賣方をするやうになりはしないかと思ふのであります、而も此水道に於ける量水器の製作者は相



當の數を有つて居りますが、それがなか／＼検定が間に合はぬと云ふやうなこともなきにしもあらずであります、さうして我々が量水器を使ふ所以は、兎も角も正確なる物を得やうと云ふのは勿論であります、又其質に於ても堅牢なる物を欲するのであります、さうして成べく比較的廉い量水器を得ると云ふのが需要者としての希望であります、然るに商工省の検定が餘り有效ならざる所の検定を爲して、それが爲に多大なる検定料金を要する、故に今後に於て不良なる量水器たらしめるやうな趨勢に對しては、我々需要者として大いに考へざるを得ぬのであります、而も此水と云ふものは衛生設備たるのみならず、火防設備であることは既に述べた通りであります、此量水器の検定に要したる所の費用を、如何にして水道事業者は生出すかと云ふことになりますと、其生出す方法としては水道料金の引上げを爲す外に途がないのであります、此場合、水道の水を使ふ者に對して多大なる迷惑を掛けると共に、衛生思想を成べく廣く大きく普及せしめたいと云ふ今日の時勢に於て、さうした高い水道料金を取らなければならぬやうな結果に逢着すると云ふことになるのであります、以上是等の點を考へて見ましても、どうしても水道に於ける量水器の検定は如何なる趣旨の下にやるのであるか實に我々は解釋に苦しむのであります、若しも主務省に於て収入を得むとするものならば、何も敢て量水器の検定などに依つて金を徴收しなくても宜くはないかと思ふのであります、然るに我々から度量衡法中の水量メートルの検定を考へますとどうしても何等かの方法に於て政府が金を取りたいと云ふ意向である法律のやうに思はれるのであります、故に斯うした弊害の多い、而も水道事業者が多額なる検定料金を負擔せざるを得ない、又製作者が多額なる検定料金を負はなければならぬ所の此惡法は、一日も早く撤廢せざるを得ないのでないかと考へるのであります、けれども是は法律の改正案と云ふことになるので我々上水會議の決議が何等意義を爲さぬのは私も知つて居りますが、此上水協議會で、全國の上水事業者の集まつて居る會合に於て決議し、此決議の實行の爲に相當なる措置を執つたならば、或は此惡法を改正せざるを得ないことにならうかと思ふのであります、故に此本問題を提

起した次第であります、此改正に付ては色々手段があらうと思ひます、それに付きましても、若し此問題が皆さんの腦裡に成程と御思ひになつた點がありましたならば、宜しく滿場一致を以て決議せられまして、さうして成べく此問題の貫徹に御盡力あらむことを切に御願ひして説明に代へる次第であります

○委員長(足立正人君) 川崎に御尋ねしますが、建議致します上に付きまして、何か此具體案がございませぬでせうか

○百二十九番栗谷三男君(川崎市) 此具體案に付きましては、上水協議會は法人でありませぬからして代表者を以て請願することは出来ないものでありまして、各經營市町村が、即ち市町村會の決議を以ち、さうして連署を以て請願をする、貴衆兩院に請願したならば宜くないかと思ひますが、それはなか／＼面倒な點なきにしも非ずと思ふのであります、それでありますので、此問題は必しも請願に依るに非ずして、法律改正案即ち政府案として出すやうに、我々上水協議會が一致して努力したならば、或は政府案として出さぬとも限らぬと思ひます、茲に唯願する所は、政府案として出すならば所謂朝令暮改の感なきを得ぬのであります、其所を政府が大度量を示して、若しも此法律が悪いものならば何所までも、今日出しても明日改むるに吝なるなかれて、我々が一致して努力したならば政府案として出さぬとも限らぬと思ひます、其他に於きまして、私としては具體的方法を有つて居りませんが、請願法に依るか、政府案として出すやうに努力するか、此二つがあるものと考へて居ります。

○委員長(足立正人君) 御異議はございませぬか、書面回答に依りますと、何れとも賛否を決し難いから、議場で御意見を聴いた上で賛否を決したいと云ふやうな御回答が多いやうであります、只今の御説明に依りまして如何でございませうか、御意見はございませぬか——御意見がないやうでございませぬが、さうすると建議すると云ふことに御異議がないものとして處理して宜しうございませぬか、尙ほ川崎市に御伺ひしますが、建議すると致しますれば、從來は主催地の名に依つて主務大臣に建議する

と云ふやうに取計らつて居りますが、或は實行委員なる者を選定して、實行委員の名に依つて建議すると云ふことに致しますか、何れかの方法に依らなければならぬだらうと思ひます。

○百二十九番栗谷三男君(川崎市) ちよつと聞取れませぬので、もう一度一つ………

○委員長(足立正人君) 従來の例に依りますと、建議致しますには主催地の名に依つて建議致して居ります、若しくは協議會の理事、即ち東京市長等の名に依つて建議を致しますか、又は實行委員なる者を選定して、實行委員の名に依つて建議を致して居ります、でそれは協議會の理事に御任せになる、建議の方法は御任せになる、斯う云ふことでもございませうか、或は此聯合各市、各所の名に依つて建議をする、斯う云ふことなるのでありませうか。

○百二十九番栗谷三男君(川崎市) 此方法に付ては宜しく、本會には理事がありますから、其御方に御盡力を御願ひすることは出来ませぬか。

○委員長(足立正人君) 宜しうございます、それから建議します文書の作成、是は如何でありますか。

○百二十九番栗谷三男君(川崎市) 建議案の作成に付きましても理事者に御願ひしたいと思ふのでありますが、それに付きましては自分としても其建議に付ての案を、尙ほ一應見せて戴きたいと思ふのであります、出来ることならばさうして載きたいと思ふのであります。

○一番理事武藤麟助郎君(東京市) 建議のことに付きまして、理事に一任したいと云ふ御意見のやうであります、大きな問題でもあり、何から何まで理事々々と云ふやうな風に致されますと、左様なことを申しては或は妥當ぢやないかも知れませぬけれども、理事も甚だ困るやうな次第であります、問題も相當重大でありますからして、建議と云ふことが御決定になりますならば、相當な別の委員を設けて實行するやうに、皆さんに御諮りを願ひたいと思ひます。

○委員長(足立正人君) 如何でございますか、川崎市の方では理事に御任せをしたい、東京市の方では實行委員を何名か選定して貰ひたい、さうして建議する方法を取りたい、斯様な御意見であります。

○六十六番左坐小一郎君(熊本市) 私も此御提案には賛成であります、併し此量水器検定の問題は、是は二三年前から大分問題になりまして、やうやく昨年七月に制定になつたやうな次第でありますから、之を急轉直下、直ぐ廢すと云ふ建議は如何なものかと思ひます、就ては是はもう少し漸進的に進みたいと存じます、例へば全然之を廢止と云ふことでなくして、寧ろ乙種検定を認めて貰つて、地方長官に委任をされるか、其所に何とか途がありはせぬかとも思ひます、私の意見として之だけをちよつと………

○二十一番吉谷一次君(函館市) 只今六十六番からもう少し御控へになつたら如何かと云ふ御話であります、此量水器検定に關する問題は一昨年邊りから上水協議會に於て問題になりまして、當時本會に於ては六大都市其他で委員を設けて、色々商工省に交渉したやうに記憶して居ります、さうして昨年の第二十五回協議會當時に委員から詳細な説明がありまして、商工省から内情に立入つた意見もあり、又需要者としての意の在る所も述べ、意を酌んで貰つた上で是が昨年制定になりましたので、今直ぐに撤廢と云ふやうな決議を以ちまして建議することはどうかと思ひますので、私は六十六番の御意見に賛成で、もう少し経過を見ましたら如何かと思ひます。

○五十七番手塚志郎君(宇都宮市) 私は本件の如きものを議する議事の形式に付て御考へ置きを願ひたいと思ふのでありますが、只此問題を見ただけでは如何なる條項を如何なる條項に改正するのでありますか、我々は標題だけを見たのでは其内容が能く分らないのであります、今後斯の如き建議案と云ふやうな問題に付きましては、建議其者の具體案を茲に添へて出すならば、長々の説明も之を省略することが出来るし、我々としては建議せむとする内容をはつきり知ることが出来るので、斯の如き問題には提案者に於て案文を添へて提出するのが都合が好いやうに思ひますので、希望として申述べて置きます。

○委員長(足立正人君) 御意見はありませぬか、六十六番は此建議は一時見合せて経過を見た上にした

ら宜からうと云ふ御意見で、それに對して二十一番の御賛成がございませぬか、御意見ございませぬか、どちらかに定めたいと思ひますが、多數決に依つて決めますのも如何かと考へますが、止むを得なければ起立に問はなければなりません、どうか御意見のある所を成るべく御發表願ひます。

○五十七番手塚志郎君(宇都宮市) 私は此形式に付きまして、建議案を提案者が作成しまして、其建議案を委員を擧げて審査の結果決定したら大變都合が宜いと思ひます、左様希望を申述べて置きます。

○委員長(足立正人君) 五十七番の御意見は又別になつて居りまして、川崎市の方で具體案を作成して、それを更に委員を擧げて可否を決しやうと云ふ御意見であります、大分御意見が區々になりました。

○百二十九番栗谷三男君(川崎市) 只今具體案を作成して、さうして委員を選定して、其詮議に掛けたら宜からうと云ふ御話であります、此問題は重大問題でありますので、先づ皆さんに其具體方法を御諮り願ふと云ふ意味と、今一つ此趣旨を貫徹することを希望すると云ふ所から提案したのでありますから、どうか相當の責任者を出して實行に努力して戴き、又若し其具體案が欲しいと云ふならば、其委員の方に具體案を出して載いて、それに依つてやつて戴いたら宜いと思ひますが、兎も角も其建議の實行に當る御方に付て決めて戴きたいと思ふのであります。

○委員長(足立正人君) 御諮り致しますが、色々御意見もございませぬか、随分大きな問題でございませぬか、此委員の方を御選びになつて、さうして建議するや否やと云ふことを御決めになつて、それから、それと同時に建議すると云ふことになりませぬか、委員の方に建議案を作成して貰ふ、さうして實行方法に付きまして、此委員の方々の御決定に俟つと云ふことに致しましたら如何でありませぬか、此所で議論を戦はして居りませぬか、實際限がなからうと思ひます。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(足立正人君) 皆様御異議の無いものと認めます、委員の数はどれ位にしたら宜しうございませぬか、御考へがございませぬか、承り置きたいと思ひます。

○百二十九番栗谷三男君(川崎市) 餘り澤山の數を出しまして費用が掛かるのでありますから、成べく數を少くして實効能力を擧げることにして載きたいと思ひますので、五名位の所で委員を御定めを願ひたいと思ひます、尙ほ此委員を選出するに付きまして、各々名前もかりませぬので議長指名を以て一つ御願ひしたいと思ふのであります。

○委員長(足立正人君) 唯今委員は五名と云ふ御説でございました、其委員の選舉方法は議長の名に任す、斯様なこととございませぬか、それで御異議はございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(足立正人君) 御異議のないものと認めます、左様計らひますでございませぬか、次は十二問題

(一一) 市制第六十六條及町村制第四十六條改正建議ノ件

提出者 川 崎 市

○百二十九番栗谷三男君(川崎市) 十二問題に付きまして御説明申上げます、之も先程何誰か申されましたが、どの條項を改正するのかと云ふやうなことは今後氣を付けることに致しまして、大體此御説明を申上げます、市制第六十六條を見ますと、左ニ掲クル事件ハ内務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クヘシとありまして

一 市債ヲ起シ並起債ノ方法利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スル事但シ第三百三十二條第三項ノ借入金ハ此限ニアラス

とあるのであります、尙ほ町村制の百四十六條にも斯うした規定があるのであります、要するに此規定を撤廢して戴きたいと云ふのが私の提案の趣旨であります、勿論此市制、町村制と云ひましても臺灣の市制、街庄制、朝鮮の府面制、又北海道の市町村制、是等と違ひまして、一般の市制を意味して居ることを呉れ、御承知願ひたいと思ふのであります、それで何故斯んな案を上水協議會に提

出したか、一般市町村長會議に掛けないで上水協議會に一般的規定の改正案を掛けたかと云ひますと、上水道は常に建設費と云はず擴張費と云はず、水道事業を行ふ公共團體は何れに於ても起債に仰ひて居るやうに思はれるのであります、昭和三年末の全國上水協議會に加盟して居る水道の建設費は内地だけで三億五千九百七十八萬一千圓を掛けて居ります、之を見ますと實に莫大な數字に達して居るのであります、尙ほ年々擴張工事をして居るやうに思はれるのであります、是等も總て起債に依つて居りますので、上水道と起債と云ふことは密接なる關係があつて、一般關係の起債問題と比較すれば、上水道は他のものよりは特別に市制第六十六條並に町村制の百四十六條の適用を受けて居るやうに思はれるので、それが爲に一般市町村長會議に掛けないで、之を本會議に提出した次第でございます、それで何故此提案をしたかと申しますと、今まで市町村制は度々改正せられて居るのであります、尙ほ此市町村の公民権に付て考へて見ますと、初めは直接國稅十圓であつたのが五圓、三圓と減額され、今では無稅となつて、單に二箇年の居住と云ふことだけになつて居ります、して見ますと市町村の公民、即市町村組織の分子に對しては相當權利を認められて居るに拘らず、市町村に對しては何等の權利を擴張したやうな形がないのであります、依然として昔の、明治二十二年に施行した市町村制時代のものであります、大正十二年に郡制が廢止せられ、又六大都市に於ては特別市制などと云ふやうな建議案も出て居るやうであります、兎も角も此監督權と云ふものは常に市町村の上に乗降つて居るのであります、併ながら財政問題に付てそれ程左様に我が國の市町村は無自覺でありませうか、我々は市町村は何處までも財政的に獨立して行くべき使命を有して居ると思ふのであります、然るに公民権の範圍の擴張に比較して、市町村共者に付ては何等の權利も認められてないと云ふことは實に矛盾極まるものと言はなければならぬ、而も市町村が或る事業を計畫し、資金を起債に仰がむとする場合は市町村會の議決を経るのであります、市町村制あつて四十年、自治權は相當に向上して居るに拘らず、而も尙ほ監督官廳たる内務、大藏大臣の許可を得なければ出來ないと云ふこと

は、市町村として非常な耻辱でなければならぬ、市町村が起債を爲さむとする場合、市町村會の議決を俟つ以上、或る人の言ふが如き、市町村をして財政的危機に陥らしむると云ふが如きことは決してないと思ふのであります、何が故に自分の市町村を危機に陥らしむるやうな起債を仰ぐ者があるか、斯の如き憂は絶對にないと思ふのであります、故に斯うした矛盾極まる、所謂昔施行當時の無自覺なる規定其者を以てして、今後の市町村を律することは不合理であるが故に、一日も早く本條令を廢して、市町村の財政を獨立せしむることを欲する爲に本案を提起したのであります、之も前問題と共に手續上非常に面倒な問題がありますので、之も十分御考慮あらむことを願ふ次第であります。

○八十一番工藤定夫君(山形市) ちよつと提案者に御伺ひしたいのであります、此條文は本年四月に削除せられて居ります、のみならず此條文は現在百六十七條に變更になつて居りまして、その第一項の十一號に更つて居ります、さうして是は國家の財政と重大なる關係のある條文でございます、到底建議致しまして是は見込はないかと思ひます、御承知の通りに町村の財政は年々膨脹しまして、政府としても緊縮の折柄でもあり、此際全然市町村に任すことは餘り自治に任せ過ぎるかと思ふのであります、況や今日の改正法律を以て既に内務大藏兩大臣の許可權でなく、地方長官に委任してあるのであります、但し勅令で制定したもののみは例外であります、それは償還年限の長短、起債問題の如何に依つては當然監督官廳として止むを得ぬと思ひます、尙ほ提案者に於て一應御考慮願ひます。

○百二十九番栗谷三男君(川崎市) 私の提案は間違ひました、市制第六十七條の十一號であります、削除になつた規定を讀上げましたのは私の失敗であります、幾重にも御詫び申し上げます、尙ほ市債の許可に付てそれを撤廢致しますと非常に危険であると云ふやうな御考へからして、さうした御意見が出ると思ひますが、既に此市町村は自治の生活を爲すこと四十年にもなつて居りますの

で、曩に申し上げます通り、決して監督官廳が監督せずとも自己自身が監督しながらやつて行けると思ふのであります。でありますから第一に法律に於きましても斯様な法文は撤廢して差支へないと思はれますが故に提案したものでありまして、其邊は幾重にも御了解願ひたいと思ふのであります。

○八十一番工藤定次君(山形市) 尙ほ一應御考慮を煩はしたのであります。百六十七條の一項は其十一迄あります中、何れを見ましても此全部起債關係と對照して、其重大なる性質に於ては何れも甲乙ないと思ふのであります。而して大體に於ては先刻も申し上げました通り、既に地方長官に委任してありますから、さう大した自治權の侵害でもなからうと思ひます。併し重大なる起債に於ては勿論勅令に於て兩大臣の監督を受けるのであります。原則として地方長官に委してあるのでありますから、まあ此邊で我慢して宜からうかと思ひますが、どう云ふものでせうか。

○百二十九番栗谷三男君(川崎市) 只今市制第六十七條に付て、是は何れも重大であるのに何故盡く撤廢するやうに叫ばぬかと、斯様な意味に承つたのであります。成程我々は監督權の範圍から脱脚することは眞の自治生活かと思ひます。けれども一から十迄全部を撤廢せよと云ふやうなことは實際に於て不可能でありますから、一から二、二から三と云つたやうに順次改廢を叫ぶのが本當に宜いことぢやなからうかと思ふのであります。殊に此起債問題に付て各地方の状況を見れば、一度起債せむとすれば大藏内務兩省にはる／＼出掛けて泊り掛けて催促すると云ふやうな有様であります。さうしてやうやく財政計畫を樹て債券を作り起債許可を願ふやうになつてからも、尙ほ泊り掛けて毎日々々催促に出掛ける。非常に雜費を拂つて漸く許可を受けると云ふやうな次第で、非常に市町村は不經濟を重ねて居ります。而もそれが許可になればいざ知らず、或は却下になると云ふやうなことになるれば實に重大なる問題であると思ふのであります。殊に色々内閣の方針に依つて或は金融の縮少となり或は擴張となり、其都度我々は之に支配されて戦々競々、徒に仕事をするに當つて缺くべからざるものは起債であるにも拘らず、常に心配しなければならぬ。斯う云ふ始末で何が自治生活でありませう

か。故に私は此問題は他のどの問題よりも逸早く此改正案を叫ぶ所以で、即ち市町村の自治生活に最も重大なる關係を有する此起債問題に付て聲を大にする必要があると思つて、茲に初めて提案したもので、之から一より二、二より三四と追々に改めて行きたい。改廢を叫んで行きたいと云ふのが私の理想であります。而して一から十迄盡く改正せられた時初めて圓滿なる、眞に麗はしい自治生活が實現せられるものと思ふのであります。故に私は先づ第一に起債許可、事業に密接なる關係のある起債に對して此提案を致した次第であります。

(「採決々々」と呼ぶ者あり)

○委員長(足立正人君) 如何でございますか、他に御意見はございませぬか。

○五番藤田弘道君(大阪市) 斯の如き重大問題を上水協議會として建議致しましても、其目的を達することは頗る困難であらうと存じます。此際本問題は茲に議了と云ふことに御諮り願ひたい。

○委員長(足立正人君) 議了と申しますと……

○五番藤田弘道君(大阪市) 建議しないことにして議了に願ひたいのです。

○委員長(足立正人君) 建議しないことにしたいと云ふ御意見であります、どちらか可否を決定しなければならぬと思ひます。

○百三十三番相良歩君(金澤市) 私は上水協議會には初めて出席するのであります、斯様のことを申し上げますことは少しく僭越かも知れませぬが、既に提案者に於て條文を間違へて居られるやうで、是等の一般的規定の如きものは或は全國市長會議等に於て審議せらるゝが至當かと思ふのであります、上水協議會の如き特種のものに致しまして、斯の如き一般的規定の改廢を建議することは果して如何でありませうか。尙ほ只今之に對して反對の御意見がありますので、私は之に同意致します。但し出來得るならば撤回を希望致しますが、然らざれば否決と云ふことに願ひたい。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○委員長(足立正人君) 反對の御意見が大分多いやうであります。否決と云ふことも如何と思ひますので此際川崎市に於ては御撤回になつて、徐ろに御研究になつたらどんなものでせうか。

○百二十九番栗谷三男君(川崎市) 只今百三十三番から條文のことに付て申されましたが、それは先程も釋明致して居ることでありまして、今更御叱りを受けますことは非常に恐縮するのであります。兎も角も何故一般の市長會議に出さずに上水會議に掛けられたかと云ふ理由に付きましても、先程來懇々として聲を大にして叫んで居るので、御隣りに居る百三十三番が聞えなかつたことは實に解釋に苦むのであります。此問題はもう明日起つて來るかも知れない。明後日起つて來るかも知れぬと云ふ問題で、今日に於て此法律を撤廢し得るならば、我々は初めて安心して水道を新設することも出來、又擴張工事をすることも出來るのであつて、是が撤廢を叫ぶことは我々の自治生活の上に重大なる關係を有することでありますので、是非何所までも本會に於て決定せられむことを願ふのであります。單なる感情の行掛かりに依つて本問題を不問に付するが如きことがあればどうなります、吾々は日々夜々此問題に付て心配しなければならぬことと思ふのであります。願くば滿場一致を以て可決されむことを希望致します。撤廢と云ふことでありましたが撤廢すべくして出したものではないので、私は上水協議會に出席する間は常に此問題を高唱せざるを得ないのであります。

(「採決々々」と呼ぶ者あり)

○委員長(足立正人君) 採決致します。先例に依つて一市一名と云ふことに致します。先づ建議をしな

いと云ふ、本案に對する反對意見、建議しないと云ふことに御賛成の諸君は起立。

(起立者多數)

○委員長(足立正人君) 起立多數。本案は否決致します。それから十三、十五、十六、十七、此四問題は宇和島市が御出席ない故に自然消滅することに致します。十八は岡山市の御提案でございます。議題に供します。

(一八) 全部計量制ニ改正シ量水器ノ装置ヲ爲スニ當リ分岐引込線中ニ其ノ本線トノ接續位置ニ依リ引込線ノ變更ヲ要スルモノアリタル場合之ガ費用負擔ハ如何ニセラルルヤ  
提出者 岡 山 市

○委員長(足立正人君) 是は別に御説明は要しないと考へますので、御提案市の説明を省略して進行したいと思ひます。岡山市に伺ひますが此十八問題に付きまして、書面回答に依つて御了承のことゝ存じますが、尙ほ御質問でもございませぬか。

○二十七番守屋松之助君(岡山市) ありませぬ。

○委員長(足立正人君) それでは十八問題は之で終了に致します。次は十九問題。之も岡山市の御提出でございます。

(一九) 檢定済ノ量水器ヲ購入シ之カ檢收ノ際多少ノ誤差アルコトヲ發見シタル場合購入者ニ於テ便宜調製器ノ加減ヲ爲シ檢收スルモ差支ナキヤ  
提出者 岡 山 市

○委員長(足立正人君) 之も説明を省略したいと思ひます。

○二十七番守屋松之助君(岡山市) 十八問題と同一でございます。

○委員長(足立正人君) 十九問題も書面回答に依つて満足と云ふことでありますから、之亦終了致します二十問。

(二〇) 量水器ノ檢定ヲ受クルニ當リ給水装置所有者ノ所有ニ屬スル量水器ハ檢定料及附帶費用ヲ所有者ヨリ徴收スルヲ妥當ナリト思料スルガ各市ノ御所見承リタシ  
提出者 岡 山 市

○委員長(足立正人君) 二十問も岡山市は御意見ありませぬか。

○二十七番守屋松之助君(岡山市) ありませぬ。

○委員長(足立正人君) 二十間も提案者に於て御満足ござうであります。之亦終了と致します。二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、是は分科が違いますので……二十七、二十八、二十九、三十、此四問題は高知市の御出席がないので、問題が自然消滅されたものとして終了致します。

(高知市は出席して居りますと呼ぶ者あり)

○委員長(足立正人君) それでは只今の宣告を取消し改めて二十七問題を議題に供します。

(二七) 量水器及水栓類ノ取付用パツキングニ革以外ノ材料ヲ使用シ革パツキングト比較試験ヲセラレタル事實アラバ承リタシ  
提出者 高 知 市

○九十一番野口照吉君(高知市) 本問題は各地より最も御懇切なる御回答を得ましたので、之でもう十分でございます。

○委員長(足立正人君) 御聞及びの通りでありますから二十七は終了することに致します。二十八、二十九、三十、一括して議題に供します。

(二八) 制水辨及消火栓ノ「グラントパツキング」ニ綿糸以外ニ優良ナル材料ヲ使用セラレタル所アラバ承リタシ  
提出者 高 知 市

(二九) 配水管ノ遠距離ノ箇所ニ於テ甚シク水壓ノ低下セシトキ火災其他特ニ高水壓ノ必要ヲ生ゼシ場合ニ水壓ヲ上昇セシメル加壓装置ヲ設備セラレシ所アラバ承リタシ  
提出者 高 知 市

(三〇) 上水協議會規格中鐵管検査ニ於テ水壓試験ヲ「コイルタビツチ」ニ被覆シタル

後施行スルコトトナリ居ルモ之ヲ被覆セザル前ニ行フコト漏水發見ニ容易ナリト思考ス之ニ對スル御高見承リタシ  
提出者 高 知 市

○九十一番野口照吉君(高知市) 二十八以下三十問題まで皆同様であります。御進行を願ひます。

○委員長(足立正人君) それでは二十八、二十九、三十、何れも議了したことに致します。三十一問題水道事業用電力(需要)一キロワット時竝ニ最低責任使用電力一キロワット時ノ料金及最低責任使用量決定ノ標準ニ付各地ノ狀況承リタシ  
提出者 仁 川 府

○百二十一番千布高次君(仁川府) 是は多數の書面御回答を得まして、之で十分解りました。

○委員長(足立正人君) では三十一は終了したことに致します。三十二問題。淨水池及濾過池掃除ニ際シ従業人夫、使用器具等消毒實況承リタシ  
提出者 仁 川 府

○百二十一番千布高次君(仁川府) 三十二間も之で宜しうございます。

○委員長(足立正人君) それでは三十二間も終了したことに致します。三十三は第二分科に屬します。三十四を議題と致します。

(三四) フロスト附給水栓使用ノ場合水ノ衝動ニ因リ隣接給水栓ニ「フロスト」漏水ヲ生ゼシムル事實ニ就テ學理的調査セシモノニ付承リタシ  
隣接給水栓トハ一吋以下ノ引込管ヨリ數條ノ分岐管ヲ有スル箇所ノ給水栓ノ事トス

○百二十一番千布高次君(仁川府) 之も宜しうございます。  
○委員長(足立正人君) では三十四も終了したことに致します。三十五は堺市ですが御出でにならぬ

やうですから、先例に依り消滅することに致します。それから郡山市も御缺席と存じます。従つて三十六、三十七、之亦消滅致します。三十八も宇部市が御缺席ださうで、自然消滅致します。三十九問題に移ります。

(三九)

水量メートルノ検定ヲ受クル場所ヲ地方廳所在地毎ニ設置方其ノ筋ニ建議ノ件

理由

昭和三年九月度量衡法施行令及同施行細則ヲ改正セラレ同年十一月一日ヨリ水量メートルノ検定ヲ實施スルコトトナリ水道事業者ノ負擔容易ナラザルニ由リ經費節約ト手數ノ簡便ヲ計ル爲メ検定所ヲ地方廳所在地毎ニ設置セラレ

附

昭和二年十月第二十四回上水協議會ニ青森市ヨリ提案ノ一、水量メートルノ甲種検定ヲ地方長官ニ委任ノ件ニ、地方廳所在地ニアラザル場合ハ出張検定ヲ行ハレタキ件等ハ他ノ提案ト共ニ其ノ必置方ヲ六大都市ニ一任スルコトニ議了シアルヲ以テ之ガ實現セラルル場合ハ本案ヲ撤回スルモノトス

提出者 山形市

○八十一番工藤定次郎君(山形市) 是は昭和二年に青森市から提出になつた問題でありまして六大都市に委任されたものでありますので、其結果の如何に依つては撤回しても宜しうございますが、それが如何になつて居るか分りませぬので提出したのであります。

○委員長(足立正人君) 是は東京市から御説明願つたら如何でありませうか。

○一番理事武藤麟郎君(東京市) メートルの検定に付きましては経過報告として昨日申上げましたやうな次第で、統計及報告第十四號に詳細書いてございます。尚ほ個人的に亘りますが、私は就任日淺

いのでありまして、其關係はそれ以上に承知して居りませぬ。悪しからず御了承を願ひます。

○委員長(足立正人君) 理事の御話は御聞及びの通りであります。報告書に確か載つて居たと記憶致します。御覽になりませぬでしたか。十四號の報告書に載つて居ります。各所に御送り済みになつて居る筈です。で何れに致しましたも、要するに三十九の問題は地方廳の所在地毎に設置して貰ふやうに建議致したい、斯様な案であります。御意見は如何であります。此川崎市御提案の十一の度量衡法中改正建議の件と云ふのがありますが、此方が如何に解決致しますか、其解決後に御譲りになつたら如何でございますか。

○八十一番工藤定次郎君(山形市) 結構でございます。

○委員長(足立正人君) それでは三十九の問題は只今申上げましたやうに、十一の問題に關聯を致して居りますので、十一の問題が委員會で如何に決定を致しますか、其決定の後にしたいたから、其間此儘保留して置く、斯う云ふ趣意に於て議了したことに致して置きます。それでは次の四十を議題に供します。

(四〇)

水道使用料ノ滞納處分執行上滞納者ノ財産差押ヲ爲ス場合各自ノ引込栓即チ水道専用設備材料ニ就キ先取特權ヲ認メラルノ様相當法令ヲ設ケラレンコトヲ其ノ筋ニ建議ノ件

理由

水道使用料等ヲ滞納シ國稅滞納處分法ノ例ニ依リ處分セラルル如キ滞納者ニ於テハ家屋其ノ他ノ財産ハ殆ド質權又ハ抵當權ヲ決定シ或ハ賣却シ差押ヲ爲スベキ物件ナキモノ多カルベシ此ノ場合ニ於テ水道専用設備材料等ニ就キ先取特權ヲ認メラルレバ是等ハ材料ヲ差押ヘ以テ滞納處分費及滞納金ニ充ツルコトヲ得ベク水道使用料等ノ徴收ニ好果ヲ來スモノト信ズル所以ナリ



提出者 山形市

○八十一番工藤定次君(山形市) 本問題に付きまして理由は甚だ簡單でありますから、別に詳しく申述べる必要はありません。此故を以ちまして御賛成あらむことを希望致して置きます。

○委員長(足立正人君) 四十に付ての御意見はございませぬか。

○二十一番吉谷一次君(函館市) 四十番は議長指名で五名位の委員に附托して、此會議の終了迄に決定することに御願ひしたいと思います。

○委員長(足立正人君) 四十の問題に付て委員五名を選定して、此會期内に之を解決したい、斯様な御意見が出ました。御異議はございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(足立正人君) それでは委員五名を選定して本會期中に此委員の御會合を願ひまして、審議を進めることに致します。四十一問題を議題に供します。

○八十一番工藤定次君(山形市) 四十六まで御願します。

○委員長(足立正人君) 四十六まで議題に供します。

(四一) 専用栓ノ給水設備ヲ撤去シ其ノ材料即チ鉛管水栓等ヲ市町村ニ買戻ヲ要求セラレタル場合之ニ應ジアルヤ若シ應スルモノトセバ其ノ價格ノ算定方法等ニ就キ承リタシ  
提出者 山形市

(四二) 量水器ノ點檢ハ一人何箇ヲ受持タシムルヲ適當トスルヤ各市ノ狀況承リタシ  
提出者 山形市

(四三) 水道維持ノ爲要スル職工、工夫等ノ人員ハ給水戸數又ハ區域内ノ戸數等ニ比例スルナラムト思料ス各市ノ狀況承リタシ

提出者 山形市

(四四) 斷水又ハ事故ノ爲急速ニ給水使用者ニ通報スル良法アラバ承リタシ

例令ハ主要幹線ニ突然事故發生シ給水區域内殆ンド斷水セサルベカラサル場合給水各戸ニ通知スル事實不可能ナルト又ハ新聞紙等ニ廣告スル暇ナキ場合

提出者 山形市

(四五) 認定計量制ノ共同栓ヲ量器計量制ニ改メラレタル處アラバ改正前後ノ使用水量増減ノ割合及其ノ爲ニ生スル利害得失ヲ承リタシ

提出者 山形市

(四六) 共同栓給水組合毎ニ水道使用料ノ納金組合ヲ設ケ實施セラルル處アラバ其ノ成績及狀況等承リタシ

提出者 山形市

○八十一番工藤定次君(山形市) 四十一號より四十六號に至る問題に付きましては、各市より御親切なる御回答を頂いて居りますから、時間の節約上之で満足致しまして、茲に厚く御禮を申し上げます。

○委員長(足立正人君) 四十一より四十六に至る問題は御聞及びの通りでございます。議了と致します。四十七、廣島市の御提案でございます。

(四七) 水道計畫ニ際シ一人一日平均給水量竝ニ消火量ハ幾程ヲ適當トスルヤ  
提出者 廣島市

○十八番後藤房男君(廣島市) 四十七、四十八、四十九共、極めて御親切なる御回答を頂きましたから十分であります。

(四八) 消火栓ノ「バルブ」式ト「ホール」式ノ優劣ニ付實驗上ノ成績如何  
提出者 廣島市

○委員長(足立正人君) 四十九は二部に属する問題と思ひます。五十、五十一、是は高崎市が御缺席ださうで自然消滅することに致します。次の五十二、五十三は横須賀市の御提出でございます。

(五二) 常盤鉛管ノ施行實驗上ニ於ケル效果ヲ承リタシ

提出者 横 須 賀 市

(五三) 水量不足ノ場合ニ於ケル給水上最善ノ方法承リタシ

提出者 横 須 賀 市

○六十三番川崎英助君(横須賀市) 是は各地からの御回答で委細解りましたから之で宜しうございませぬ。

○委員長(足立正人君) では五十二、五十三共に議了したことに致します。次は五十四、五十五、五十六、徳島市の御提案でございます。

(五四)

使用量徴収ノ好果ヲ期スル爲遊廓ノ如キ一區劃ニ於テ同一營業ヲナシ取締事務所統一ノ許ニアルモノハ一箇若クハ數箇ノ量水器ニヨリ水量ト料金ヲ定メ其各戸ノ料金算定徴収及納付等一切ヲ取締事務所ニ委任シタルガ如キ例アラバ承リタシ

提出者 徳 島 市

(五五)

市費負擔ノ市街配水管ヲ公道以外ノ公私有地ニ布設セル箇處アレバ其ノ理由並ニ之方維持管理ニ伴フ條件等其ノ詳細承リタシ

提出者 徳 島 市

(五六)

公設共用栓使用者ニシテ使用料滞納シタル場合ノ停水及滞納處分等各市ノ御取扱振承リタシ

提出者 徳 島 市

○五十五番長尾幾之助君(徳島市) 五十四號、五十五號、五十六號、徳島市提出の分は各地よりの御回答に依りまして満足致す次第であります。

○委員長(足立正人君) 五十四、五十五、五十六、徳島市の御提案に係りまする議案は之亦書面回答に依りまして議了したことに計らひます。五十七問題、飯塚町の御提案でございます。

(五七) 伏込集水渠ノ配置ハ河流ノ如何ナル方向ニ埋設スルヲ適當トスルカ御經驗竝御意見承り度

提出者 飯 塚 町

○百十三番青山廣士君(飯塚町) 私の方では今普通の井戸でやつて居りますので、其爲にどうしても横溝にやつて見たいと云ふ考へから、どう云ふ方向にするのが宜いか、川の流れに沿ふたが宜いかどうかと云ふやうなことを御尋ねした譯であります。是は色々御説も承りましたが、直角にやるのが宜いと云ふ御説もあり、又流に沿ふたが宜いと云ふ御説もあり、又それに傾斜を付けてやつたが宜いと云ふ御説もありますが、尙ほ此上にも適當な方法と思はれる御考へがございましたならば、詳しく御漏らしを願ひたいと思ひます。

○委員長(足立正人君) どうか御經驗を有つて居る御方は御話を願ひたい。

○百二十九番栗谷三男君(川崎市) 飯塚町の御提案を承りましたが、是は技術上の關係でありまして、御話しせらるゝ方もなかゝ面倒なことと思ひますので、御承知の方は質問を出された方に後で御話を願ふと云ふことにして、進行して頂いたら如何かと思ふのであります。

○百十三番青山廣士君(飯塚町) 今の川崎市の御説に従ひまして、進行して戴きます。

○委員長(足立正人君) それでは五十七問題は經驗のある方から直接飯塚町に御話しを煩はすことに致しまして、議了したことに取計らひます。五十八問題を議題に供します。

(五八) 伏込集水渠ニ鐵管ヲ使用セシ成績及ソノ耐久力ニ付御經驗竝御意見承り度

提出者 飯塚町

○百十三番青山廣土君(飯塚町) 私の地方では川の流に色々横溝掘つてやつて居る所がありますが、關東地方では大きな鐵管に一時位の穴を明けて、それに棕櫚の皮を嵌めて上から小さい繩で巻いて、それを集水渠にして居る所もありますが、どれ位に保てるものか、無論コンクリートに對して比較したならば壽命は極く短いものと思ひますけれども、若し御經驗の所があるならばと思つて提出したのであります。之も色々とお説を伺ひたいのでございますが、議事の進行上五十七問と同じく、御經驗のあらせられる所がございましたならば、後で承りたいと思ひます。

○委員長(足立正人君) 御聞及びの通りでありますから本問題も議了したことに取計らひます。次は五十九問題。

(五九)

從來各地水道ニ於テ制定セラレタル給水條例同施行細則並内規類ヲ一纏トシテ上水協議會ヨリ發行配附セラレシコトヲ望ム、追テ是ニ要スル經費ハ各會員ニ割當テ昭和五年度豫算ニ計上サレタシ、尙右ハ加除式ノ製本トナシ改正變更ノ場合ハ各會員ヨリ直チニ理事者ニ報告シ理事者ニ於テハ其ノ都度印刷ノ上各會員ニ配付セラルルコトニ御護同ヲ乞フ

提出者 飯塚町

○百十三番青山廣土君(飯塚町) 此問題は少し面倒かと思ひますが、私共のやうな邊部に居りますと云ふと、又土地柄色々な問題の起る所が多いのであります。それに付きました先進各市の御取扱ひになつて居る條例とか施行細則と云ふやうなものを是非拜見さして頂いて、それに依つて決定したいと思ふやうなことが非常に多いのであります。併しそれを一々各所に御願に出て交換して頂くことは向ふ様方にも御迷惑を掛けることでもありますし、又偶には折角御願ひしましても回答が延引する爲に間に合はなかつたと云ふやうなこともございまして、それで會の方でも相當金の掛かることであり

ますから、或はやり悪いことかとも思ひますけれども、出來得るならば皆さんの御賛同を得て發行して頂きたいと云ふ趣旨であります。

○委員長(足立正人君) 五十九問題も書面回答に依つて御賛成の所と反對の御意見の所、若くは實行が困難であらうと云ふやうに、御意見が區々になつて居ります。之を實行するに付きましたは理事の方ではどう御考へであるか、此際承つて置きたいと思ひます。東京市の御考へは如何でございませうか。

○百二十九番栗谷三男君(川崎市) 飯塚町の此御提案は洵に適當でありまして、我々各地の條例施行細則等を御寄贈願つて居りますが、上水協議會に於て一纏めに印刷して出して頂くことが出來れば最も結構と思ふのであります。私は本問題に付て賛成であります。

○一番理事武藤麟駉郎君(東京市) 此件は餘程以前にも問題になつたやうでございまして、大正十二年頃と思ひますが、理事の方として一應調査致しましたのであります。條例並に細則其他關係したものを取纏めて印刷致しますと、其時の計算に依りますれば約六千圓程の金を要する見込であつたのであります。六千圓の金は各市に分擔致しましても相當の額になるのであります。どうしても斯うしなければならぬと云ふ絶對的のものでもないかと考へまして、其際は見合せた次第であります。今日多數の御希望であれば、會として御希望であれば當然理事としては其取計ひを爲すべきでありまして、別に理事一人としては變つた意見はない筈であります。

○委員長(足立正人君) 本問題に付きました只今川崎市の御賛成がございしますが如何でございませうか御意見ございませぬか——さう致しますと理事の方では六千圓ばかりの經費を要する。此經費の負擔は各會員で甘んじて應ずると云ふことであれば印刷しても宜しい、斯様な理事の方の御意見であります。如何でございませうか。

○七十五番八尾藤市郎君(和歌山市) 御提案の御趣旨は非常に結構でありますけれども、經費緊縮の折

柄又理事者に於きましても要務多端の折柄でございますから、之を豫算に計上致しまして、さうして各地に配付することは此際如何かと思ひますから、斯う云ふものは各市に於きまして條例の出來た度毎に、直ちに各市會員の方へ送つて頂くことにして、協議會費を増加すると云ふことは御見合せになつたら如何かと思ひます。

(賛成と呼ぶ者多し)

○委員長(足立正人君) 只今の御意見には御賛成者が随分ございますやうでございます。條例改正の場合には加盟各市の義務として、加盟の各地に御送りすると云ふ申合せをして、此際印刷發行と云ふことは見合せたら宜からう。斯様な御意見であります。御賛成者が随分多いやうに見受けましますので、左様に取計らふことに致しまして本問題を議了することに致します。

○百十三番青山廣士君(飯塚町) 今承りますと改正の都度交換すると云ふことでありますが、只今やつて居られるのはどう云ふことにして戴けますでございませうか。

○委員長(足立正人君) それは各市に御照會になれば御送りすることゝ存じます。決してお前の方の條例を寄越して呉れと云ふ御要求に對して、差上げぬと云ふ所はなからうと思ひます。多少の遅速はございませうが必ず御送り申上げることゝ思ひます。將來只今のやうな申合せを致して置きますればそれで格別の御不自由はなからうかと、斯様に考へます。

○五十七番手塚志郎君(宇都宮市) 此町村は這入つて居りませぬが、各市に於ては市報を交換して居りますから、何れの市でどんな條例規則が制定せられたかは、其の市報を拜見しますれば分ることゝ思ひます。之が爲に殊更交換を致しませぬでも從來の市報の交換に依つて詳細に承知することが出来るのでありますから、特にさう云ふ必要はなからうかと存じます。假りにやつても是は非常に面倒でありますから、從來の市報に依つて承知することに宜からうと思ひます。

○委員長(足立正人君) それでは先刻申上げました通り、將來改廢を致します場合は加盟各地に御送り

申上げると云ふ事の申合せを致しまして、本問題は否決することに致します。御異議ございませぬか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(足立正人君) では否決に決します。十分ばかり休憩を致します。

午前十時十八分休憩

午前十時四十七分開議

○委員長(足立正人君) 只今より會議を開きます。休憩前に御審議になりました、川崎市御提出の十一問題、それから山形市御提案の四十問題は、併せて之を委員に附託することになつて居ります。其の委員は五名とし議長の名に俟つと云ふことになつて居ります。で只今指名致します。大阪市、金澤市、松江市、岡山市、川崎市、此五ヶ所に御願をすることになりました。どうか委員の御方は適當の委員長を御選舉下さいまして、成べく早く御審議下さいませうに御願を致して置きます。次は六十問。

(六〇) 送水鐵管内部ノ腐蝕若クハ酸化物等ノ爲送水能力ノ著シク減退スルハ争ハレザルモノノ如シ之ガ救済方承リタシ

提出者 小 倉 市

○五十番出口勇夫君(小倉市) 本問題を提出致しました所、書面で御回答のありましたのを見ますと、未だ研究中と云ふ所が多いやうであります。本問題は多年研究問題とされて居りますが、今に其結果の發表がありません。私共素人が考へますのに送水管内の附着物の除去等は到底不可能ではないかと考へられますのでありますが、幸に私の方は今回應急擴張として水源の異なる所の、既設水源と異なる所の水源を作つて居りますが、其場合竣工の曉は、冬期水の使用量の少い時は、約半歳位は既設水道から送水しなくても、擴張に依つて出來た水源の水を使ひますから、其期間約半歳の間は何とかして附着物等の除去が出來ぬものだらうかと斯う考へまして本問題を提出致しましたのでありますが、

永年研究問題になつて居りますから、此際御研究になつて居る所の一端でも御發表になるやうな事になりなりましたならば大層仕合せと存じます。話を聞きますれば多少文献にも是が載つて居るかのやうに承りますが、一應説明少々御願ひする次第であります。

○四十番清水本之助君(關東廳) 送水管内部の御話は要するに「スケール」の問題であらうと存じますが、「スケール」の質の如何に大部影響するだらうと思ひます。それで炭酸石灰から生ずる「スケール」の場合は炭酸瓦斯を水に注入して石灰を溶かしてしまふと云ふやうな所もございました。取扱ひましたものを見ますと大變工合良く、好成績を示して居ると云ふことを御参考に申し上げます。

○委員長(足立正人君) 其他で御話はございませんか。

○六十六番左室小一郎君(熊本市) 私は實際此問題に付ては調査したことも何もありませんけれども、「フューム、コンクリート」會社で、雜誌でもよつと見たのですが、内部に「モルタル」若くは「コンクリート」工事をやつて、何か試験されたと云ふことを見ましたが、それに依れば温度の變化がなく、又附着物も少いと云ふやうに聞いて居りますから、ちよつと御参考までに申し上げます。

○二番阿部努君(東京市) 此六十問題に付きまして、腐蝕の點は未だ東京市は明かに申上げるまでの經驗を有つて居りませんが、中に出來ます酸化物に付きましては是は永年の問題でありまして、各市とも相當御研究あられて居るものと思つて居りますが、東京市はまだ比較的通水後日が浅いのでございますけれども、百「ミリ」百五十「ミリ」と云ふやうな小管には割合に錆が付いて居るのであります。此錆の爲に送水能力を減退されると云ふことは是は明かであらうと考へて居りますが、其減退の程度等に付きましては未だ困つたと云ふ時期に達して居らぬ爲に、十分の調査は致して居りませんけれども、唯此酸化物を除去すると云ふ方法に付きまして色々考へましたこともございました。大正三四年の頃だつたと記憶するのでございますが、横須賀海軍鎮守府に於きまして水道の擴張を御やりになる際に、鐵管内の錆を掃除すると云ふ機械を亞米利加から取寄せられたと云ふことを聞きましたの

で、私の方に就職して居られます小野基樹氏と私が共に横須賀に参りまして、其機械を見せて戴いたことがございました。それから以降に於きまして、東京市で何とか掃除する機械を考へて見やうぢやないかと云ふことで、小野技師が色々外國の雜誌等を調べて見たりして、東京市で極く簡単に錆を落とす機械を試作致しました。それは百五十「ミリ」の管の中を通す機械と、それから四百「ミリ」管を通す機械と、此二通りを作りました。百五十「ミリ」の方は只作りただけで、實行して見ませんでした。四百「ミリ」の方は御案内でもございませうが、神田の鍛冶町、今の神田驛の、あの十字路の所から東に、兩國の方に向つて四百「ミリ」の本管が約二百四五十間布設してあります。神田區東龍岡町大和橋の際迄四百「ミリ」が布設してあります。之を實驗して見やうと云ふので、わざ／＼其機械を挿入する口を、鍛冶町と龍岡橋の際と二ヶ所に設けて、鍛冶町の方から其機械を管内に挿入して大和橋の際に水壓に依つて其機械が到着するやうに、通します場合に五「ポンド」位の水壓があれば其機械を水壓に依つて押流して行くと云ふやうな計算の下に作られたのであります。時間も僅かに二十分位の間と記憶して居りますが、其間に約二百四五十間の距離を歩いたのであります。其通水の際もほんの本管を僅か一「インチ」位開きました。極く少量の水を落し、それから大和橋の際には制水弁を締めまして「ドレイン」の方を開きまして、それは確か百五十「ミリ」位の「ドレイン」だつたと思ひますが、其口に「ズック」の袋を付けまして、さうして錆がどの位出たかと云ふことを單に見ただけであります。まだ餘り管が新しい爲に、さう甚しい錆がございませんから、さう澤山でもございませんでしたけれども、幾分の掃除は出來たことと思つて居ります。併し是はなかく經費の點に於て、此錆を取ると云ふことは非常に重大問題であつて、到底實行不可能ではなからうかと云ふ風に私共は考へて居るのであります。故に此錆を掃除するにはどうしても百十六問題にございませうと共十分研究を致します機關を設けて、相當専門家に委託して調査をし、さうして成べく錆の付かないと云ふ方法を講ずることが一番經濟的ではないか。現在は塗料として「コールターピッチ」を鐵管に塗る

と云ふことになつて居りますが、此「コールドタービッチ」なるものは、なか／＼鐵管仕様書に書いてある如く、使用者も費用を要する爲に仕様書通りのことが實行されてないやうに思はれるのであります。そればかりでなく只單に「コールドター」は試験場其他置場等に置いてあります場合、雨露に曝されて居ります場合に著しく油分は融解して無くなる、流れてしまふ。仕舞には只單に黒鉛に屬するやうな物が喰つ付いて居ると云ふやうなことで、外面に於ても相當に錆びて行くのでありますから、是はどうしても腐蝕を防ぎ又送水能力の減退を防ぐと云ふ上に於ては、最初は少し鐵管の價格が高くなるけれども、完全なる塗料に依つて塗装すると云ふことが、最も將來に於ける經濟的であり有効なものではないかと考へて居りますので、只單に私共で、一遍實驗しました事柄を御報告申し上げます、此六十問の御答としたいのであります。

○委員長(足立正人君) ちよつと御諮り致します。此六十問と百十六問題、六大都市御提案の問題と關聯致して居りますから併せて御協議申上げたいと存じます。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

○委員長(足立正人君) 百十六問に付きまして東京市から何か御説明を……………  
(一一六) 水道鐵管用經濟的防錆鐵ヲ創造スベキ研究ヲ上水協議會ノ事業トスルコトノ可

理 否 由

防錆鐵管竝鐵管等ニ關シ既ニ公ニセラレタル方法ハ種々アレドモ水道鐵管用トシテ實用ニ供シ得ルノ方法ハ未ダ發見セラレタルヲ聞カズ而シテ既往ニ於テ地下ニ埋設セラレタル水道鐵管ノ總重量ハ我國ノミニテモ約百萬噸位アリテ之ヲ頓當百圓ト見積ルトキハ約一億圓ノ價格ヲ有シ之ガ腐蝕スルタメ年々受クル損害ハ實ニ多大ナルモノナルニヨリ之ヲ何等カノ方法ニヨリ是等鐵

管ノ命數ヲ假ニ一箇年延長スルコトヲ得シムルトスルモ其ノ利益ハ莫大ナルモノアリ實ニ國家經濟上看過シ得ベカラサル重大問題ナリト思料ス依ツテ之ガ研究ハ緊急ナリト認ムルニヨル

提出者

東京市 京都府 大阪市 横浜市 名古屋市 神戸市 横濱市 古屋市

○一番理事武藤麟太郎君(東京市) 是は理由に書いてありますやうな次第で、改めて口頭を以て申上げるやうなことはありませんが、此事業の方法と致しまして、懸賞金の如きものを本協議會に於て拵へることにして、篤志研究家を求めるやうにしたらどうかと云ふ趣旨であります。左様の次第でありますから、御含みの上御審議を願ひたいと思ひます。

○委員長(足立正人君) 百十六問に付きまして御意見ございませぬか。是は上水協議會の事業とするこの可否と云ふことになつて居ります。是は無論至極結構なことに存じますから、可と云ふことには御同意して居りますが、それで其方法として如何にするかと云ふことに付て、只今東京市の御説明がございましたが、何か御意見はございませぬか。

○八十一番工藤定次君(山形市) 甚だ結構な事業と思ひますが、經費の點は如何なものでございませうか、参考までに御伺ひしたいと思ひます。

○一番理事武藤麟太郎君(東京市) 別にどれ位の金額が宜いかと云ふやうなことに付ては六大都市の間に話はありませんでしたが、常設の機關等を設けて調査することは非常に莫大な經費を要すること

ありますから、懸賞金の方法に依つたら宜からうと、之だけの積りで提出致しました次第であります。

○委員長(足立正人君) 他に御意見ございませんか——それでは此百十六問に付きましては、上水協議會の事業と爲すと云ふことに決定を致します。其方法に付きましては提出市である六大都市に御委せする、さうして是はなか／＼急速には出来ませんであらうと思ひますが、兎に角六大都市に委託をすと云ふことにして置いたら如何でせう。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○委員長(足立正人君) 御異議のないものと致しまして左様に取計らうことに致し、百十六問竝に六十問を議了することに致します。六十一問。

(六一)

伏流(堤内地ニ集水渠ヲ埋設)ヲ水源トスル水道ニ於テ左記ノ件承リタシ

一、水利ノ上流ニ及ホス影響

二、影響ノ有無ニ關セス之ヲ補償ヲナセシヤ補償セシ場合其ノ程度

三、年月ヲ經過スルニ從ヒ水量減少ノ傾向ナキヤ

提出者 小 倉 市

○五十番出口勇夫君(小倉市) 六十一問は御書面で満足致します。どうか御進行願ひます。

○委員長(足立正人君) それでは六十一問は議了したことに致します。六十二問、六十三問は福井市の御提案でございますが、一括して議題に供します。

(六二)

賣却ノ量水器ヲ檢定施行ノ爲メ之ニ要スル經費ノ徵收方ニ關シ各地ノ取扱振承リタシ

提出者 福 井 市

(六三)

檢定済ノ量水器ニ對シ水道經營者ニ於テ檢査ノ結果不合格トナリタル場合ノ處

置竝ニ量水器檢定施行後ニ於ケル各市檢査方法承リタシ

提出者 福 井 市

○九十五番吉田捨吉君(福井市) 六十二問題、六十三問題共に各市の御懇切なる御書面で満足を致します。議了に願ひます。

○委員長(足立正人君) それでは議了と云ふことに致します。次は六十五問及び六十六問、京城府の御提案になつて居ります。

(六五)

高地給水ニシテ水壓不充分ノタメ個人ニテ水槽ヲ設ケ之ニ給水ヲ受ケ其ノ貯水ヲ高臺數戸ニ引込タル給水管ニ唧筒ニヨリ給水セシメ居ラルル向アラバ其給水種別料金徵收竝取扱振承リタシ  
但シ水道管理廳、水槽及唧筒ノ設備竝ニ運轉等ノ費用ヲ負擔セス若シ御經驗ナシトスレバ御高見伺ヒタシ

提出者 京 城 府

(六六)

防凍装置給水栓選定ニ當リ其要項ニ付御研究事項承リタシ併せて本栓研究ニ付有志會員相互ノ連絡ニ付御高見承リタシ

提出者 京 城 府

○百六番多田隆吉君(京城府) 六十五は各市からの御書面で満足でありますから議了に願ひたい。六十六問は二三有志の方も居られますやうでありますから、其御方々に承ることに致しまして、之も議了に願ひます。

○委員長(足立正人君) では六十五、六十六、二問共議了したことに致します。六十七問、下關市の御提案を議題に供します。

(六七)

配水鐵管及給水鉛管ノ地下ニ於ケル漏水ノ有無調査ニ就テ其ノ方法竝ニ實踐ヲ

承知シタシ

提出者 下 關 市

○二十六番松井徳松君(下關市) 是は書面の御回答がありましたして承致しましたが、尙ほ此外に御経験の都市がございますれば承りたいのであります。

○委員長(足立正人君) 六十七間は書面以外に御氣付の所があれば此際承りたい。斯様でございます。どうか御腹藏なく御話し願ひたい。

○二番阿部努君(東京市) 六十七間の漏水調査の問題は第二十四回の鹿兒島市主催の際にも、同じ問題の意味に於て提出されて居つたのでありまして、其時に東京市で取扱つて居ります方法を御報告申上げて置きましたから、どうか二十四回の議事録を御覽下さいまして御了承願ひたいのであります。尙ほ漏水調査の方法を、大體のことを書いた物を持つて居りますから、若し提出市に於かれまして御必要があれば御覽に入れますから、どうぞ休憩中にも御出で下されば御貸し致します。

○二十六番松井徳松君(下關市) それではさう云ふことに御願ひ致します。

○委員長(足立正人君) 他に御意見もないやうでございますから六十七間は議了したことに致します。次は六十八、六十九、七十、七十一、七十二、以上五問題、宇都宮市の御提案を一括して議題に致します。

(六八) 給水鉛管ノ破裂其他給水用具ノ破損ノ爲メ使用水量ニ差異ヲ生ジタル時ハ如何ナル限度(毎月使用量ニ比)ヲ超エタル場合ニ水料ヲ輕減スルヤ其ノ輕減方法ハ前月末ノ平均使用料ヲ標準トスルカ各市ノ取扱振承リタシ

提出者 宇 都 宮 市

(六九) 國縣道舗装工施行ニ際シ配水管其他水道用具ノ移轉改造ヲ必要トスル場合ニ夫レニ要スル工費ヲ道路管理者ニ負擔セシメタル都市アラバ其ノ負擔歩合取扱

狀況承リタシ

提出者 宇 都 宮 市

(七〇) 大型量水器ノ異狀誤差等検査ヲ行フ場合ノ各市實際取扱ヒ居ル検査方法承リタシ

提出者 宇 都 宮 市

(七一) 計量制實施後井戸使用増加ノ傾向アリ衛生上至大ノ關係アルベシ各市ノ實例及之ニ對シ採リタル方策アラバ承リタシ

提出者 宇 都 宮 市

(七二) 期税ニ對スル豫納金未納者ノ停水處分ハ使用者ノ批難多ク屬々執行至難ノ場合アリ各市ノ從來經驗シタル實例及之ニ對スル實際取扱振承リタシ

提出者 宇 都 宮 市

○五十七番手塚志郎君(宇都宮市) 六十八號より七十二號迄五問題に付きましては各市より御親切なる御回答がありましたので、之を以て十分でありますから議事の進行を願ひます。

○委員長(足立正人君) 宇都宮市御提案の六十八以下七十二號迄全部議了致します。七十三、福岡市の御提案。

(七三) 年間ヲ通シ各所ニ於ケル緩速違過繼續日數ヲ四季別ニ承リタシ

提出者 福 岡 市

(「提案者が旅行中です。議了に願ひます。」と呼ぶ者あり)

○委員長(足立正人君) では七十四はどうです。

○四十八番飯高新君(甲府市) 提案者が止むを得ない用事で旅行して居りますので、出来れば二十八日頃迄延期願ひたいのです。



○委員長(足立正人君) 七十四間は都合に依つて延期を希望されて居ります。後に廻します。七十五間七十六間、江戸川上水の御提案でございます。

(七五) 量水器検定済ノモノニ對シ檢收ノ方法承リタシ

提出者 東京府江戸川上水町村組合

(七六) 給水区域内一部高地ニ對シ給水ヲ充實セシムル爲特種ノ設備ヲ施サレタルモノアラバ其ノ實況承リタシ

提出者 東京府江戸川上水町村組合

○百五番武田侃貳君(江戸川上水町村組合) 七十五、七十六は書面御回答に依つて了承致しました。

○委員長(足立正人君) 二問共提案者に於ては書面御回答に依つて御満足ださうで、議了したことに取計らひます。七十七間、神戸市の御提案です。

(「缺席して居ります」と呼ぶ者あり)

○委員長(足立正人君) それちや神戸市の御提案は何れも自然消滅として取扱つて宜しうございますか。

○四十八番飯高新君(甲府市) 二部の方に出席されて居るのですが……

○委員長(足立正人君) さうすると神戸市の御提案に付ては、此方に御出席の時協議することに致します。津市は御出席になつて居りますか。

(「缺席」と呼ぶ者あり)

○委員長(足立正人君) 御缺席ださうですから津市御提案の八十一、八十二、は自然消滅することに致します。

(「豊橋も缺席です」と呼ぶ者あり)

○委員長(足立正人君) 八十四、八十五、二問共豊橋市御提出ですが、御缺席ださうで是亦消滅に取扱

ひます。それから八十六、八十七、八十八、此三問も八王子市が御缺席になつて居りますので、何れも消滅に取計らひます。次は八十九、本問題は六大都市から御提案になつて居ります百十七間と關聯して居りますので、併合致しまして協議に付したいと思ひます。東京市の御説明を願ひたい。

(八九) 鑄鐵管ト鋼鐵管ノ利害ニ付研究セラレタル結果承リタシ

提出者 佐世保市

(一一七) 内徑大ナル鋼鐵管ト鑄鐵管トノ優劣如何

提出者 東京市

東京市
京都市
大阪市
横浜市
神戸市
名古屋市

○一番理事武藤麒麟郎君(東京市) 私から説明は不適當と思ひますので別に申上げることがありません。尙ほ此以外にございましたらば御意見を發表して戴きたいのであります。

○委員長(足立正人君) 他に御意見も出ないやうでありますから八十九竝に百十七、此問題は議了したことに取計らひます。それから九十、九十一、是は各市からの御回答に依り満足を得ました。之亦議了したことに取計らひます。九十三間。和歌山市の御提案。

(九三) 全部計量制ニ改メシモノアラバ其ノ當時ノ左記事項承リタシ

イ、改正後給水戸數一時減少セル傾向ナキヤ

ロ、改正後水道使用料竝ニ量水器使用料ヲ増減セルモノアラバ其ノ改正前後ノ

各料金

ハ、改正前後各月ニ於ケル使用料總額  
ニ、改正前後各月ノ總使用水量

提出者 和歌山市

○七十五番八尾藤市郎君(和歌山市) 九十三は各市より御懇篤なる御回答に與かりまして、之で十分で  
ございますから御進行願ひます。

○委員長(足立正人君) 九十三問も御聞きの通りでございます。議了したことに取計らひます九十四、  
大阪市の御提案です。

(九四) 配水管内ノ流速及水壓測定器ニ關スル實驗アラバ承リタシ  
提出者 大阪 市

○五番藤田弘直君(大阪市) 九十四は配水管内の流速並に水壓の測定器に關する御意見を承りたいので  
ありますが、配水管内の水壓の測定は、是は從來水壓器に依つて簡單に調査することが出来ませんが、流  
量の測定に於きましては、新設管の場合は色々方法もありますが、既設管に對しましては「ピトチュ  
ーブ」式が最も簡單であらうと思ひます。何の爲に流量の測定が必要かと申しますと、御承知の通り  
配水管を計畫致します際に、或る箇所は四十一吋である。其次は三十六吋であると云ふやうな計算で  
決定致しますが、實施の後に於て其當初の設計が果して妥當でありしや否やと云ふ點を確める必要が  
あるかと思ひます。或る年に、外國の例であります。實験に依れば計畫當初の鐵管が大き過ぎた、  
或は餘り細過ぎた爲に悪い結果に終つて居ると云ふ實狀もあります。此問題は今後配水管の御計畫を  
爲さる場合、或は擴張の御計畫を爲さる場合に最も重要なことであらうと存じますので、各都市に於  
かれましたどう云ふ方法で御やりになつて居りますか承りたかつたのであります。ところが此御回答  
書に依りますと満足な實驗は遺憾ながら承ることが出来ないのであります。大阪市内では今回亞米利  
加之「シンプレックス、バルブ、アード、メーター」會社製の「ピトチューブ」式の、水壓並に流速を

同時に記録する機械を二臺ばかり購入しまして、まだ試驗致して居りませんが、試驗致さうと  
準備中であります。で甚だ遺憾であります。其成績を御知らせする時機に達して居らぬのでありま  
す。是は今後各都市に於かれましても十分の御調査下さいまして、本問題を解決したいと存じます。  
何か他に御經驗がございましたならば承りたいと思ひます。

○委員長(足立正人君) 御經驗談はございませんか。九十四問に付ては格別御話が出ませんやうで、  
遺憾ながら之で議了することに致します。九十五問。

(九五) 大送水管ニ「ガナイトツトパイプ」又ハ「モルタルラインドパイプ」ヲ使用セ  
シ經驗アラバ承リタシ  
提出者 大阪 市

○五番藤田弘直君(大阪市) 大送水管に「ガナイトツドパイプ」或は「モルタルラインドパイプ」を御  
使用になつた御經驗を承る積りで提出致したのであります。是も御回答が甚だ少いので遺憾に存す  
る次第でございます。内徑が六呎或は十呎と云ふやうな大きな送水管の場合に、鑄鐵管で致しまして  
は到底不可能かと存じます。鋼鐵管で致しますと矢張り内面には腐蝕並に瘤が出来ます。外面部も矢  
張り相當の腐蝕を受ける。さう云ふ缺點がございます。それに對する防禦の方法と致しまして、鐵管  
の心を鋼鐵で作りました。其内面並に外面に鐵筋の輪を挟みまして、それに「セメントガン」で「モ  
ルタル」を吹つけると云ふので、「ガナイトツドパイプ」は外面内面共に「ガナイト」するのであります。  
それから「モルタルラインド」と申しますのは内面に型で「モルタル」を嵌め、或は「セメントガン」  
で吹きつける、或は離心力で「モルタル」を塗付けると云ふやうな方法であります。私共は九呎位  
の大きい鐵管の場合をちよつと計算致しました所に依りますと「ガナイトツドパイプ」に致しますと  
心の鐵の厚さは比較的薄く出来ます爲に「モルタル」を「セメントガン」で吹つけましたも結果の工  
費は鐵「パイプ」より廉く出来るやうな計算になつたのこあります。若し此點に付て御研究がござい

ましたならば御垂教を給はりたいと存じます。

○委員長(足立正人君) 九十五問に付きまして御研究の結果がありましたならば御報告願ひたいと存じます。御報告がないやうでありますから是は議了したことに致します。九十六問に移ります。

○百二十九番栗谷三男君(川崎市) 議事の進行に付てちよつと一言したいのであります。大分承つて居りますのに質問も澤山あるやうであります。どうも前の方は能く分るか知りませんが、後ろの方に居る者は少しも分りません。さうして尙ほ質問された方は本當の要旨だけを説明して、知つて居る方があつたら其方に能く傳へて戴くことにして、尙ほ速記の方へ傳へて貰つて、記録に載せることにして解決するやうにして、成べく早く議事の進行を願ひたいのであります。何にしても少しも言ふことも分りませんければ、無我夢中で我々聞いて居る譯で、大分後ろの方は皆さんさうらしく思はれます。それで早く此議事の進行を圖つて頂くやうに御願ひする次第であります。

○委員長(足立正人君) 承知致しました。甚だ申し上げ兼ねますが、どうも家の構造が斯う云ふ風になつて居りますので、聲の徹底しない處があります。徹底致しません際は御遠慮なく御聞直しを御願ひ致します。折角御集まりになつて居りますので、御聴きになることを聽漏らして御歸りになり、御意見のあるのに御發表にならぬと云ふことは洵に遺憾に存じます。其邊は御遠慮なく御意見なり御聞直しなり、御發表を御願ひ致します。九十六問

(九六) 鐵筋混凝土造導水渠ノ漏水防止方法如何

提出者 大 阪 市

○五番藤田弘直君(大阪市) 議了と云ふことに御願ひ致します。

○委員長(足立正人君) では九十六番は議了と云ふことに致します。九十七。

○五番藤田弘直君(大阪市) 九十七番は印刷が誤りでありまして「引込管トシテ鋼管」となつて居りますが、鋼の字は大阪府で出しました時は銅であつたのであります。鋼管となつて印刷が配布されまし

た爲に、各都市から私共の初めの考とは異つたやうな御回答を得たやうな次第であります。銅管を引込管に使用する。鉛管が從來使はれて居りますが、それと同様に銅管を使用して居る例が外國にあるのでございますが、それに付て若し御使用の御経験がありましたら承りたいと思ひます。

○二十一番吉谷一次君(函館市) 只今大阪市の方で銅管の経験に付て御尋ねでございましたが、之に付ては私共経験がありませんが、大阪市は大分各種の管に付て御調べになつて居るやうで、五十ミリ内外の鑄鐵管の御経験がありますれば、斯う云ふ機會に承つて置きたいのであります。如何でございませうか、引込管として割合に小さい五十「ミリ」位の鑄鐵管を御使ひになつた御経験はありませんか。

○五番藤田弘直君(大阪市) 其實験はございませぬ。  
○委員長(足立正人君) 九十七は銅管でなく、是は銅管ださうであります。御意見はございませんか。何れも御意見なり御實驗がないやうでありますから、止むを得ませんで九十七問は之で議了したことに致します。丁度晝食の時間になります。之で休憩を致します。食後尙ほ引續きまして會議を開くことに致します。

午前十一時三十六分休憩

午後一時十分開議

○委員長(足立正人君) 午前に引續きまして會議を開きます。九十八より百二まで關東廳の御提案でござります。

(九八) 重力式ニ據ラズシテ唧筒直送ニテ遠距離ヲ送水(配水ニアラズ)セラルル所アラバ其ノ成績承リタシ

提出者 關 東 廳

(九九) ヒュームコンクリート管ヲ送水管トシテ使用シタル實例ニ就テ左記成績承リタ

イ、流水及流量ノ關係  
ロ、漏水及故障ノ程度  
ハ、敷設費ノ鑄鐵管ニ對スル比較

提出者 關 東 廳

(一〇〇) 甲ノ承諾ヲ受ケ甲ノ給水管ヨリ支分引用シタル者ヲ後日ニ至リ水量不足其ノ他ノ理由ニテ甲ヨリ切距ノ要求ヲ受ケタル場合ノ實際取扱振ヲ承リタシ

提出者 關 東 廳

(一〇一) 各戸引込ノ給水鉛管内ニ沈澱物ヲ生ジ水量減少ノ實例アラバ承リタシ  
尚ホ此場合ニ於ケル適當ナル掃除方法ヲ講セラレタルコトアラバ併テ承リタシ

提出者 關 東 廳

(一〇二) 量水器亂行ト認ムヘキ場合ノ各地ニ於ケル實際取扱振リ承リタシ

理由

量水器指針數ニ依リ給水料査定後ニ至リ使用者ヨリ自己使用量ト不一致ナル故量水器又ハ給水栓ニ不具合ノモノアリト認ムルヲ以テ調査方請求アリ量水器ヲ検査セシモ異狀ナク又給水栓ニモ異狀ナシ然レドモ虚偽ノ届出ヲ爲スガ如キ人物ニアラス而テ家屋ノ構造又ハ人口等ヨリ考察シ如何ニシテ使用シ能ハズト認メラル、モ量水器ニ指示シ居ル以上規則ニ依リテ徴收ノ止ムナキ場合各地ニ於テ實際如何ニ取扱居ラルルヤ

提出者 關 東 廳

○四十一番小島文爾君(關東廳) 九十九から百二番まで大體書面の御回答を拜見致しまして結構でございます

ます。只九十八、九十九に付きまして實際斯様な例が二三あるやうに聞及んで居りますので、若此以外に他の場所で御話が願へますれば非常に結構でございます。若しなければ此儘御進行下さいまして結構でございます。

○委員長(足立正人君) 九十八より百二に至る問題に付きまして、書面御回答の以外に御経験がござい  
ますならば發表を御願ひ致します。御話はございませぬか——別に變つた御話もないやうで、それは九十八より百二問まで議了したことに致します。百三、百四は二部に屬します。それから百五よりは百十一まで、是は御提案市が御出席になつて居りません故に自然消滅と云ふことに致します。それから百十二の名古屋市御提出の問題は、名古屋市としては御缺席になつて居りますが、草間博士が名古屋市の囑託を御受けになつて居りますので、草間博士から御話がございます。先以て百十二、本問題を附議することに致します。

(一一二) 水道施設物(取水場貯水池堰堤導水路沈澱池濾過池配水池等)ノ維持管理上非常災害ノ場合ニ於テハ防禦又ハ復舊工事ノ爲水道管理者又ハ其ノ委任ヲ受ケタル吏員ニ法令上左ノ權限ヲ付與セラレムコトヲ其ノ筋ニ建議セムトス

記

一、天災事變其他ノ災害ノ爲水道施設物ノ維持管理上緊急已ヲ得ザル事由アル場合ニハ水道管理者又ハ其委任ヲ受ケタル吏員又ハ水道施設物ノ防禦又ハ復舊工事ノ爲必要ナル附近ノ土地ヲ使用シ土砂竹木其他ノ材料車馬其他運搬具等ヲ使用若ハ徴收シ又ハ現場ニアル者ヲ使役シ又ハ家屋其他ノ障害物ヲ破毀スルコトヲ得

理由

水道施設物ハ延長數哩ニ亘ル導水路ヲ始メ其ノ他ノ工作物等各所ニ點在スル

モノ多ク非常災害ニ因ル事故發生ノ場合ニ於テハ之ガ應急處置ニ際シ水道管  
理者ハ相當權能ヲ有セザレバ非常時ニ於ケル管理ノ萬全ヲ期シ難キモノアリ  
延テ附近地ニ多大ノ損失ヲ與フルノ結果ヲ來スベキモノナルニヨリ本案ノ如  
ク法令上權限ノ附與方建議セムトス

提出者 名 古屋 市

○番外(東京帝大教授草間偉君) 唯今議長から御許しを得ましたから、ちよつと池田市土木課長に代り  
まして申上げます。此百十二の水道施設物であります。是が天災事變等、非常な災害に遭つた場合  
に、それを修築したり色々する場合に、其市内ならば問題はありませんが、他町村に入つて、其土地  
の材料とか勞力を使ふことが、強制的に使ふことが出来る。其權限を附與せられむことを其筋に建議  
せられたいのが問題の趣旨であります。市制百二十六條に依つてさう云ふ權限が附與されて居るやう  
であります。名古屋で調べた所では完全に其明文がないと云ふ話で、若し無いやうであつたなら  
ば、さう云ふ權限を與へて頂きたいと云ふことを、其筋に請願したいと云ふことで、若しあるやうだ  
つたら此問題は格別審議する必要はなからうかと存じますから、其權限が、他町村に亘つて物資を徵  
發したりする權限があるかどうかと云ふことを一つ明にして頂ければ結構であります。

○一番理事武藤麒麟郎君(東京市) 此問題に付きまして名古屋市は非常に研究され、又深く其必要を認  
められました。御承知の通り水道條例改正の建議案作成方を附託されて居りますに付きまして、其改  
正案の中に挿入するやうにと云ふ御意見御希望があり、只今草間博士から御説明がありましたやうな  
理由で申送りがありました。成程市制の條文の上にも明でありませんが、解釋上疑義のあるこ  
とは私共も一應は考へられますけれども、色々市制に關する解釋書などを参考に致しまして調査し  
て見ますと、必しも其市町村の行政區域でなくとも、非常災害の場合に於ては強制處分が出来ること  
ふやうな解釋のものもありますので、實際問題としては條例にわざと入れる程のこともあるまい。一

面市制の百二十六條に依つて或る點までは救済出来る次第でありますから、尙ほ解釋上さう云つたや  
うなこともあり、解釋は我々の有利な方面に發展させるのが宜いぢやないかと云ふやうな考から取入  
れないことに致しましたのであります。そんな次第でありますから、本問題に付ては私共としては左  
様な意見を有つて居るのであります。

○七十五番八尾藤市郎君(和歌山市) 此場合に於きまして理事の御方に御願ひして置きたいと思ひま  
す。本會は回を重ねること本年で二十六回に亘つて居ります。其間に於て御承知の通り水道條例の改  
正其他重要案件を毎年二三の各市から御提出になつて居ります。それを理事者及附託委員に於て熱心  
なる御努力を以て主務省に稟申其他御交渉爲さつて居るやうに拜見致しますが、ところが主務省に於  
ては未だに此重要各案に對して殆ど握り潰しのやうな嫌いがあると云ふことは、甚だ是は遺憾に存す  
る次第であります。でありますからどうか一つ此上にも理事者に於て、甚だ御多忙中恐縮でありま  
すが、出来るだけ之等重要案件の促進方に御努力下さいまして、改善の目的貫徹に御盡力下さるやうに  
希望致して置く次第であります。

○番外(東京帝大教授草間偉君) 提出都市と致しましても單にこちらの解釋に止まるので、それが出来  
ると云ふ結論は、あるやうに有利に解釋しただけで、それが若し認められない場合は不安に堪へない  
次第でありますから、尙ほ理事者に於て當局に向つてさう云ふ點を明にして頂いて、果して出来ない  
と云ふことに決まつたならば、今度作成しつゝある水道條例の新しい方に挿入せられむことを望む次  
第であります。

○委員長(足立正人君) 他に御意見はございませんか。只今提出市からの御説明のやうに、東京市の御  
解釋通りに市制の解釋をして宜しいかと云ふことを主務省の方に確めまして、其通りで宜しいと云ふ  
ことであれば建議の必要を認めぬ。それではいけない。其解釋はいけないと云ふことであれば斯う云  
ふことにして建議をしたい。斯様な御意見でございます。でございますから一應東京市の方から主務

省の方に此解釋の疑義を確めて頂くと、斯う云ふことに致しまして、本問題を議了したことに致したいと思ひます。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(足立正人君) それではさう云ふことに取計らひます。東京市はそれで宜しうございますか。

○一番理事武藤麒麟郎君(東京市) 承知致しました。

○委員長(足立正人君) では次に移ります。百十三問。

(一一三)

理 由 唧筒ニヨリ壓送管ノ經濟的流速ニ付各市ノ所見如何

鑄鐵管又ハ鋼鐵管ヲ用ヒ唧筒ニヨリ濾過地又ハ配水池ニ上水ヲ壓送スル場合ニハ各管徑ニ應ジ大約經濟的ナル流速アルベキヲ信ズ之ニ付各市ノ所見承リ度シ

提出者 名古屋 市

○番外東京帝大教授(草間偉君) 百十三は丁度此理由に書いてあるやうなことでありまして、唧筒を使ふ場合に水を高い所に揚げるとか、給水する場合とか、其處に或る經濟的流速があるだらうと云ふ想像でございます、さう云ふ點に付て御研究になり、果して如何なる流速が適當であるかと云ふことが分つて居る市がございましたならばどうぞ御聽かせを願ひたいと云ふのでございます。確かには私個人としてでございますけれども一昨年鹿兒島の上水協議會の時に此問題に付て私見を述べたことがございまして、尙ほ其上に一步を進めた所がございましたならば承りたいと思ふのであります。最近西洋の雜誌を見ますと矢張り此問題を論じて居るやうでございます。けれども大體此前私の申し上げましたのと大同小異と思はれるのでありまして、何か其所に一步を進めた面白い研究でもありましたならば御聽かせ願ひたい次第でございます。

○委員長(足立正人君) 御意見はございませんか——御意見はないやうであります、如何でございませうか。斯かる問題は此儘に致しますのも何でございますが、研究問題として存續して、各市で御研究になりましたら如何でせうか。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○委員長(足立正人君) 御賛成の御聲を聴きました。百十三問は研究問題と致しまして、唧筒の設備のございます各市で御研究を願ふことに致しまして、其結果を御報告願ふと云ふことで議了したことに致します。次に百十五問に移ります。

(一一五) 配水池ノ掃除ニ付各地ノ實況承タシ

提出者 京都 市

○三十一番田邊九十九君(京都市) 是は各市の御回答に依つて十分了解致しました。御進み願ひたいと思ひます。

○委員長(足立正人君) 百十五問は京都市の只今の御説に依りまして議了したことに計ひます。百十六百十七は何れも併合を致しまして議了致しました。今度は追加の方になつて居ります。提出問題の別冊になつて居ります。百十八より百二十三問まで、大牟田市の御提出であります。

(一一八) 鑿井水源ニ於テ「サンドクリーナー」裝置ヲ施セル處アラバ其裝置費竝ニ成績承リタシ

提出者 大牟田 市

(一一九) 鑿井水源ニ於テ「エヤーリット」裝置ヲ施セル處アラバ其ノ裝置費竝ニ成績承リタシ

提出者 大牟田 市

(一二〇) 鑿井水源ニ於テ各種「ストレーナー」ノ優劣ニ付研究セラレタル處アラバ其ノ

結果承リタシ

三〇八

提出者 大 牟 田 市  
(一一一) 鑿井水源ニ於テ附近井水其他地表水ニ影響ヲ及ボシタル處アラバ其狀況承リタシ

提出者 大 牟 田 市  
(一二二) 揚水水位ト揚水量ト使用電力量トノ關係及実績承リタシ  
提出者 大 牟 田 市

提出者 大 牟 田 市  
(一三三) 今夏最大一人壹日使用水量承リタシ

○九十四番長澤達君(大牟田市) 私は大牟田でございます。百十八から百二十三まで出してあります。別御説明申上げることないと思ひますので、知識の深い皆さんから能く教へを乞ひたいと思ひます。

○四十番清水本之助君(關東廳) 百二十番のストレーナーの問題に付きまして、私の方でも御伺ひしたいと思つて居つた所でございますが、ストレーナーは其鑿井の箇所の地質に依つて利用方法が違ふであらうと思ひます。それで御承知の通り私共滿洲の方では降雨量は僅か五六百「ミリ」で蒸發は千五六百と云ふやうな、非常に天候に於て水に恵まれて居らない關係で、只今に於きましても内地に於きましては只河川に取入口を設ければ宜い位の程度のもを、一日に一萬噸の水を得やうと思ひますと、從來の方法で堰堤を造らうとすればどうしても三百萬圓内外を要するのであります。それが爲に私の方では地下水の利用に依つて多少なりとも此經費の高まるのを緩和しやうと云ふやうな考で、數年前から年に一萬五千圓、十箇年計畫を以て此水源の研究をすると云ふことになり、主として地下水の研究をして居ります。それで只今ではストレーナーを用ゐて居ります所は沖積層の地下三十尺から五十

尺位の所の砂層の水を取りに掛かつて居りますが、ストレーナーとして現在使つて居りますのは、半時から一吋近くの穴を堀つて、それに砂の大きさに従つてワイヤーコードを巻いてやりましたのもありますし、それからワイヤーコードの上に棕櫚の皮を巻いたのもやつて居ります。又何にもしないのもあります。只今の所では棕櫚の皮を巻いたのが工合が宜いやうに思ひます。それから棕櫚の皮を巻くには針金でやるのですが、スパイラルに巻いたのはいかんやうで、二尺か三尺隔きに十六番位の針金で巻いたのが宜いやうであります。只今申しましたやうに各種の地質及び附近の事情に従ひまして目下研究中であります。只今はそれだけの結果しか分つて居りませんので、或は此次の會議、或は其次位には多少御報告申上げることが出来るかと思ひますが、尙ほ此問題に付きましては内地に於きましても各地に地下水の利用と云ふやうなことが起つて居りますので、各方面で研究的態度を以て實驗研究されて居られるやうであります。其結果を此會に報告せられむことを御願して置きます。

○委員長(足立正人君) 他に御意見はございませんか。ございませんければ議了したことに致しします。百十九、二十、二十一、二十二、二十三に付て御發表はございませんか。

○百六番多田隆吉君(京城府) ちよつと御願ひしたいのですが、此追加問題に付きましても以前の問題と同様、後で書面回答と云ふことに願ひたいと思ひます。

○委員長(足立正人君) 承知致しました。御意見の御發表があれば書面回答をする必要がなからうと思ひますが、御意見の御發表が或は出來惡いと云ふやうなことがございますれば、書面御發表を願つても宜しうございます。

○七十五番八尾藤市郎君(和歌山市) 私も只今京城府から御申出の說に賛成致したいのであります。どうも本日は部會の方が全部御揃ひでもありませんし、矢張り書面で御願ひ致しましたら非常に結構かと思ひます。

○委員長(足立正人君) 御意見は承知致します。ところが御出席後御歸りになつてからなか／＼書面の

御回答が容易に集まり悪い傾きがございます。御出席以前だと書面の御回答が大概参りますが、御歸りになりましてから此問題に付て更に書面で回答すると云ふやうなことはなかくむづかしくはないかと思ひます。會員諸君に於きましても努めて其方針で應答下さいましたら宜からうと思ひます。幸に御出席の方々だけでも御意見を御發表下さいませれば、それだけ相互の手数を省くやうになりはしないかと思ひます。百十九問に付きまして別に御意見はありませんか——では議了したことに致しません。尙ほ御意見がございますれば御歸任後書面を以て主催地の方に御通知願ふことに致します。百二十問御意見ございませんか——御意見がないやうでございますから百十九問同様議了したことに致します。百二十一問是は鑿井水道を御やりの方面には御経験が御ありだらうと思ひますので、どうか御發表を御願ひしたうございます——之も御意見がないやうでありますから議了したことに致します。百二十二問、之も御發表がありませんから御意見のないものとして議了したことに致します。百二十三問、

○三十一番田邊九十九君(京都市) 京都市に於きましては最大一人使用數量は一石一斗になつて居ります。

○七十五番八尾藤市郎君(和歌山市) 和歌山の方は一人當り一石三斗四升でございます。

○百四十七番服部泰春君(姫路市) 十一立方尺であります。

○六十六番左坐小一郎君(熊本市) 熊本市は五立方尺六であります。

○委員長(足立正人君) 其他に御發表はございませんか——ございませんければ百二十三問は議了と致します。百二十四、熊本市の御提案であります。

(一二四) 亞鉛引瓦斯管ノ規格ニ付キ制定ノ要ナキヤ

理由

給水工事費ノ軽減ヲ計ルタメ近時各所ニ於テ使用セラルル傾向アリ品質ノ優

長ヲ期シ本案ヲ提出セリ

提出者 熊本市

○六十六番左坐小一郎君(熊本市) 本問題は今春熊本市に於きまして九州上水當事者が集まりました協議會に、熊本市より本問題を提出したのであります。ところが満場の賛成を得まして、亞鉛引瓦斯管の規格制定の要ありとしまして今回提出することになつたのであります。簡単に其理由を申し上げますが、第一番に私等が給水規格の點に付て、色々な理由もありませうが、第一に障害と考へますことは引込工事費の所謂軽減と云ふことであります。それで弗々各地に於て亞鉛引管を使用されるやうであります。熊本市も最初は錫引の鉛管のみを使用して居りましたが、段々工事費の關係上現在には併用致して居ります。それで各市の状況を承りまして各市共大分現在御使ひのやうに承つて居ります。従來此瓦斯管が餘り用ひられなかつたと云ふことは、第一には色々な従來の習慣の關係もありはせぬかと考へますが、先づ鉛管は其の理由とする所は瓦斯管に比して長持ちをしないと云ふ點にあるやうであります。ところが是は鉛管と瓦斯管の値段の比較を取りますならば解決し得る問題と考へるのではありませんが、二十三回上水協議會に於きまして色々回答を拜見致しますと、各市の意見は區々であります。先づ十年以上は耐久力があるとする市が確か入つばかりあつたと記憶致します。それから耐久力は鉛管に及ばず、比較的強しと云ふのが二市あつたのであります。尙ほ鹽分を含有して居る土地に布設され、又風呂場や或は下水近くに布設せられて居る物は至つて弱いと云ふやうな所もありました。尙又土地の乾燥して居る所では二十年、三十年は大丈夫であると云ふやうな回答も承つて居るやうに存じて居りますが、彼之綜合致しますと先づ平均致しまして十二、三年は大丈夫ぢやなからうかと考へるのであります。それから其價格に付て考へますならば、先づ亞鉛引瓦斯管は鉛管に比して約四割位の格安になつて居るものと考へます。それで工事の點は鉛管の方が瓦斯管に比して容易いと云ふことでありますが、是は従來の慣習に依つて一般的に鉛管のみ使用されたからぢやないかと考へま



す。私等の方の實驗に依りましても初めは大分面倒でありましたが、現在併用して居りますと左程困難を感せず、鉛管よりも寧ろ簡単に出来るやうに考へて居ります。さう云ふ點から考へますと工事の手間が高いと云ふことも、熟練するに従つてさうでないのぢやなからうかと考へて居ります。それで假りに之を鉛管にしまして一戸當り五十圓掛かるとすれば、全體から考へまして亞鉛引瓦斯管であれば二十四、五圓もあれば施設が出来はせぬか。斯う云ふことになつて來ますと經濟的關係で直ぐ解決すること、思ひます、然らば其の持久を十二、三年と致しますれば、其の金利の點から考へまして初め五十圓で掛けて居つたものと考へれば十二、三年目に一度取換へても寧ろ得策でないかと思ふのであります。勿論それは使用場所に依りまして一様にも參りますまいが、さつき述べましたやうに或は二十年、三十年と云ふやうなことになるれば、到底工事費の點に於て比較にならぬと思ふのであります。併ながらさう云ふ譯で使つて居りますが、其の品質に付きまして是が一定しないのであります。それで一般市場にあります物はどうも亞鉛が十分でないとか何とか云ふ點もありませんから、特に此點に於て權威ある規格の制定を致したいのであります。尙ほ色々述べますと理由はありますが、大體右様の次第でありまして、要するに工事費の輕減、給水の普及を圖ると云ふ意味に於て實は本問題を提出した次第であります。どうか皆様の滿場一致の御賛成を得まして、此規格の制定あらむことを希望致します。

○委員長(足立正人君) 御意見はございませんか。

○五番藤田弘道君(大阪市) 亞鉛引瓦斯管規格制定の件でございますが、大阪市は未だ使つて居りませぬ。此制定はもう少し後にして戴きたいと存じて居ります。

○六十六番左坐小一郎君(熊本市) ちよつと大阪市に伺ひますが後にと云ふことはどう云ふことでありますか、今年は繰延べると云ふのでありますか。

○五番藤田弘道君(大阪市) 茲二三年後にして、もう一遍調べて一般各都市が相當の實績を経過するま

で制定は御見合せになつたらどうかと思ひます。

○六十六番左坐小一郎君(熊本市) 全部之を御使ひになるかどうかと思ひますが、併し九州各地に於きましては殆んど皆使つて居ります。で今から此規格を作つて置くと云ふことは、各市共是は便利でないかと思ふのであります。出來れば此際規格の御制定を希望致します。

○五十番出口勇夫君(小倉市) 提出者の方より纏々理由を御述べになりましたから、時間の經濟上諄くは述べませんが、随分九州の方で互に意見交換を致しまして制定の必要ありと認めましたやうな次第であります。どうか滿場の御賛成を得て制定を願ひたいのであります。

○三十一番田邊九十九君(京都市) 私の方でも瓦斯管は澤山使つて居りますが、自分としても斯様な問題があると云ふことは存じませんでしたので、是は一つ來年の協議會まで研究して戴くことにして、來年の協議會で決定するやうに願へませんか。

○委員長(足立正人君) 御意見もございましたが百二十四問、是は直ちに今此處で決するのも困るから、一年間研究問題として存續して、さうして明年の本會に報告して決定するやうにしたい。斯様な御希望がございますが、さう云ふことに致しまして如何でございますか。

○四十一番小島文爾君(關東廳) どう云ふ事柄を研究爲さるのですか。規格を作るが宜いか、作らぬが宜いかと云ふことを研究するのですか。

○委員長(足立正人君) さうでございます。

○四十一番小島文爾君(關東廳) 私の方でも實は瓦斯管は種々な物を購入致しまして、勿論仕様書はございますが検査に當つて優劣が多々ありますので、どの種の物を採用して宜いか困つて居るやうな譯であります。若しさう云ふ規格でも制定出来るものならば直ちに御實行あらむことを希望致します。

委員長(足立正人君) 希望色々分れましたが、さう云ふものは制定しなくても宜いと云ふ御意見、保

留して貰ひたい、研究したいと云ふ御意見、速に制定して呉れと云ふやうな御意見がございます。それでは御諮り致しますが、それを制定するとすれば如何なる方法に依るか、委員を設けて制定することに致しますか、或は御成案でもあるのでありますか。御提案市から一應承りたい。

○六十六番左坐小一郎君(熊本市) 制定の要ありと致しますならば、是非是は又理事の方に御願ひ致します。權威ある工學會あたりに御委託あらむことを希望致します。

○委員長(足立正人君) 御異議ありませんか。

○四十一番小島文爾君(關東廳) 私も六十六番の御説に賛成致します。

○五十番出口勇夫君(小倉市) 六十六番に賛成です。

○委員長(足立正人君) 六十番の制定の必要ありとして如何なる方法に依つてやるかと云ふことは理事に御委せして、工學會に委託して、さうして規格を制定したいと云ふ御意見がございます。それに對しては賛成者がございます。さう云ふことに取計らつては如何でございますか。

○一番理事武藤麒麟郎君(東京市) 斯うした問題は一面に經費のことに觸れます問題でございますから、理事に御委せして戴きましても、果してどれ位の費用が掛かるかと云ふことは今日未知に屬する事柄でありまして、若し左様に御決定なさるものとすれば、一應理事の方から工學會なり、適當な所へ交渉の結果經費其の他どんなものかと云ふことを皆様に御報告申上げまして、次回の會議に於て確定したら如何なものか、議長に於て御諮り願ひたいと思ひます。

○委員長(足立正人君) 只今理事からして御意見でございます。之には經費問題が伴ふから、従つて只今即決致しましても實行が出来るや否やと云ふことは疑問に屬しますので、理事の方に委して明年の協議會に工學會に委託すれば之だけの費用が要る。それでそれを承認するかどうかと云ふことを、更に御諮りをした上に決定したいと云ふことでございますが、さう云ふことに計らつて如何でございますか。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○委員長(足立正人君) 別に御意見もないやうでございますね。

○六十六番左坐小一郎君(熊本市) 出来ますならば本問題は一日も早い方が各自便宜でありますから、出来得るならば昭和五年度追加豫算を御組みになりまして、是非實行あらむことを希望致します。

○委員長(足立正人君) 御言葉でございますが追加豫算を組むと云ふことは更に本會を召集しなければならぬことになりますので、それはちよつと如何でございますか。昭和五年度の豫算は本會議で議決致しますので……

○六十六番左坐小一郎君(熊本市) 成程それは五年度に出来ない譯でありますから、それではさつき一番の申された御説の通りに、大體之を制定をするものとしてしまして、工學會に委託しますとして經費がどの位掛かるかと云ふことを、明年度協議會に御諮り下さいまして、是非之の制定されむことを御願ひして置きます。

○委員長(足立正人君) それでは御開及びの通りであります。費用は工學會等へ交渉されまして、其結果明年度の協議會に更に御諮りすると云ふことに致します。左様御承知を願ひます。本問題は之で議了したことに致します。それから午前中後廻しに致しました神戸市御提出の七十七、七十九、八十、此三間は神戸市の方より書面の御回答に依つて了承したから議了にして貰ふやうにと云ふ御申出でございます。之で七十七、七十九、八十、此三間は議了したことに致します。本日は協議會終了後直ちに記念撮影を爲さるさうでございます。少し時間が早うございますが、二時頃に一應散會をして呉れろ、さうして記念撮影を致しまして、それから直ちに長官の茶話會に出席するやうなことに準備をしてあるさうでございます。斯様なことでございますので、今日は之で散會致します。

午後一時四十分散會

九月二十七日午前九時五分開議

三一六

○委員長(足立正人君) 之より開會致します。昨日百二十四問題まで議了致しました。次の百二十五問題から御審議を願ふことに致します。

(一二五)

高壓管接手ノ構造ヲ研究シ一定ノ規格ヲ制定スルノ要ナキヤ  
高壓管ヲ使用セラレタル所アラバリノ水頭及採用セラレタル接手ノ構造ヲ承リ  
タシ

提出者 熊本市

○六十六番左坐小一郎君(熊本市) 本問題は今春熊本市に於きまして九州上水道主任協議會を開きました當時、門司市より提案になりました問題であります。協議會では滿場一致制定の要ありと認めまして可決致しました次第でありますから、どうぞ本案も滿場一致御賛成あらむことを希望致します。理由はいにく門司市が御出席になつて居りませんから、私はそれは省略することに致します。

○四十番清水本之助君(關東廳) 規格を一定すると云ふことは、之に類似した御提案が外にも前に一件あつたやうに存じますが、私共が仕事するのに規格を一定して、それに依つて仕事すると云ふことは非常に便利であり又利益ではあるのであります。御承知の通り商工省に於て規格統一をやつて居りますが、其方面は主に材料品の化學的成分とか或は製品のプロポーションと云ふものに重きを置いて居るやうに思ふのであります。で餘り構造に重きを置いてないやうに思ふのであります。察するに是は構造に於て餘り規格を一定しますると、新しい考案とか發明に對して相當抑制すると云ふ傾きがあるのではないかと云ふやうな風に推察するのであります。水道に使ふ材料品及器具機械と云ふやうなもの、現在尙は將來の發明考案に待つ範圍が餘程廣いのではないかと思はれますが故に、成べく構造に對しては規格を一定しないやうにして置いた方が宜いのではないかとと思ひます。併し強て私はそれを主張するのではありませんが、此意味に於て構造を、而も上水協議會として一定の規格を定め

ると云ふことは軽い意味に於て……いや餘り軽くはありませんが、反對の意を表したいのでございませぬ。

○委員長(足立正人君) 御意見はございませぬか。どうか御發表を願ひます。熊本市に御尋ねしますが、是は要ありとしますとどう云ふ風に爲さる御考へですか。

○六十六番左坐小一郎君(熊本市) 要ありとしますれば百二十四番の問題と同様に御取扱ひ願ひたいのであります。

○委員長(足立正人君) 御意見はございませぬか。どうも議長は採決致します上に甚だ困りますが、御賛成か或は御反對であるか、どちらか御意見の御發表を願ひます。

○五十番出口勇夫君(小倉市) 一向御意見もないやうであります。御出席者も少數のやうに認めますので、此儘或は否決されるやうなことになりますれば甚だ遺憾と存じます。宿題か或は研究問題とされるか何れかに致したい。此希望を申述べます。

(「聴へません」と呼ぶ者あり)

○委員長(足立正人君) 御意見が能く聴取れぬやうであります。此儘否決されても困るからと云ふ御意見ですわ。

○五十番出口勇夫君(小倉市) 左様でございます。御意見も他にないやうでありますし、又御出席者も本日は少いやうに思ひますので、此儘一箇所から反對の意見が出て、それに依つて此儘になりまして否決されると云ふことは甚だ遺憾であります。宿題か若くは研究問題とされたいと云ふ希望であります。

○六十六番左坐小一郎君(熊本市) 私も只今の五十番の意見に賛成であります。出来るならば是は丁度門司市も今回は御出席がないのでありますから、明年まで研究問題として御残しにならむことを希望致します。

○委員長(足立正人君) 他に御意見もないやうでございます。御提案者の熊本市からの御要求もござい  
ますので、研究問題として明年まで取つて置いて研究して戴くやうに致したい。それに御異議ござい  
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(足立正人君) 御異議ないものと認めます。左様計らひます。次は百二十六。

(一二六)

高圧管ノ水壓試験ヲ規定スルノ要ナキヤ

高圧管ノ水壓試験ヲ行ハレタル所アラバリノ水頭及試験ノ方法ヲ承リタシ

提出者 熊本市

○六十六番左坐小一郎君(熊本市) 本問題は百二十五間に關聯して居りますので、之も同様の御取扱ひ  
が願ひたいのであります。

○委員長(足立正人君) 御異議がございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(足立正人君) それでは百二十六も百二十五間と併せて研究問題として取つて置くと云ふこと  
に致します。百二十七、百二十八、此二問題は十一の問題、度量衡法中改正建議の件、此中に包含さ  
れて居るものとして、是は御承知の通り委員が五名選定されて居ります。此委員の方々の御研究に待  
つことに致しましたから如何でございますか。

○六十六番左坐小一郎君(熊本市) さう致しますと此御決定はいつになりますか。

○委員長(足立正人君) 此會期内に決定をされる筈になつて居ります。

○委員長左坐小一郎君(熊本市) 私は實は會期中出席が出来ませす明日歸りたいと思ふのであります  
が居ります間に此問題を實は解決したいと思つて居りますので、昨日も十一問題に付きまして百二十  
九番から度量衡法中改正建議案として御提出になつて居りましたのですが、其際私と致しましてはち

よつと意見を申上げて置きました。さう云ふ意味に於きまして勿論是が御採決になりますことになり  
ますれば其中に包含されて居るものと考へますが、併し實際問題としては私の考へでは如何であらう  
かと思ふのであります。さう云ふことでありましたが漸進的に進んで行きまして、此方面に便宜  
を開いて貰ふと云ふことが寧ろ得策ではないかと思ふのであります。それ故に私は先づ第一に此問題  
集の全體を通じて見ても、各市共同様な意見を御有らになつて居る所が澤山あるやうに思ひます。例  
へば地方長官に委任して貰ふとか云ふやうなことは宜いと思ひますけれども、所謂度量衡法中の施行  
令になりますと、七條八條に依りまして乙種檢定は自然地方長官が檢定されると云ふことに規定され  
て居るやうに存じますから、それでは甲種檢定を乙種檢定に致しますと、自然各府縣所在地に於て檢  
定を受けることが出来るやうになつて至極便利と思ふのであります。左様な意味を以て實は提出した  
やうな次第でありますから、出来得るならば今日中に何とか其結果を拜承したいと思ふのでありま  
す。

○委員長(足立正人君) 成べく委員の方々に至急に御會合を願ひまして十一の問題の解決を促進する積  
りであります。従つて此百二十七、百二十八の問題に關することも委員の方は至急御研究を願ひま  
す。

○百二十九番栗谷三男君(川崎市) 此委員と致しましては、川崎市即ち自分が度量衡法中に於ける改正  
に關する具體案を作成致しまして、然る後に實行委員が皆な川崎市に寄合ひ、さうして大いに研究す  
ることに昨日打合せを致しました。何しろ法律竝に施行令其の他細則等を改正し戴くと云ふ順序にな  
るのでありますから、餘程の努力が入用であると云ふ譯で、此會期中に何とか解決すると云ふことは  
到底不可能な問題であります。又さう安々に變更し得るやうな問題でもないものでありまして、極力此  
改正方に付ては努力致しますが、尙ほ色々其他に縣へ委任とか或は乙種檢定と云ふやうな問題があり  
ますが、兎も角も毎年此度量衡法の改正を叫ぶ所の問題が議せられて居りますので、若しもそれが重

大問題で容易に決められないから漸進的と云ふやうな意向もありますが、我々は常に量水器検定廢止の論を以て進み既に左様な御決議もあつたので、何所までもそれに向つて邁進したいと考へるのではありません。熊本市の御意見、又地方長官に委任と云ふ御説の方の御意中も諒と致しますが、兎も角それがいかぬからあの手、あの手がいかぬから此手と云ふやうに出すのは却つて目的を貫徹せざる所以かと思ひますので、一つは我々實行委員に御任せ願ひたいと思ふのであります。

○委員長(足立正人君) 熊本市に伺ひますか、只今川崎市から御意見の御發表がございましたが御了解になりましたか。

○六十六番左坐小一郎君(熊本市) 只今の御意見は能く拜承致しましたが從來の經過に鑑みまして、大分建議案とか陳情とか云ふものが年々増加されて、大分委員の御方も奔走されて居るやうに存じますが、現在は遺憾ながら未だ一步だも其の目的を達せられたのを私は聞かぬのであります。斯様な次第でありますから全力を盡して此問題に付て度量衡改正案、檢定廢止に御努力下さると云ふことに對しては誠に謝する次第であります。果して此問題がやうやく昨年の七月に實施せられたものであるのに、當局としてそれが改正になり得るのであらうかと云ふことを私は疑ふのであります。左様な理由の下に私は先程から申上げましたやうに、只漸次に之を進めて行くと云ふ意見でありますから勿論十一の問題の通り是が實行出来るものならば至極結構と思ひますが、どうも私の考へでは是はちよつと覺束ない問題ぢやなからうかと考へて居ります。それでさうして下さることであるならば勿論私の目的は達する譯でありますから異議はない譯であります。

○委員長(足立正人君) それでは百二十七、百二十八、此二問題共十一の問題中に包括されて居るものとして議了することに致します。次は百二十九、東京市の御提案でございます。

(一一二九) 建物内ニ數戸ノ居住者又ハ營業者水道ヲ使用スル場合ニ於ケル各市ノ取扱振承  
リタシ

イ、其ノ建物内ニ在ル水道ヲ一栓トスルヤ又戸別ニ一栓宛トシテ取扱ハルルヤ  
ロ、若シ各戸別ニ一栓トシテ取扱ハルル場合洗面、便所手洗及洗濯用水栓ノ如  
キ共同ノモノハ如何ニ處理セラルルヤ

提出者 東京市

○二番阿部努君(東京市) 御市の市街の一部を拜見しますと、本問題に近いやうな構造の家屋が段々あるやうに思はれるのであります。併ながら中に入つて見た譯でないので、内容は果して本問題に適合して居るかどうだかそれは分りませんが、震災後に於て東京市などは大分共同建築とか或はアパートメント見たやうな、震災前になかつた建物が續々として生れて來つてあるのであります。地所が非常に減少した爲に建物が段々立體的になつて、三階四階五階と云ふやうな建築物が澤山出來つたやうな長屋式の店舗である。只木造が鐵筋混泥土若くは煉瓦造の變つたと云ふに過ぎないのであつて、第一階は昔あつた所の長屋と同様の店舗である。それから二階に行きますと貸事務所もあれば住宅もある。三階も同様である。四階は第一階の店舗の者の使ふ所もあれば、又貸事務所もある。さうして便所洗面所流場と云ふやうなものが共同に使用されるやうに、二階三階の如きは出來て居る場所がある。それから臺所の如きは、大概住宅は一戸の住宅内に臺所の設備が出來て水栓を設けてあるけれども、便所か洗面所の如きは共同である又事務所と云ふのは事務所の中に水道の設備がなく、共同で水を使ふ水栓が設けてある。それから四階若くは五階の建物の屋上には共同洗濯場、それから浴場物干場と云ふやうなものが附いて居つて、一つの建物内にさう云ふ各種の人が住まつて水道を使つて居ると云ふ、斯う云ふものが段々殖へて參りました。東京市の現在の條例から見ても甚だ給水方法を決定するのに苦むと云ふやうな場合が往々ありますので、他の都市に於ても段々此文化の進歩に連れて建築物の構造が變つて來て、東京市で只今申上げますやうな建築が多々ありはせぬかと想像されるの

であります。それに付きましては、斯う云ふ場合に此給水装置はどんな風に御取扱ひになつて居るか  
と云ふことを一應御尋ねして、東京市の参考に資したいと思つて本問題を提出しましたのでございま  
す。イとロに區分してありますが、イに於ては建物内の給水を何世帯で使はうとも一栓として御給水  
になるか、又各戸別に給水されるか、若し一栓として給水される場合はロの問題は従つて起らぬこと  
になりますけれども、其一棟の建物を一栓とせず各戸別毎の給水栓として給水する場合は、従つて  
此ロの問題をどう云ふ風に解決したら宜いかと云ふ問題が起りますので、一應類似のものがありま  
したならば御意見を伺ひたいと思つて提出しました譯でございませう。

○四十一番小島文爾君(關東廳) 私の方では是は可なり澤山ございませう。從來から満鐵の社宅などは八  
十軒乃至百軒のものがメートル一つに付て、勿論給水栓は各戸に這入つて居りますがメートルは一つ  
になつて取扱つて居るのであります。それから最近ビルディング式のものも年々澤山増加致しまし  
て、今東京市の御話しになりました如き、下は店舗になり上は住宅と云ふやうなものが、五階乃至七  
階八階と云ふやうなものが大分最近出来て参りました。勿論私の方は給水の規則で使用者と云ふもの  
を認めるやうなことになつて居りますので、居住者であると或は家主であるとを問はず、其申込に依  
つてメートルを各戸に付けるやうに要望するならば各戸にする。又メートル一箇で給水栓を各戸に付  
けると云ふ要求があれば其通りに致して居ります。又ロの炊事場は各戸に付き、便所、手洗場等が共  
同になつて居るものがありますが、斯う云ふものも私の方でどうすると云ふ譯でもありません。使用  
者の要求通り名義者を定めて工事を施行し、且つ給水上の査定なども其人間を所有者として取扱つて  
居るやうな次第であります。御参考までに之だけ申上げて置きます。

○委員長(足立正人君) 外に之に類似なのはありませんか。

○六十六番左堅小一郎君(熊本市) 私の方にも一二箇所出来て居りますが、是は水栓を矢張り一箇と致  
しまして、量水器を通して供給致して居ります。

○委員長(足立正人君) もう他にございませうか。御話もないやうでありますから百二十九は之で議  
了することに致します。次は百三十、是も東京市の御提案であります。

(一三〇) 水道使用料徴收ニ關シ左記事項實施セラレタル所アラバ其ノ成績承リタシ

イ、毎月徴收(年二期乃至四期徴收制度ニ比シ滞納ノ割合其他利害得失)

ロ、集金制度(納付制度ニ比シ滞納割合其他利害得失)

提出者 東 京 市

○一番理事武藤麒麟郎(東京市) 問題の内容に付きましては別に御説明申上げるやうなことがございま  
せん。是は書面回答で満足すべきものでありましたけれども、申譯ない次第であります。本題の提出  
が遅れた爲に此處に出て居るやうな譯でありまして、斯様な制度を執つて居られます所があれば御知  
らせ願ひたいのであります。

○七十五番八尾藤市郎君(和歌山市) 私の方は最初東京市の如く四期制度になつて居りましたのであり  
ます。ところが非常に滞納者が多くなりまして、殊に最近不景氣が深刻になつて来るに従つて尙々滞  
納者が増加し、さうして一層徴收上に困難を生じましたが、昭和四年度から集金制度に改めました。  
其の結果は非常に成績が宜しいやうであります。此成績に付きまして一々申上げて見ますと、四期  
制度の場合に於て毎納期に五割位の滞納者があつたのであります。然るに集金制度に改めましてから  
納期に於て九十五パーセント、又年度末に於きまして四期制度の場合未徴收額は一割乃至一割二分位  
あつたものが、集金制度に改めてから徴收額は百圓に對して九十九圓八十錢と云ふ成績になつて居り  
ます。尙ほ利害得失に就て如何と云ふ御尋ねであります。さう云ふ譯でありますから四期制度の場  
合に於ける滞納金に對する利息だけで、十分集金の手數料を償ひ得られると云ふことになつて居りま  
すから、それから割出して見ますと大變な利益になるやうになつて居ります。ちよつと御参考までに  
申上げます。

○四十一番小島文爾君(關東廳) 私の方は別に集金制度はやつて居りませんが、イの方の毎月徴収と云ふのは俸給生活者に限つてやることにし、一般市民は矢張り四期制度になつて居ります。それで其割合はちよつと分りませんが、實際の状況を綜合致して見ますのに私の方は大體に於て百パーセントの成績で一人も繰越、滞納などありませんから能く分りませんが、種々の事情から觀まして矢張り四期制度の方が宜いやうであります。

○六十六番左座小一郎君(熊本市) ちよつと七十五番に御尋ねしますが、集金の手數料はどう云ふことになつて居りますか。

○七十五番八尾藤市郎君(和歌山市) 是は一人は女の集金人に致しまして日給八十錢位にして二千五百戸持つことになつて居ります。さうして尙ほ集金人には集金の高に依つて奨勵金を出して居ります。それは日給の約倍額位で一人に四十圓位に致してございます。

○一番理事武藤麒麟郎君(東京市) 七十五番にもう一つ御尋ね致したいのは一栓當り、水栓一箇の使用料金は年額どの位になつて居りますか。

○七十五番八尾藤市郎君(和歌山市) 私の方は放任と計量とになつて居りまして、一戸一箇で一箇月二圓位に當ります。

○委員長(足立正人君) 他に御實驗の御話はございませんか——では百三十間は之で議了したことに致します。次は百三十二、平壤府の御提案でございませう。

(一三三二) 地盤凍結深度最大一米三六平均〇米七二程度ニ於ケル耐寒給水栓ニシテ使用ノ都度豎管内ノ上水ガ「フロスト」ニ依リ外部ヘ流出スルコト無ク一旦其上水ヲ給水栓内下部一定ノ所ヘ貯ヘ順次給水スルヲ得可キ装置(エゼクター式装置)ヲ有シ研究ノ結果是方維持修繕上最良ナル給水栓ヲ使用セラル、所アラバ其成績等ニ付キ承リタシ

理由

當府水道ニ於テハ公共栓ヲ除キ他ハ全部佐野式耐寒給水栓ヲ使用シ來リシガ冬季ニ於テハ附近地盤中ニ濕潤セル汚水ノ浸入ヲ免レズテハ給水目的ニ反シ衛生保健上憂慮ニ堪ヘサルヲ以テ是ガ對策ニ付キ萬全ヲ期セントスルニアリ

提出者 平 壤 府

○百二十四番中村修廣君(平壤府) 本問題は二十四回の鹿兒島の際も之と類似した問題を出したのであります。私の府では公共栓を除きまして全部佐野式耐寒給水栓を使つて居りますが、計量と放任と併用制を只今やつて居りますが、冬季になりますと少し水を出して置かんと凍ると云ふので、放任制などは夜出して置きます。さうしますと云ふと、此栓の構造から致しまして、中の豎管内の水が地上に排出することに依つて凍結を防ぐやうになつて居りますが、其のバルブ以上に漏水口があります關係上、濕潤した汚泥砂の上に達して居るやうな栓は外から清水の中に汚水が這入ると云ふやうなことになるります。それで衛生上から申しても誠に困りますので、何か之に對して適當な水栓がございませぬならば、此際其の構造なり御試驗の結果を承りたいと思つて本問題を提出したやうな譯でございませぬ。

○二十一番吉谷一次君(函館市) 澤山種類を有つて居りませんが、ざつと概況だけ申上げて見たいと思ひます。私の方は水道が出来ましたのは大分古うございまして、最近只今平壤の御話と同じ理由に依つて水を貯へる式に更へて居ります。それで私の方は地下一尺五寸まで凍りますので給水管の長さは二尺五寸位までの物を用ゐて居ります。今扱つて居りますのはベンチユリーパイプの型と、エゼクターの型の物と他に一種、都合三つやつて居ります。其の能率は結局工作如何にあるやうでありまして、只今使つて居りますものに付てどれが一番宜く能率を發揮するかと云ふやうなことは此席に於て

申すことはどうかと思ひますが、細菌學上から云つてはベンチユリーパイプの物が宜いやうに思ひます。併し穴の小さいのは鐵鍔などの詰まる虞があります。バルブは眞鍮などの捻込みを使ふよりも輪ゴムを用いた方が宜いやうに思ひます。是は修繕の際完全に中央部のキャップを抜いて、直ぐにスピンドルを引出すことが出来ず。尙ほ佐野式の良いかどうかは別問題として、私の方では二インチ半の瓦斯管の中に装置したものを用ゐて居りまして、約十八圓を要して居りますが、將來も餘り大した差のない價格で行くだらうと思つて居ります。

○委員長(足立正人君) 他に御話はございませんか。是は寒い方面の方でないかと御實驗はないだらうと思ひます。他に御話もないやうでありますから百三十二問題は之で議了したことに致します。次は百三十四、吳市の御提案でございます。

(一三四) 給水鉛、鐵管露出部分ノ防寒方法承リタシ

提出者 吳

市

○三十六番齋藤勸治君(吳市) 百三十四及百三十五は他に六十一の問題が出て居ります。それで書面回答に満足致します。

○委員長(足立正人君) さう致しますと、今提案市の吳市から百三十四、百三十五は既に他の市から出て居るので、それで能く了解したから議了してしまつて呉れろと云ふことでございますから、百三十四、百三十五は議了したことに致します。次は百三十六問題。

(一三六) 量水器破損又ハ紛失ノ場合ニ於ケル各市ノ取扱振り承リタシ

提出者 吳

市

○三十六番齋藤勸治君(吳市) 是は私の方では破損の場合は損害の程度に応じて相當の額を徴收し、紛失の場合は十年計畫と致しますれば、若し五年経過して居れば五割、六箇年経過して居れば後の四割即ち残り四年になつて居りますから四割だけを徴收すると云ふことに致して居りますので、各市に於か

れましてどう云ふ御取扱ひを爲されて居りますか一つ承はつて見たいと思ひます。

○四十一番小島文爾君(關東廳) 私の方でも大體提案市のやうな取扱ひをして居りますが、只今書類を持つて居りませんので、若し御必要ならば後で御送り致します。大體破損した物は修理費の實際額を紛失した場合は年限に応じて相當金額を減額致しまして辨償を命ずることに致して居ります。

○委員長(足立正人君) どうか御取扱振りの御話を願ひます。

○二番阿部努君(東京市) 東京市も關東廳の御話の通り破損に付ては修繕費の實際額、紛失した場合は其價格より年限に応じて割引したものを支拂はせると云ふ取扱方に致して居ります。

○委員長(足立正人君) 他の市は如何でございますか。

○百二十九番栗谷三男君(川崎市) 吳市の御質問であります。量水器破損の場合を私の方では二つに別けて居ります。第一の場合は使用者の思ひ寄らざる自然破損の場合、之に付ては水道部の費用を以て修理する。故意に量水器を破損せしめた場合、或は過失に因る場合等は使用者から實費を徴收して居ります。それから紛失の場合、是は盜難が多いのであるが、從來量水器購入金額の金を取つて居つたけれども大分苦情が出たので、其後消却を見込みまして、一年使つて居れば量水器の購入費の十分の一を減じ、二年なれば十分の一を減すると云ふやうにして半減までに止めて居るが、尙ほ非常に問題が起りました。此盜難の場合は空家が多いのであつて、目下使用中の量水器に於ては盜難に罹るやうなことは少いのであります。空家に於て多く取られるやうな點から致しまして、空家になつた場合は配線と共に量水器を取外して水道部に持歸つて保存することに致して居ります。其爲に非常に紛失數が減じ苦情も少くなつて居ります。

○四十一番小島文爾君(關東廳) ちよつと川崎市に御尋ねしますが、空家になつた場合量水器を外すと其間の貸付料はどうなつて居りますか。

○百二十九番栗谷三男君(川崎市) 轉宅届の出た場合は、それを外せば其量水器に對して全然使用料は



取りません。

○委員長(足立正人君) 他に御話はいりませんが。御話がないやうでありますから百三十六問は之で議了したことに致します。百三十七、八、九は二部に属します。百四十より百四十三に至る新發田町の御提案であります。御出席がないさうでは自然消滅することに計らひます。それから追加問題と致しまして南滿洲鐵道株式會社が二問出て居りますが、是は何れも二部に属しますので、之を以て此問題の大體は終りました。それから疊に保留をして居りました福岡市の七十四、新問題の七十四、是は一時延期して呉れろと云ふことでありましたが、新問題も凡て議了してしまひましたのでさう何時までも待てませんから、此際御協議を願ひたいと思ひます。福岡市は御出席ですか。

○四十一番小島文爾君(關東廳) まだ出て居りませんが、待てませんならば議題に上して戴きたい。

○委員長(足立正人君) それでは七十四を御協議願ふことに致します。

(七四)

鑄鋼兩鐵管ノ耐久比較其他優劣ニ就キ歐米各國ノ實例ヲ研究シ又ハ現在鋼鐵管ヲ採用セラレツツアル各所ノ意見承リタシ

理由

近來本邦各都市水道用主管トシテ鋼鐵管ヲ使用セラルル處アリ吾福岡市ニ於テモ送水管増設ノ急ヲ行ヒツツアル今日其ノ耐久力經濟的方面其ノ他ニ就テ兩者ノ比較ヲ詳知セントス

提出者 福岡市

○四十一番小島文爾君(關東廳) 大分此問題は書類御回答もございましたやうで、議了に願ひまして宜しからうと思ひます。

○委員長(足立正人君) 東京市に伺ひますが、百十七と云ふ問題を御提出になつて居ります東京市に於ては相當御研究になつては居ないかと思ひますが、如何でございますか。

○一番理事武藤麒麟郎君(東京市) 此間も私ちよつと申上げたと思ひますが、此問題は生憎説明者が其當を得ませんので、願くは留保が出来ますれば留保願ひたいと思ひます。

○委員長(足立正人君) 百十七の問題、それから只今附議致しました七十四問題、此鑄鐵管と鋼鐵管の優劣と云ふ問題に付きましては、各市共相當御研究になつては居りますけれども未だ之を發表するまではないに至つて居ない。依つて此問題は總括致しまして研究問題として保留すると云ふことに致したら如何でありませう。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(足立正人君) それでは左様取計らうことに致します。之で御提案になりました新問題は總て終了致しました。十分ばかり休憩致しまして御報告になります事項、若くは研究問題と致しまして保留されて居ります事項。之に付きまして御研究の結果なり、其他御報告を願ふことにしたいと思ひます。暫時休憩致します。

午前十時三分休憩

午前十時五十分開議

○委員長(足立正人君) 開會致します。報告事項から附議することに致します。ところで是は如何でございますか。一から八までは南滿洲鐵道會社の御提出に相成つて居りますが、二部に属しますものが大部分になつて居りますので、或は書面でも御報告になるやうになつて居るのでありませうか、或は口頭で御報告になるやうになつて居るのでございますか、南滿洲鐵道會社の方にちよつと御伺ひ致します。

○五十一番市瀬良胤君(南滿洲鐵道) 是は第二部に屬して居りますので、今二部の方に出席して居ります方からあちらで御報告申上げる筈でございます。

○委員長(足立正人君) 此報告事項は二部に層するのが殆ど全部だらうと思ひます。こちらでは報告のないものと致します。それから研究問題に移りまして、問題の一、是は御提出の津市は御缺席でございますが、其他の各市で研究問題として存積して研究することになつて居るだらうと思ひます。御研究になつて居らば此際御發表を御願ひ致します。御發表がないやうでございますが、研究問題として何時までも存積して置く必要がございますか、御諮りを致します。

○四十一番小島文爾君(關東廳) 極めて大事なことでございますが、なか／＼從來の例を見ても研究問題として残して各市で擔當して、結局發表がないのであります。是は他日出來た場合に報告なり或は更に問題として提出することに致しまして、之で議了したことに御取扱ひ願ひたい。

○委員長(足立正人君) 他に御意見ございませんか。御意見がないやうでございますので、どうも何時までも研究問題として残して置くこともなからうと云ふやうな御意見もございいますから、本問題は御研究の済みました際に、適當な機會に御發表を願ふと云ふことにして打切ると云ふことに計らうことに致したいと思ひます。御異議はございませんか。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○委員長(足立正人君) では左様に計らひます。では二の問題、是は門司市の御提案でございます。

- (一) 昭和四年度ヨリ鐵關稅ノ引上ヲ行フベク當局ニ於テ夫々準備中ナリト聞ク果シテ事實ナリトセバ水道經營上脅威少カラザルヲ以テ公共ノ用ニ供スルモノニ付テハ戻稅ノ規定ヲ關稅定率法ニ定メラレンコトヲ政府ニ建議スルノ件
- (二) 昭和三十四年度ヨリ鐵關稅ノ引上ヲ行フベク當局ニ於テ夫々準備中ナリト聞ク果シテ事實ナリトセバ水道經營上脅威少カラザルヲ以テ公共ノ用ニ供スルモノニ付テハ戻稅ノ規定ヲ關稅定率法ニ定メラレンコトヲ政府ニ建議スルノ件

(前回問題一四一)

提出者 門 司 市

○委員長(足立正人君) どうか御腹藏ない御意見の御發表を御願ひ致します。之も尙ほ研究問題として存積する必要がございますか。何とか御意見の御發表がございいますと整理上誠に都合宜しうござい

ます。

○四十一番小島文爾君(關東廳) 是は私共の方は海外に居りますのでちよつと關係ありませんが、實際とすれば内地の水道經營者には極めて重大なことかと思ひますが、内地の方には何か御意見があるのぢやありませんか。

○委員長(足立正人君) 御意見の御發表を願つて居りますが、一向御發表がないので困つて居ります。

○四十一番小島文爾君(關東廳) 門司市が御缺席なれば更に延期したら如何ですか。

○六十六番左坐小一郎君(熊本市) 本問題は門司市から御提案になつて居る問題でありますけれども、今年はお席がありませんから更に一年御延ばしになつたら如何かと思ひます。

○委員長(足立正人君) 御意見の御發表がございましたから、それでは尙ほ一年間研究問題として存積することに決定致します。之は二部に屬します。次は四、是は福島縣若松市の御提案でございます。

- (四) 覆蓋過池ハ如何ナル程度ノ降雪及溫度ノ地ニ於テ施行スルヲ可トスベキヤ其數理的根據如何

(前回研究問題六)

提出者 福 島 縣 若 松 市

○委員長(足立正人君) 御意見の御發表はございませんか。

○二十一番吉谷一久君(函館市) 此四の問題は御意見がなければ此位で議了にしましたら如何でございますか。

○委員長(足立正人君) 御意見がないやうでございます。只今二十一番からの御説もございいます。本問題は之で結了したことに取計らうことに致します。之は福岡市の御提案であります。福岡市の御研究になりました結果を御報告が願へますと甚だ仕合せと存じます。尙ほ其他の所に於きましても御研究になりましたらどうぞ御腹藏なく御發表を願ひます。

(五) 通水後送水管内流速及送水量ノ變化ニ就テ各市ノ狀況承り度  
理由

最初計劃ノ際送水量ヲ舊管又ハ新管トシテ算定シタルモノガ通水後幾年カヲ  
經過シタル今日其流速及送水量ニ如何ナル變更ヲ生ジ居ルヤ各市ニ統計的ノ  
モノアラバ承り度  
(前回研究問題七)

提出者 福岡市

○四十一小島文爾君(關東廳) 福岡市の擔當者はまだ恐らく發表出來まいと思ひます。五、六、七、八、  
何れも水道業者に取つて極めて重大でありますので、更に此儘研究問題として殘して置いて戴ひたら  
と思ひます。

○委員長(足立正人君) 只今五だけを議題に致して居りますが、六、七、八の方に付きましては或は御  
研究の結果を御發表があるかも知れません。それでは五は兎に角尙ほ存續して研究すると云ふことに  
致しまして議了することに致します。六、神戸市の御提案でございます。

(六) 「ラジオ」受話装置ノ一端ヲ地中ニ埋設スル代リニ往々給水装置ニ取付クルモノ  
アリ之ヲ禁止スベキヤ  
説明

近來ラジオノ普及ニ伴ヒ受話装置ノ一端ヲ地中ニ埋設スルノ工事ヲ省略シ給  
水装置ノ一端ニ取付クルモノ往々之アリ「ラジオ」加入勸誘者モ亦之ヲ宣傳ス  
装置ニヨリ鉛管竝ニ鐵管ノ受クル影響ニ付調査セラレタルコトアラバ承知シ  
タシ若シ何等ノ影響ナシトスルモ絶對ニ禁止スベキモノトセバ其ノ取締方法  
(前回研究問題八)

提出者 神戸市

○委員長(足立正人君) 六に付きましてもまだ御發表の機會に到達して居りませんやうに存じますの  
で、之も尙ほ存續して研究することに取計らうことに致します。七、是は提出者は甲府市でございま  
すが擔當致しますのは甲府市其他加盟者になつて居ります。御提出市に於て御研究になりましたら御  
報告を願ひます。

(七) 水道布設後年所ヲ經ルニ從ヒ鐵管内部ノ腐蝕若ハ酸化物等ノ發生ニ依リ流速及  
流量ニ及ボス關係如何  
(前回研究問題九)

提出者 甲府市  
擔當者 各加盟者

○四十八番飯高新君(甲府市) 此問題もまだ御報告申上げる程度になつて居りませんので、尙ほ存續を  
願ひまして研究して見たいと思ひます。

○委員長(足立正人君) 提出者の甲府市に於きましても尙ほ研究を繼續中ださうでございます。引續き  
研究事項として存續することに取計らひまして宜しうございますか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(足立正人君) 御異議のないものと致しまして左様取計らひます。八、是は委員の方が東京  
市其他大分ございしますが、御研究になつて居りますれば御報告願ひます。

(八) 消火水量ニ就テ承リタシ  
將來都市計畫完了後ハ果シテ何程ノ消火水ヲ準備セザルベカラサルカ又其ノ水  
壓等如何ニスベキカ  
(前回研究問題一〇)

提出者  
東京市  
東京市  
京都市  
大阪市  
大阪市  
横濱市  
名古屋市  
名古屋市  
福岡市  
福岡市  
小樽市

三三四

○一番理事武藤麒麟郎君(東京市) 存積の問題が他にもあるやうでございませうから、之も一つ存積のこと  
に御願ひ致します。

○委員長(足立正人君) 御開及びの通りでございますので、之も尚ほ存積することに取計らひたいと思  
ひます。それで研究問題は總て終了致しました。次に宿題に入りまして、宿題の一、豊橋市の御提出  
になつて居ります。是は宿題になつて居りますが、御研究になつて居られる方がありましたら御發表  
下さるやうに願ひます。

(一) 給水鉛管引込工事ニ付國縣道ヲ占用スル場合ハ一々許可ヲ要スル義ナルモ之ガ  
復舊ヲ條件トスル程度ニ於テ許可ヲ要セザルコトニ法令ノ改正ヲ陳情スルコト  
理由

國縣道ニ於テ日々數戸ノ給水引込工事施行ニ當リ一々占用許可ノ手續ヲ了シ  
然ル後施行スベキ理ナルモ實際ニ於テハ到底斯ル手續ヲ爲ス能ハズ結局施行  
後ニ於テ占用ト同時ニ竣功ノ手續ヲナスコトニ相ナラスヤト思考スル爲メニ  
是等道路ニ埋設シタル水道鐵管ヨリ給水ノ爲細管布設スル場合ハ道路復舊ヲ

條件トシテ占用ノ手續ヲ要セザルモノト致シタシ  
(前回問題四十九)

提出者 豊橋市

○六十六番左堅小一郎君(熊本市) 此問題は、是は各縣共通でなからうと思ひますが、私の方では給水  
工事の引込に對しては一々許可を得て居りません。是は豫め市の全般に付て許可を得て居りますか  
ら、斯様な面倒なる手續きを致して居りません。ちよつと状況だけ申し上げます。

○七十五番八尾藤市郎君(和歌山市) 此問題は只今六十六番の御説の如く、私の方も最初手續き致した  
儘で、一々許可を取つては居りませんが、道路法に照らしますと矢張り斯う云ふものも手續きが必要  
だと存じますが、併しそれは常識問題でありまして、一々一尺か二尺の鉛管を引くに付て許可を得る  
と云ふ手数は甚だ今日の時代に不適合だと思ひます。従つて斯う云ふ問題は常識問題でありますから  
何時までも宿題として残す價値はないと思ひます。

○一番理事武藤麒麟郎君(東京市) 只今の御意見に賛成であります。

○委員長(足立正人君) 御意見がございましたが、一の問題は許可を要せざることに法令の改正を陳情  
すると云ふやうになつて居りますが、其必要なしと云ふことに致しまして、此宿題を解決すると云ふ  
御意見が多いやうに考へます。左様計らひまして宜しうございませうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(足立正人君) さう云ふことに取計らひます。次は二、是は川崎市の御提案になつて居りま  
す。

(二) 配水管布設ノ爲國府縣道占用許可期限延長建議ノ件  
理由

大正八年四月法律第五八號道路法第三十八條ニ依リ主務大臣職權ノ一部ヲ地

三三六  
方長官ニ委任セラレタルニヨリ各地方廳ニ於テハ府縣令ヲ以テ國府縣道及附屬物占用規程ヲ設置セラレ其ノ占用期限ヲ特別ノ理由アルモノヲ除クノ外本縣ハ五箇年（府縣ニヨリ多少相違ハ有之可ト思考ス）ト定メラレタルモ上水道鐵管ハ廢止若クハ位置ノ變更ヲナササル限り永久ニ占用ノ必要缺クベカラサルヲ以テ從來ノ許可期間ヲ支障ナキ限り可成長期間ニ涉リ許可ヲ受ケ以テ占用繼續出願ノ度数ヲ減ズルト同時ニ官公衙雙方ノ手數ヲ省略セント欲スル所以ナリ

（前回問題五五）

提出者 川 崎 市

○百二十九番栗谷三男君（川崎市） 宿題の二に付きまして提案の理由を説明致します。配水管の布設の爲に國府縣道を占用する場合、其期限は各府縣に依つて異なるか知れませんが神奈川県は五年毎に配水管の期限は五年以内となつて居ります。それで最長期の期限でも五年であります。それで五年毎に配水管の布設に付て平面圖を添へて許可を申請する譯であります。而も各線に亘つて區々區々になりますから一層厄介なもので、以上水道の配水管布設の如きは特別の事情なき限り、即ち道路の變更或は移轉と云ふやうなことの無い限り、或は配水管撤去の場合の外、配水管を道路から取つてしまふと云ふやうなことはないものであります。さうした事情にある配水管であるのに拘らず五ヶ年毎に、或は三ヶ年毎に願書を提出しなければならぬ。さうして同じやうな轍を踏んで行かなければならぬと云ふことは、監督官廳として非常に手數が煩雜であり、又許可を受ける方も非常に面倒で、尙ほ許可がない場合もなきにしも非ずであります。水道の如き永久に存続するものに對して斯う云ふ期限を附することは問題だと思ひます。併し監督官廳の話を伺ひますれば、時々願書を出さなければ擔當者も更り書類も倉庫に仕舞ふから實情が明でない。だから時々出して貰ふと云ふや

うなあつさりした理由の下に出させるのであります。各府縣は如何でありますか、兎も角も國道占用に付ては地方長官に皆な委任されて居るやうであります。又府縣道は各府縣に依つて違つて居るか知れませんが、兎も角一般的、包括的に内務省に於て許可期限と云ふものに付て、相當な指示を地方長官に下すと云ふことを申請したらどうかと思ふのであります。尙ほ本來は許可のことは撤廢したいと思ふのであります。色々な事情があるであらうと思ひまして、成るべく此期限を長くして貰ひたいと云ふので提出した次第であります。

○委員長（足立正人君） 宿題二に付ての御意見はございませんか。

○二番阿部努君（東京市） 本問題に付きましては、東京市は市内に於ては未だ會て期限を附して占用を承認されたこと云ふ例はないやうに記憶して居ります。郡部に於きましては左様な例はないやうに憶つて居ります。それは要するに水道事業の爲に要する官有地は無償使用と云ふやうな特權もありません。従つて其道路を占用する位なことに付て期限を付して承認を與へるなど云ふことは、會社等の事業であつたならば兎も角もありませんが、公共團體がやることに對して期限を附して占用を許可すると云ふことは、少し監督官廳の取扱が酷に過ぎるのぢやなからうかと思はれるのであります。東京市に於ては其例がありませんから、是は其の各都市々に於て御陳情になつたならばどうかと思ふので、此會の名を以て陳情する程の必要はないのぢやないかと思はれます。東京市の現狀を御報告申上げて置きます。

○八十一番工藤定次君（山形市） 私は山形市でございますが、私の方も矢張り東京市と同じことで存続中の許可になつて居ります。特に會として陳情する必要はないと考へます。東京市の御意見に賛成致します。

○委員長（足立正人君） 是は各府縣區々になつて居るやうであります。其府縣の監督官廳に向つて其事由を御陳情になりまして、了解を得ると云ふことにされまして、本會の決議を以てすると云ふことに

しないことにはたら如何ですか。

○百二十九番栗谷三男君(川崎市) 元々此問題を提出しますに付て、各府縣に依つて其手續が異なるであらうと云ふことは承知の上で出したのでありますが、兎も角も東京府及び只今賛成せられた其方の方に於きましては占用期限を附さないと云ふやうな話であります。私は附してあるやうな風に記憶して居ります。東京府に於きましても期限が附してあるやうに記憶して居りますが、是は私が多分間違つて居るかも知れません。が兎も角も他の府縣に於きましても大概期限を付して、さうしてやつて居るものと思ふのであります。それで中には例外として期限を付せずして占用を許可する向もあるかも知れません。此上水協議會で決議をして戴いて當局に陳情することは、非常に有効なものがあらうと思ふので、敢て之を決議したからと云つて上水協議會の權威を侵害する譯でもなし、それに依つて會が特に不利益を受ける譯でもないと思ふ、それでありますので會の名を以て決議して戴いて、只其處に陳情の所謂實行と云ふ方面に於て幾分費用が掛かるか知れませんが、それは會員たるものゝ相互の便益に資する爲でありますから、是非共協議會として決議されむことを希望するのであります。勿論川崎市に於きましても本提案に付て各府縣共通の規定であるとは考へて居りませんが、何れは五十歩百歩の規定が多々あるだらうと考へ、御互にさうした實狀にある市町村に於ては非常なる便益を受けること云ふ意味に於て提案したものでありますので、惡しからず御諒承の上御決議が願ひたいのであります。

○一番理事武藤麒麟郎君(東京市) 一番からちよつと釋明致しますが、只今東京市が東京市には占用期限が附せられてないと云ふやうに大體申上げましたが、それは市内の道路のことでありまして、それと思違ひをしましたので川崎市に對して大いに申譯ない次第であります。確かに東京府で以て管理致して居ります国道、府縣道に付きましては、御説の如く五年の期限が付されてあります。私共も非常に煩雜なことは考へて居りますが、之を以て會の名に依つて陳情すると云ふことに付ては多少意見を採りました決めます。

を異に致しますので、御提案に對して俄に賛成致し難いと考へます。

○委員長(足立正人君) 御意見はございませんか。要するに此問題は其必要ありと云ふ御意見と、必要なしと云ふ御意見に分れて居ります。何とか宜い鹽梅に妥協の付く途はございませんか。多數決に依つて決めると云ふことも至極結構でございますが、協議會の趣旨として餘り多數に依つて決定すると云ふやうなことは避けたいと考へます。併し御協定が出来ぬと云ふことであれば止むを得ません。決を採りました決めます。

○百二十九番栗谷三男君(川崎市) 此問題に付きましては一二反對の方もありますが、御遠慮なく決を採つて戴きたいと思ふのであります。

○七十五番八尾藤市郎君(和歌山市) 此問題は左まで重要な問題ではないかと私は考へます。簡単に申上げますと縣にはそれ〴〵臺帳があつて、それに依つて期間を附し、期限が来れば又引續き許可したとか何とかと云ふことになるので、全く形式的に流れて居りますので、若し四角張つてやれば期限毎に手續きをしなければならぬことになつて居りますが、是は縣の了解さへ得れば鉛筆書でも電話でも出来ることと思ふのであります。簡単に出来ると思ひます。一旦許可したものを次に許可しない、給水は出来ないぞと云ふやうな慘酷な規定ではなからうと思ひます。それでどうでせうか、さう云ふことは成べく地方廳の理事者の方の了解を得てあつさりと手續きして頂くやうになつたら都合が宜からうと思ひますが、さう云ふ譯には行かんのですか。

○百二十九番栗谷三男君(川崎市) 誠に御尤もでありまして、今まで川崎市としては常に五ヶ年毎に願を出しますが、未だ不許可になつた例もありません。けれども徒に煩雜な手續を、古い時代の自治團體に對する規定に依つて重ねると云ふことは、我々自治團體としてどうかと思ふので、左して重大でないと言はれるが、今和歌山の言はれる如く左様に簡單なものではないと思ふ。監督官廳でも不許可にするやうなこともなからうけれども、互に徒に手續を重ねると云ふ轍を踏まぬ爲に陳情したいと云

ふので提案したのでありますから、其處を誤解のないやうに願ひたい。

○委員長(足立正人君) 結局論旨は盡きたと思ひます。で止むを得ませんから起立に依りまして決定をしたいと思います。先づ建議には不同意、建議する要なしと云ふ方に賛成の方は起立を請ひます。

(起立者多数)

○委員長(足立正人君) 多数。起立多数に依りまして此問題は否決することに致します。次に三ば二部の問題、四、是は山形市の御提案であります。

(四) 道路法第二十八條第一項ノ規定ニ依ル占用ノ許可又ハ承認ニ關スル件中ニ左ノ

一項追加方其筋ニ建議ノ件

一、上水道布設ノ爲路面上ヲ占用スルノ必要アル場合ニ於テハ路端ニ之ヲ建設セシムヘシ但歩車道ノ區別アル箇所ニ於テハ歩道ノ車道側ニ建設セシムルコトヲ得

理由

市町村ニ於テ上水道布設ノ爲路面上ヲ占用スル必要アル場合ニハ道路法第五十二條ニ依リ管理者ニ於テ更ニ監督官廳ノ許可ヲ受クベキ規定ナルヲ以テ地下占用ト同時ニ路面上ヲ占用スル場合即チ配水管布設ト同時ニ地表式消火栓ヲ設置スル場合ノ如キハ勘カラザル不便ヲ感ジツ、アル實況ナリ仍テ電線路建設ノ爲路面ヲ占用スル場合ト同様監督官廳ノ許可ヲ受クルコトヲ要セザル様規定セラレンコトヲ望ム次第ナリ

(前回問題 一一二)

提出者 山 形 市

○八十一番工藤定次君(山形市) 此問題に付きましたは昨年一應申上げましたことで、改めて申上げ

ることもないと思ひますが、山形市のやうな雪の國では此理由にもあります通り色々不便が少からんであります。然るに此許可を得ますのに本省まで行かなければならぬ。而も許可に對して非常に間が掛かりまして、工事の施行上往々差支へがあるのであります。此趣旨から御賛成あらむことを御願ひする次第であります。

○委員長(足立正人君) 他に御意見ありませんか。御意見がないならば建議すると云ふことに御同意になつたものとして進行致しますが、宜しうございますか。

○百二十九番栗谷三男君(川崎市) 道路法第二十八條第一項とありますが一應讀んで戴きたい。斯う云ふ非常に重大なものを、皆さんも道路法の條文は御承知ない方もあらうと思ひますので、ちよつと讀んで戴ひてから決めたいと思ひます。さうしないと問題の意味が徹底しないやうであります。

○八十一番工藤定次君(山形市) 只今道路法を讀めと云ふ御注文でございましたが、折悪しく今日道路法の條文は忘れて來まして、遺憾ながら御注文に應じ兼ねます。併し大體申上げますと是は監督官廳が委任を受けて、それを許可の場合には内務大臣の承認を要することになつて居ります。でそれを要しないやうな條項を入れて戴きたいと云ふので、地方長官が單獨で許可を與へられるやうにと云ふことあります。どうぞ其邊で御賛成を御願ひ致します。

○百二十九番栗谷三男君(川崎市) さうしますと地方長官に委任になつて居るものであれば、敢て一般に附加ふべき文言を色々な手数を踏んで、之を附加する要ありや否やと云ふことになれば、結局私の方の只今の五十歩百歩になつて來るのでないか。すると先程配水管の問題の時は、あの方は非常に反對せられたやうであります。然るに此自分の主張は極力支持することは頗る矛盾するやうに思ふのであります。上水協議會は少くとも我々は道德的に行きたい。他の問題に對しては何所までも反對、自分の問題は何所までも貫徹しやうと云ふのは會議の趣旨を没却するものと思ふ。是は尙ほ慎重に考慮をさして戴きたい。又それに對して決を採つて戴きたいと思ひます。

○七十一番谷口與次郎君(鹿兒島市) まだ山形市の提案に對して我々は少しも賛否の意思を表して居りません。然るに只今我々が共同一致して川崎市に對して反對したやうな論議をせられたと云ふことは穩當を缺くと思ふ。少し言動を御慎みあるやうに百二十九番に申上げます。

○百二十九番栗谷三男君(川崎市) 只今川崎市に對して御怒りになつたやうですが、あの方に私云つた譯ではありません。所謂提案者に對して私は云ふのであります。決して誤解のないやうにして戴きた

○八十一番工藤定次君(山形市) 只今川崎市の提案と同一性質ぢやないかと云ふことであります。川崎市の御提案は各府縣の取扱ひが個々に亘るので、各地方長官が自分の權限の範圍に於て種々隨意に許可を與へる。けれども私の方の如何に地方長官が考へましても、規定に依つて内務大臣の承認を得なければ許可することは出来ないことになつて居るので、其間地方長官の任意に依つて處理することの出来ない問題であります。自ら異なるものと思ひます。どうぞ其點誤解のないやうに御願ひ致したい。何卒滿場一致御賛成あらむことを御願ひ致します。

○委員長(足立正人君) 之も要するに建議をするかしないかと云ふ二つに分れることになります。建議の要なしとして本案に反對の方から先づ決を採ります。本案に反對の方は起立。

(起立者少數)

○委員長(足立正人君) 起立少數。さうすると是は建議することに致します。建議の方法に付きましては先例に依りまして理事に一任すると云ふことに取計らつて宜しうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(足立正人君) それでは左様に取計らひます。

○三十一番田邊九十九君(京都市) 此問題の字句に付きまして、此車道側と云ふと一般家屋の……

○委員長(足立正人君) ちよつと御待ち下さいませんか。今本案を建議することに決定を致しましてございませぬか。其建議の方法に付きましては理事に任すことになりました。適當な字句の修正其他は理事の方と御協議下さるやうに願ひたい。次は五であります。六は上田市の御提案でございます。

(六) 統計報告中統計第六(其一) 栓數竝ニ戸口數ノ計量給水ノ欄内ニ工場給水ヲ加フルノ件  
理由 世ノ進歩發達ニ伴ヒ工場ノ増加スルハ自然ノ狀況ナリ地方ニ依リ工場アルガ故ニ相當人口ノ増加ヲナシ此ノ工場ノ發達ニ依リ市町村ノ發達ヲナシツ、アルモノ多シ水道方面ヨリ見テ各市共水道ノ使用ハ何レモ上位ヲ占メ居リ水道經營者トシテ統計上ニ明記シ各市町村勢等ヲ社會ニ紹介スルハ必要事ト信ス

(前回問題一四四)

提出者 上 田 市

○委員長(足立正人君) 上田市は御出席になつて居りませんが、他の皆さんの御意見は如何ですか。

○四十一番小島文爾君(關東廳) 具體的統計表の出來ることは結構ですが、現在の統計表でも私共の方のやうに人の少い所は困難して居るので、殊に工場と云つても大少色々區別がありまして、調査が甚だ困難でありますので、成べくならば入れぬことに御計らひ願ひたいと思ひます。

○委員長(足立正人君) 他に御意見はございませぬか、入れないことにして貰ひたいと云ふ御意見がございませぬか、外の方面は如何ですか。東京市の理事の方では如何ですか。之を入れるには随分手数が掛かりますか。

○六十六番左坐小一郎君(熊本市) 是は多少面倒でありますけれども餘程參考になると思ひますが、どうでせうか、入れて戴かせぬか。



○六十九番木村屯君(鹿兒島市) 是は入れるならば實に結構ですが、鹿兒島市に於きましては工場用と家事用と、色々交つて使用して居るのでございませうが、はつきり區別し得ない所がまあ大分あるだらうと思ひます。それは私は工場用水とはつきり區別が出来れば結構ですが、どうも出来ない箇所が多くはないかと思ひますので、それで一應各市が能く吟味されまして、皆の御意見を拜承してから決定したらどうかと思ひます。

○四十一番小島文爾君(關東廳) 實際只今鹿兒島市から御述べになりましたやうに、私共の方では絶対に不可能でありまして、私共の方は多少内地と異なるか知れませんが、色々な點に於て實行致し難いと思ひます。

○二番阿部努君(東京市) 此問題は實際統計を扱つて居る書記が出席致して居りませんからはつきり申上げることは出来ませんが、仄かに聞く所に依れば到底此統計はむづかしく、朝鮮でも此問題が出た際に、理事として餘程困難であると云ふことを御答へして御断りしたやうに承知して居ります。詳細に付てはちよつと申上げられませんが、さう云ふ風な場合もございました。實際問題として給水工事を取扱ふ上に於ても、之を區分することは今後に於ても非常に事務上手數で、管に上水協議會の事務を取扱つて居る書記の手續のみならず、各市の給水工事御擔任の方並に、私の方では料金其他を扱つて居るのは業務係ですが、其他の係の事務が非常に煩雜になつて、大きな都市では調べることに餘程苦しいこと、考へられますから、成べくならば之を加へないことに御審議を願ひたいのであります。

○二十一番吉谷一次君(函館市) 只今理事の方から伺ひますと可なり面倒なことのやうに思ひます。さう致しますと是は入れませんが、色々事情の異なる都市の工場給水を見た所で餘り参考にならないかと思ひます成だけ似寄つた都市に就て御提案の上田市に於て御調べになつたが宜いと思ひます。

○委員長(足立正人君) 上田市は御缺席であります、要するに御意見の多數は加へることは非常に手數が掛かつて効果が餘りないと云ふ方が多いやうで、それで是は加へないと云ふことに致して議了致したいと思ひます。御異議ございませぬか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(足立正人君) それでは左様決します。之で宿題、研究問題、凡て議了に相成りますが、此報告事項の中に追加の二十五、二十六、此二つが残つて居ります。二十五は東京市の御提案二十六、は臺灣總督府の御提案になつて居ります。食事前に此御報告を承りまして議了してしまひたいと思ひます。東京市の御報告を御願ひしたい。

(二五) 送水日量ノ増減ニ就テ

提出者 東京市

○一番理事武藤麒麟郎君(東京市) 斯様なことを申上げては洵に恐縮であります、生憎東京市から此擔當者が出席して居りませんので、之も延ばすことに御願ひ致します。

○委員長(足立正人君) さう致しますと東京市は如何でございませうか、御出席がないと致しますと、書面で御送付願つて議事録に登載することにして終ることにして如何ですか。

○一番理事武藤麒麟郎君(東京市) それではさう云ふことに御願ひ致します。

○委員長(足立正人君) 二十五の問題は只今御聞及びの通りでございませうので、書面を以て主催地に御報告になり議事録に登載すると云ふことにして議了することに致します。二十六は臺灣總督府の御提案でございます。御報告を願ひます。

(二六) 馬公水道計畫ノ大要ト現況

提出者 臺灣總督府

○百七十五番伊澤貞吉君(臺灣總督府) 是も議事録に載せることに致したいと思ひます。

○委員長(足立正人君) 御聞及びの通りで議事録に登載すると云ふこととでございませうから左様御承知願

ひます。之を以て全部終了致しました。それで明日の日程でございますが、明日は午前中議事と云ふことになつて居りますのを、此議事を休まして明日朝八時に此處に御集まりを願ひまして、さうして北投及草山、此方の視察を御願ひしたいと云ふ主催者の方の御話でございます。午後から豫定の通りに講演を拜聴することになつて居ります。午前中の議事は休會致します。さうして只今申上げましたやうに視察致すことになりました。左様御承知願ひます。尚ほ時間は午前八時と云ふことになつて居りまして、之に遅れますと視察が豫定の行動が取れないやうになりますので、どうか時間は確實に御守り下さるやうに願ひます。本日は之で散會致します。  
午前十一時五十分散會

### (三) 第二部(衛生試験)委員會議事速記録

昭和四年九月二十六日(午前九時十分開議)

(堀内次雄君(臺灣總督府)委員長席に著く)

○委員長(堀内次雄君) それぢや是れより一寸御挨拶を申上げたい。衛生に關係した方面を第二部として是れをお別ちになりまして不肖私に議長席に著くやうに御勧誘を受けたのですが、私は上水會議にはずつと古い時分に關係して居つた事があるのですが近來は全く關係を致して居りませぬ。近來の事情等も一向心得ませぬ、又隨つて前例等に就いても一向不案内でございます、不肖乍ら暫く此席を讀す事に致します、何うか各位の御同情と御援助に依つて無事に進行したいと思ひます、宜しく、御出席の方も大變少數でありますから極平易に寧ろ座談的にお話を願つた方が能く意思が通じて宜からうと思ひます、併乍ら形式は普通の形式を執りますから何うござう云ふお心持ちで打解けて御相談をお願い致したいと思ひます、新問題の第五から始めます。

(五) 上水中ニ出現スル細菌中特ニ遠藤氏培養基ヲ赤化スル所謂大腸菌様ヲ認ム、之レ果シテ人類ヨリ來ルモノナルカ、或ハ魚族糞便ニ由來スルモノナルカ鑑別法アラバ承リタシ

提出者 尾 道 市

○委員長(堀内次雄君) 之れは如何でせう、類似のものが大分あるぢやありませんか、如何です。

○八番藤原九十郎君(大阪市) 之れは回答で大體済んで居ると思ひますが、一寸申し上げますと似寄つた實驗から申しますれば實際は人類系と魚族系のもの區別は付かないのでありますが大體に魚族系のもはキシローゼを分解しない事又發育は攝氏の四十五度以上では悪いと云ふ位の事で之れも全部がさうではないので中には、はつきり分らぬのがあります。

○委員長(堀内次雄君) 提出者が御缺席でございますが此答案の内に載つて居りませぬか。

○百六十七番鈴木近志君(臺灣總督府) 此問題に付て提出者の方に御參考になりはせぬかと云ふのは近來發表されました一寸名前丈け申し上げて置きます、それは長崎大學の勝矢と云ふ人の所で野瀬と云ふ人が水中大腸菌の檢出並水質良否の判定の便法を研究して長崎醫學會の雜誌の第七卷第三號乃至四號に詳細載つて居ります、それによりますると今藤原さんからお話もありましたやうにはつきり是れを區別すると云ふ事は困難でありますが併乍ら野瀬氏の法で見れば臍ろ氣乍ら人類から來たものか魚類其他から來たものか何うか極臍ろ氣乍ら考へは付きはせぬかと云ふ見當は持つて居るのであります、尚ほ其の著者でありませぬからはずり申上げる事は出来ませぬが尾道の方の御參考になりはせぬかと思つて雜誌の名前と斯う云ふ事をやつて居ると云ふ事を申し上げて置きたいと思ひます。

○委員長(堀内次雄君) 外にも御經驗御意見等はありませんか、それでは是れは議了に致します、次六

(六) 遠藤氏培養基ヲ赤化スル所謂大腸菌様ガ果シテ上水良否ノ判定上ニ如何ナル意

提出者 尾 道 市

○委員長(堀内次雄君) 是れも大部分答案なり方法なり出て居るやうですが大阪京都邊りでは詳しく之れに出て居りますが尙ほ是れに追加して下さる事がありますか。

○八番藤原九十郎君(大阪市) 大體此通りで宜からうと思ひますが。

○委員長(堀内次雄君) それちや外に御意見がなければ議了致します、次に七番。

(七) 前回京都市及神戸市提出宿題トナレル生物學的検査ハ細菌検査ト同様水質否判定上最モ意義アルモノト信ス、之レガ試験法ニ協定追加セラレン事ヲ要望ス

提出者 尾 道 市

○八番藤原九十郎君(大阪市) 之れは一昨年協議會で試験の追加の附たりとして協定して居る筈であります、尾道はまだ御承知ないかと思ひます。

○委員長(堀内次雄君) 臺灣でも議事録が來ないものですから一寸も分らぬ……

○八番藤原九十郎君(大阪市) 方法なども決定して附録にして載せる事になつて居ります、それで此問題には異議がない……

○委員長(堀内次雄君) それでは是れも議了、次は十番。

(一〇) 緩速濾過式ニ依ル濾過強速度ト濾過効力ニ付承リタシ

提出者 鎮 南 浦 府

○委員長(堀内次雄君) 矢張り提出者は御出席ありませぬですね、何うか御經驗御意見等がありましたら何うぞ。

○八番藤原九十郎君(大阪市) 一寸問題の意味が分り兼ねます、濾過効力か或は水質に關した事でありませうか。

○委員長(堀内次雄君) 總ての意味が含んでちやありませんか、是れには「臺北水道は中央研究所に於て實驗報告済」と書いてありますが大部年代が經つて居りますから……

○百八十一番山本政雄君(臺北州) 一寸年代は忘れて居りますが確か議事録に載つて居るやうに記憶して居ります。

○八番藤原九十郎君(大阪市) 私の方は大正十二年頃と思ひますが濾過速度をどの位にしたら宜からうかと云ふ事に付いてはつきり記憶しませぬが八尺から十二尺と云ふ所を使つて居る其後十六尺から二十尺までの實驗をやりました、水質の上に於きましては特にさう大した違ひはありませぬが源水が大變濁つたと云ふ場合に二十尺の所で濾過すれば多少成績が宜くないと云ふ所から其後色々の實驗を綜合して見て十六尺の速度で濾すことに決定しました。

○百六十六番山口謹爾君(臺灣總督府) 是れは色々此問題には考慮しなければならぬ點があると存じますが一番必要な事と申しますのは申す迄もなく源水の水質であります、それで非常に源水が汚染された疑ひのあるやうな源水であると病原菌は除けませぬ、割合細菌數等も多くあります、水の性質の悪いやうなものは餘り非常な速度を出すのは宜くないと思ひます、普通臺北源水のやうな水であれば從來十尺で濾した事もあり二十八尺で濾した事もあるが大した變りはない、三十尺になれば稍々細菌數が増すがそれも餘り著しい變化ではないと云ふやうな成績を示して居りますが只一概にさう云ふやうな成績だから何處の水道に對しても被害がないから非常に大きい速力にして差支へなからうと云ふやうな事で工事に關係の方にはさう云ふ御考へを御持ちになるやうなお方があるやうに聞及んで居りますが是れは非常に危険な事と思ひます、矢張り或る程度まで高める事が出来るか知れませぬがそれは其濾過池に汚泥層が出来細菌の抑留作用が完全に行はれて居る場合にのみ速力を十分に出す事が出来ます、若し砂換へをして汚泥層のない場合に平素同様の速力を出すことは非常に悪いことと思ひます、それで濾過操作に付いては水道自體の働き方を能く觀察して今迄の水自體の性質を觀察し、理想的に

言へば汚泥層の發達と伴つて居るか云ふ事を能く觀察して濾過池の生物學的の作用が完全に行はれて居るか云ふ事を監視する事を水道當局者は怠つてはならぬ事と思ふ、それで餘りに濾過池を機械の如く考へたり、又濾過池を何時でも同様に考へて等閑に考へて居るやうな事はいかぬと思ひます、濾過池は生き物を扱ふやうに十分に勞はり十分機能を發達せしむるやうに水道を管理する事が必要で其の方面に携つて居る事が最も必要と考へて居ります、さう云ふやうな點に立脚して速力を増すことは差支へませぬが、其の増す速力も個々の水道に依つて變はる事と思ひますから各地に於て實驗してやる事が宜からうと思ひます、此意味に於て臺北水道に於ては時に速力を平素の倍位出して差支な

○委員長(堀内次雄君)

之れは如何でせう、第三部の方と第二部の方と水道工事業家の参考になるやうに今諸君の御意見を綜合して決める事が必要ではあるまいか、個々の水質に依つても違ひ温度に依つても違ふ、故に此掃除をしてからの日數にも關係するから大體を決めて置きたい、それには何日間使ふことが出来るかと云ふ事を決める事は出来ぬが其個々の水道を能く試験して濾過効力を見ながら之れは決めべきものだ、其効力は水質に依つても時期に依つても氣候に依つても違ふと云ふことを此處で――さう云ふやうな御意見を特に追加する必要があるなれば追加して議して置いたら如何です、もう少し具體的の御意見が第三部の諸君の間に於ては能く分つて居りませうが水道を取扱つて居る人には能く知らぬか知れませぬから言葉を換へて言ふと明らかに明記して置いたら何うでせうか、其の前例は臺灣にはありませぬが小さい模型をやつたものがあります、あゝ云ふものは参考になりますから古い所の何年に載つて居ると云ふ事を報告したら利益かと思ひます。

○八番藤原九十郎君(大阪市)

只今のお説は大變結構であります、水質の變化は大體に水質試験の上から大丈夫と思つて居つても斯う云ふ事は大事の上にも大事に取扱はなければならぬ、特に工事の關係者は簡単に考へられる傾向があらうと思ひますから慎重に御報告を願ひたいと思ひます。

○百六十六番山口謹爾君(臺灣總督府)

各部合同して部長から御報告になる事と思ひますから特に濾過池に關係ある問題は其方々に詳細御報告を願つたら如何と思ひます。

○委員長(堀内次雄君)

如何です、それで御意見がなければさう云ふ事に致します、次に十四番。

(一四)

天然ノ地形ヲ利用シ築造シタル水源貯水池ノ新シキ時代ニ於ケル水質ニ及ボス影響ニ付御經驗承リタシ

提出者 宇 和 島 市

○委員長(堀内次雄君)

是れも提出者は缺席です。

○八番藤原九十郎君(大阪市)

是れは東京市邊りにはあらうと思ひますが。

○委員長(堀内次雄君)

臺灣ぢやありませんか。

○百六十六番山口謹爾君(臺灣總督府)

臺灣では是れに全く類似したやうな事は一寸なからうと思ひます。

○委員長(堀内次雄君)

例へば基隆と云ふやうな所の新しい所にはありませんか。

○百八十一番山本政雄君(臺北州)

基隆水道であります一寸面積は分りませぬが約一丁位高さ七十尺を混泥土で造つてそれから上に對する面積は一寸分りませぬが周圍は山でございます、其水質は詳しく調べてはございませぬが普通定期検査をする丈けでありますが餘り水質に變化はないやうに承知して居ります。

○委員長(堀内次雄君)

外に御意見ありませんか。

○番外(京大教授戸田正三君)

新しきあゝ云ふ赤土のやうな所に拵へたダムは水質試験はして居つても實に杜撰のやうな有様で斯う云ふのに水を溜めて居ると表面の土質が變つて來るのは申すまでもありませんが、あゝ云ふ赤土を放つて置くと赤土等は酸度が随分きつい酸度を呈する、我が國の古い池等は實にPH四度と云ふやうな恐しい酸度を持つて居る。さう云ふ場合には或る特殊のもののみが發育して

其他のものは生存競争の結果發育の出來ぬやうなものがある、理窟の事はまあいゝとしても實際問題としても何れにしてもあり云ふ赤土のダムの新しい所を切つた其所の土は一ヶ年と翌年度は水に一定の硅藻類が生えて能くやられる場合がある事を豫想しなければならぬが其場合は如何にするかと云ふと、従來の報告等に土木學者杯は硫酸銅が宜いと云ふ事でありましたが、之れはやらぬ方が宜いと思ひます、迎も値段も高いし、それより漂白粉を大きな四斗樽のやうなものに入れてそれを餅のやうにして水溜に抛り込んで置くと此中の藻類を殺して終ふて沈澱池で濾過する場合に濾膜が出来るが濾層を破つて一時は困亂をしても濾膜を破つても宜い病原菌を恐れる必要はないから思ひ切つて攪き廻して宜からうと思ひます、三年位の間には洗はれてしまふから其恐れはないだらうと云ふやうな想像であるが我が國の實驗では東京市の村山の北部にあります、諸外國の例はないが只或る場合にセルブンの報告があつたが矢張り硫酸銅を用ふるよりクロール石灰を攪き廻すと大變能く似た意見である、東京市の小川氏に一應此事だけは君の方から報告したらと話して置いたがまだ報告して居りませぬか。

○委員長(堀内次雄君) それは出來れば東京市から出して下さる譯であります、之れは東京から伺つたら大變宜い御經驗でありますからさう云ふものは東京市を御勧誘下さるか此方から御願ひして次回に報告して戴くと云ふ事に願ひたい。

○番外(京大教授戸田正三君) 承知しました。

○委員長(堀内次雄君) 大連の方は何か

○四十三番近森監介君(關東廳) 大連水道は天然の地形を利用して一方堤防にして百尺から百二十尺、水深が七十尺位あります、之れは最初水質試験をやりましたが只今戸田先生からお話もございましたやうに最初は色々な水質上に思はしくない點もありましたが大概三年五年繼續して段々雨水を貯めるのですが——周囲の谷川の水を貯めて居るのですが給水を行ふた時分には何等影響がないやうに認めて居りますが別に之れに對して詳細なる實驗を経た事はありませぬ。

○委員長(堀内次雄君) それだけの御經驗でも大變新らしい都市には参考にはならうと思ひますが何等かの形式で發表されたら利益かと思ひます。

○四十三番近森監介君(關東廳) 影響を認めぬと云ふ簡単な事ですから……

○委員長(堀内次雄君) 凡そ有りの儘を詳細にお話を願ふたら十四の爲めに有效だと思ひますが——他に御意見等はありませんか——次は二十一

(二一) 現在使用セラル、細菌用檢水採酌器ノ型ニ就テ承リタシ

提出者 南滿洲鐵道株式會社

○五十二番三宅理一君(南滿洲鐵道株式會社) 之れは型丈け承れば結構です、私共の目的は色々な細菌試験をやります場合に井戸の深さが十米位ありますと其採酌上に困難を感ずるのであります、現在使つて居るのは細口の八十c.c.の細き鏡を据えて居る採酌器であります、冬になりますと軟水の所は氷結しまして困難を感ずるのであります、さう云ふ場合に何か變つた形の十分な器具はないか知らと思ひましてお尋ねしたのであります。

○八番藤原九十郎君(大阪市) 之れは細菌用檢水採酌器は……

○五十二番三宅理一君(南滿洲鐵道株式會社) 細菌檢査用、檢水用と……

○委員長(堀内次雄君) 提出者の方に御意見があれば御發表を願ひたい、茲にも大部答案が出て居りますから相當御參考になつて居る事と思ひますが之れ以外に御意見等はありませんか。

○五十二番三宅理一君(南滿洲鐵道株式會社) 夫れに付きました檢水の場合深い井戸で鑽でやれば廻轉してもつれて甘く行かぬ何か外に變つた型か簡単な車式でも出來て居る所があれば伺ひたい。

○委員長(堀内次雄君) 如何です、只今の御質問のやうな事は……

○八番藤原九十郎君(大阪市) 何もないやうです……

○委員長(堀内次雄君) 小泉さん御高見がありましたら何うぞ。

○番外(小泉陸軍々醫學校教官) 別にありませぬ。  
○委員長(堀内次雄君) それでは別に御意見もありませんやうですから二十二番。

(二二) 各給水栓ノ細菌培養ハ採酌後時間経過セルヤ承リタシ

提出者 南滿洲鐵道株式會社

○五十二番三宅理一君(南滿洲鐵道株式會社) 之れは私の方では給水池の現場でやつて居りますが若し出来るなれば試験室まで持つて歸つて細菌を見る事が出来れば簡単に時間も經濟になるだらうと思つて一寸試験をやつて見ましたが私の方の細菌数は七十位で一時間位経てば段々減つて行くやうな傾向があります。十分の試験ではありませぬが若し時間経過後に於ける細菌を御研究の方がありましたらそれを聞かして貰ひたいのであります。

○百六十六番山口謹爾君(臺灣總督府) 水は軟水ですか、

○五十二番三宅理一君(南滿洲鐵道株式會社) 滅菌試験管ですが……

○八番藤原九十郎君(大阪市) どの位の實驗ですか知れませぬか……

○委員長(堀内次雄君) 之れは其處の氣温にも關係しませうし水質にも關係しませう、其土質に特殊の關係が有ませうから都市々々で御研究になるより致方がありませんやうな所は據所なく持つて來ましたが基隆邊りの都市は皆現場許りです。

○百八十一番山本政雄君(臺灣總督府) 基隆水道の試験に就きましたは昔は臺北まで持つて參つて試験をした爲めに細菌が非常に多くなつて中には50位になつた事があります。其結果全部現場でする事にしましたが今お話の檢水を現場でやると云ふ事になれば試験が非常に簡単に水源地に於いてするにしましても約三十分位で細菌の比較にあつても一時間以内であると殆んど細菌数は殖えて居らぬやうに思ふ、臺北では水源地に夏は水を持つて行つて只今は自動車で約三十分位で持つて來て水質檢査をするから非常にいいのです。

○委員長(堀内次雄君) 提出者の方の質問の要點はさうしますと給水地が散在して居るやうなのを其場所

所でやつて行くか、或は持つて歸つて一遍にやると云ふ事の御質問ですか、さうすると三十分間、土地に依つては一時間位掛らぬと集まらぬ所もある。さう云ふ場合殊に暖かい地方などは影響があるやうに思ひますが臺北の經驗では同じ水であつてもどれも大差はないのですか。

○百八十一番山本政雄君(臺灣總督府) 多少時間が延長されても大した事は認めて居りませぬ。

○委員長(堀内次雄君) 暖かい時と寒い時で違ひはないか。

○百八十一番山本政雄君(臺灣總督府) 水を罐の中に入れて冷えて居るから……

○委員長(堀内次雄君) 基隆で非常に殖えた時には水は入れて居りませぬか。

○百八十一番山本政雄君(臺灣總督府) 氷は使つて居らぬやうです、私が參るやうになつてからは現場でやる事になつて居りますから……

○八番藤原九十郎君(大阪市) 私が考へますには餘程違ふやうに考へられるけれども實驗したものについてものはつ切りした事が分りませぬ、貯水池の場合は無論違ひますが私の方は餘り地域が廣い、殊に市内の端の方から取るのであるから何うしても一時間や二時間は掛かる、違つてはならぬからと餘程注意しては居りますが二時間位は變らぬやうであります。

○委員長(堀内次雄君) 氷を入れますか。

○八番藤原九十郎君(大阪市) 入れて居りませぬ。

○百二十四番中村修廣君(平壤府) 私の方の經驗では一時間や一時間半の時間では大した影響はないやうであります。それより處置をする場所が非常に影響があるやうであります、それで非常に注意を拂つて一時間一時間半かゝつても完全な場所へ持つて來てやつた方が成績が良いやうに思ひます。

○十二番森崎長次郎君(神戸市) 私の方は現場でやつた成績がありませぬから比較してどれだけ殖えるかと云ふ事は申し上げる事は出来ませぬが採酌範圍が比較的廣うございますので何うしても持つて歸

るまでには相當の時間を要します、先程臺北からお話のやうに私の方でも已むを得ず氷を使ひますが一番長いのが三時間或はもつと長いものは三時間半もかかる場合がありますが大して非常に多くなつたと云ふやうな事は認めませぬ、無論より以上の時間になれば多少相違はあるか知れませぬが今の所三時間位のところでは大して異状はないやうであります。

○番外(京大教授戸田正三君) 夏は細菌が殖えるやうに思ふて亞鉛張りの斯う云ふやうな(手を以て型取ります)……立方位の箱を作り其中段の所に細菌用の網籠を茶入見たやうなものを拵へて底の方に氷を入れるものを作つて其中に氷を一貫目と食鹽を混じてさうして内部に茶筒のやうなものを入れて蓋をして運ばせて見た、此茶筒のやうな中に試験管を入れます所で最低攝氏の六度位までであります、けれども普通の場合は大抵七度位まで下げる事が出来ず、其結果に於きましては餘り氷を用ひなかつた或はさう云ふ風にして運搬した爲めか著しい差異を認めなかつたのであります、其爲めに六月から八月頃まで運びましたが一向成績が變りませぬからそれ以來は止めまして只單にぶらさげて歸つて来るやうな方法でやつて居ります、時間は一時間内外かゝるやうな事にして居ります御參考迄に……

○委員長(堀内次雄君) 今伺つた所を綜合して見ると細菌数は大部殖えた例がある、其外には三時間位では必ずしも氷を使はなくても差支ないと云ふ風に伺ひましたが其邊で御希望は達せられませうか、(此時五十二番三宅理一君「はい」と答ふ)何うぞ其邊で、二十三番。

(二三) 各給水栓ノ水質試験八月何回施行セラレ又何箇所ナルヤ

提出者 南滿洲鐵道株式會社

○五十二番三宅理一君(南滿洲鐵道株式會社) 私の方は沿線に病院を持つて居る、成るべく試験箇所を減らして欲しいと云ふやうな事から衛生上どれ位の箇所にして差支ないかと云ふ事を思つて提出致しました、安東の上水は給水の一番末端の支那町の給水栓は外の町に較べて三倍位出る、斯う云ふところの割合で見れば給水栓の試験は各末端に於て是非やらなければならぬものと考へて居る、平均どれ位の程度までやつて宜しいかと云ふと現在は月二回やつて居ります、併乍ら之れを月一回にして欲しいと言ふて居るが我々考へますには一月二回でもまだ足らぬ、一週間二回もやつた方が宜しいやうに思ひます、今之れに對して澤山お答へを戴きましたから之れ位で宜しいでございます。尙ほ給水栓の末端に於て細菌数が殖えると云ふやうな事がありましたら伺ひたい。

○八番藤原九十郎君(大阪市) 之れは大變此問題に對する回答を見れば如何にも水質試験が少なく行はれて居るやうな氣がする、大抵月に三回四回と云ふやうなのが多いやうですがもう少し殖やすやうに各都市に注意する必要があると思ひます、之れに付いて大阪の例を一寸申し上げますが、私の方は近年斯う云ふ風に改正して水質試験は最も必要な濾過池で行ふのが有効であると思ふ、濾過池は二十四あります、毎日二十四やります、細菌検査をするのは日曜がありますから、一週五回、二十四の濾過池の化學試験は毎月一週二回全部やつて居ります、之れは細菌の濾過効率の點から細菌検査より——少くも一週一回に減じてやるやうにして居ります、それから市内の給水栓の方は一週二回之れは十三ヶ所にありますのをさう云ふ風にして居りますが成るべく此濾過池の濾過効率等を見るが集合栓の所で頻々行ふ方が水質試験の性質から言ふたら最も意義があらうと思ひます。

○四十三番近森監介君(關東廳) 大連に於きましては従前は給水栓は月に四回乃至五回位やつて居りましたが急速濾過を採用するやうな事になりましたから其處に試験室を設けて毎日試験する事に致しました、市内の給水栓は月に二回に之れを減少して其試験の成績を見ますのに給水栓の方は始終やらなくとも配水池なり濾過池の試験をすれば大した影響はないやうに思ひまして市内の給水栓の方は回数を減じて居ります。

○八番藤原九十郎君(大阪市) 尙ほ此答の中に甚だおかしと思ふ事があります、水戸市の答へに「經驗なし」とありますが之れを一度確めて見たいと思ひます。

○委員長(堀内次雄君) 問題の意味がはつきりしないと云ふ事ではありませぬか、別に疑問は起らぬやうですが之れは一寸おかしやうです。外に御意見ありませぬか、私此席から申し上げるのは或は甚だ不都合かは存じませぬが、第二部の工学の方で第三部の水質を取扱ふ事をそれをドウ解釋して居るか、さう云ふ疑問でも起りはしないか、之れ等に付いても度々やつたが宜しいか、一向變化がないなら度敷を減すと云ふ事にするか、臨時の變化即ち地震があつたとか或は大雨が降つたとか云ふ時の臨時の試験は一般に少いのではあるまいか、或はさう云ふ事を行はれて——臨時水質試験は工学の方の詰り参考に資するには衛生試験の前の寧ろ工事の方の参考にして色々標準を立てる爲めの意味に於て一層大きな意義がありはせぬかと思ひます、それらの點に付いて尙ほ御意見があれば第二部の方と交渉を致しますが三部の方の意見を決めて置いたら如何と思ひます、色々御感想があらうと思ひますが此點如何ですか。

○百六十六番山口謹爾君(臺灣總督府) 此問題は御説の通りでありまして細菌の聚落敷を何う云ふ風にすれば水道本來の性質を全たからしめるか、何う云ふ手段何う云ふ監督が必要であるか、夫れ等の事實は如何に判断すべきかと云ふ事に付いて關係のあります問題を特にお引き下さいまして其意味を三部の委員の意見として問題の徹底するやうに會長から御説明を願ひたいと思ひます。就きましてはそれ等の問題が多々あらうと思ひますから夫れ等の問題は特に第三部の意見若くは希望條件として一部の方に徹底するやうにお取計ひを願ひたい斯う云ふ希望を持つて居ります。

○委員長(堀内次雄君) 皆さん如何でせう、或は委員でも願ひ致しますか、さうしてさう云ふ意見を一度取纏める事にも致しませうか、要するに細菌試験又水質試験も衛生上の意味からは此中に細菌があれば消毒の處理法を何うするか、クロールが多ければ何うとか云ふ事の意味に解されて一般にもう少し此重要な意義があつても第二部の方には閑却されるやうな事はありはせぬかと思ひますから之れは後で外に百六十六番の事もありますから更に御相談を致します、(此時八番藤原九十郎君「大變結

構な事と思ひます」と呼ぶ)二十三番が済んだから次は二十四番。

(二四) 水源井ヨリ給水栓ノクロール量多キ例アラバ承リタシ

提出者 南滿洲鐵道株式會社

○五十二番三宅理一君(南滿洲鐵道株式會社) それは私が海城上水道の試験をしますと時々井戸の水が水源井よりもクロールが高いやうな事が屢々ありましたので其原因を私の方で調査しましたところが水源井が一號と二號とあります、其第二號は井戸の徑が十米水深が十米水深が三米で或る川から二十間許りより離れて居らぬ井戸であります、其水を上の方の源水を採取する時は水の表面から三尺位の所で採つたのであります、三尺位の所は八ミリのクロールであります、是れが硬度は0.5度位であります、固形物は50ミリ位違ふのであります、又井戸の中の水を各水深に依つて試験をしますと井戸の底0.3乃至0.5米と表面水と違つて居ります、其原因は中に百尺のポイントがあつて底の水は底から浸透して來た水であらうと思つて居るのであります、一體斯う云ふ風の例は是れまでなかつた、底から湧く水と井戸から出る水の差を發見された事があつたから其調査報告は何づれ文書で御報告申し上げます、其底の細菌試験をしても何等差支ない事も試験の上から證明出來ました、私の方の海城はクロールが高いと云ふ缺陷があつて雨水でも入つて居るやうな考へを持つて居つたのであります、衛生上には別に差支ないものと私は思つて居りました、茲に大阪から詳しい數字でお答へを得て居るのでありますから之れも私の方で参考にしたいと思つて居ります。

○八番藤原九十郎君(大阪市) 一體普通水道で源水よりも給水栓の方でクロールの多いと云ふ事は當り前なれば無い、特殊の事情の爲め地下水の場合家庭用濾過器に依るものには多少其差があるやうであります、之れは水道ぢやないです。

○委員長(堀内次雄君) 之れには大阪からも大部詳細の答案が出て居ります、尙ほ是れに附かへて下さる事がありましたら何うぞ、京都は如何でせうか、加へて下さる事はありませぬですか。



○三十番原田四郎君(京都市) 私の方は回答した通りでありますが、私が大阪に居つた時沈澱濾過に依つて水質を五ヶ年間に亘つて調べた事がありますがクロールは餘り變化がないやうに思ひました、淀川の源水の沈澱に依つては一%濾過に依つて二%減つた事があるやうに思ひます。

○委員長(堀内次雄君) 減つたのですね——之れは殖えた例がないと云ふのですからさう御承知を願ひます。次は二十五番

(二二五)

協定上水試験法改正私案(出席者持参ス)

提出者

南滿洲鐵道株式會社

○五十二番三宅理一君(南滿洲鐵道株式會社) 甚だ申譯がございませぬが何か印刷して持つて來る豫定でありましたが印刷するまでに試験が進んで居りませぬから本問題は撤回にしますが、提出の理由を申しますと本協議會に提出されて居ります各試験方法に對する色々の報告を見ますに宜い方法もあるのでありまして一昨年でありましたか改正になりました試験方法の中には何故か之等が一つも採用されずにゐますのは甚だ遺憾であります、尙ほ私の方は滿鐵沿線二十餘箇所に亘つてゐます上に地質が内地と異つて居ります關係故かマンガンを検出します水がありまして、硝酸の著明量を検出します水がありまして協定試験方法だけでは不充分であります、又中には鉛の定量法の如き不完全と思へるものがあるのであります、試験しました二、三を申しますと濁度用の白陶土に置きましてはメルク、化學用外一種の三種類がありましたので之れに就き協定試験方法通りの液を作り比較して見ますとメルク二.c.c.に對し他は二、五.c.c.及三.c.c.メルク五.c.c.に對し他は五、五.c.c.及六.c.c.と云ふ差があります、又色度用のビスマルクブラウンにしましてもグリエーベル、カールバムのもの四種ございましてので比較して見ましたが四種類共其色相は違つてゐました。A五.c.c.に對しましてB二、五.c.c.、C二.c.c.、D七.c.c.で略同一色相を呈するのであります、之れ等は使用試薬に對する規定がない爲めなのであります、斯かる差のある試薬を其儘協定試験法中に採用されてゐるのは如何と思ひます、尙ほ鉛の定量法でござ

いますが硝酸鉛を使用して條文通り定量しますと少量の場合鉛は大部分消失してしまひまして豫期の成績を得られないのであります、之れは私の方法が悪いのか何うか分りませぬが之れ等に就いては尙ほ研究の上御報告申し上げたいと思ひます、尙ほマンガンの定量法を加へて欲しいと思ひます、其外硝酸は本條文にはありませぬが滿鐵では入釜敷い三〇—四ミリのものを汽罐に用ひて居りますが是れも本文に加へて欲しいと思ひます斯様に色々試験方法改正の希望を持つて居りますので研究終了迄本問題は撤回と致します。

○委員長(堀内次雄君) 五十二番に伺ひます、之れは纏めて上水試験法改正案と云ふものを更にお出しになるとしたら一旦撤回になりましては……

○五十二番三宅理一君(南滿洲鐵道株式會社) 撤回でなしにさう云ふ風の御經驗でもありましたら聞いて歸りたいと思ひます。

○委員長(堀内次雄君) 前例は此内に含ませて此處で審議しましたか。

○八番藤原九十郎君(大阪市) 此二十五號は報告の内に加ふべきものではないかと思ひます。

○委員長(堀内次雄君) 形式では一旦止めて今度新しい問題として出ると云ふ形になるんでせうか。

○百六十六番山口謹爾君(臺灣總督府) 提出者の御希望としては此儘に生かして置きたいと云ふ御意見ですが、一年間御延期になつたら如何です、明年新案を御持ち下されば其の方が宜ささうに思ひますか。

○五十二番三宅理一君(南滿洲鐵道株式會社) 此問題は一年延期致す事にしませう。

○委員長(堀内次雄君) 今お尋ねになつた事は形式から言へば新しく問題をお出しになると云ふ事になるのですがお尋ねになつた箇條に付いて御意見があつたらば伺ひませうか、格別御意見はありませんか。

○百六十六番山口謹爾君(臺灣總督府) 一應言ふて下さい。

○五十二番三宅理一君(南滿洲鐵道株式會社) ビスマルクブラウンを使用して居られる所があれば其所を伺ひたい。

○委員長(堀内次雄君) 臨時の問題の形式になります。御意見があつたら……

○百六十七番鈴木近志君(臺灣總督府) ビスマルクブラウンを標準液として居られるなれば「枸橼酸鐵アムモニヤ」あれをお使ひ下さつたら何うです。「ビスマルクブラウン」の不安定のものより其方が宜くはないかと思ひます、必ず宜いとは申しませぬが、御經驗下さつたら如何と思ひます。

○委員長(堀内次雄君) 外の箇條に亘るやうですから之れは延期しまして二十六……

○八番藤原九十郎君(大阪市) 延期は一時撤回と云ふ形になりますね。

○委員長(堀内次雄君) 今回は撤回して來年改めてお出し下さる方が圓く治まりませうね。

○五十二番三宅理一君(南滿洲鐵道株式會社) (首肯す)

(二六) クロール殺菌ノ場合水温低キ爲クロール導入装置ニ水ニ不溶性ノ物質ヲ認メラレシコトナキヤ承リタシ

提出者 南滿洲鐵道株式會社

○五十二番三宅理一君(南滿洲鐵道株式會社) 私の方は撫順で使用して居る上水道の鹽素殺菌器は濕式MSA型で冬期は瓦斯管に白色の結晶がたまして使用が出来ないのであります、結晶物を取つて分析するとアルミニウム、硅酸が多量でマンガン、硫酸、クロール、カルシウム、マグネシウム等は痕跡がありませんが、斯う云ふやうな分析の出来た何かあればお聞きしたいと思ひます、温めても溶けないから「クロールヒドレート」ではないやうに思ふ。

○委員長(堀内次雄君) 大阪では何ですか、それに付いての御答辯は願ひ出来ませぬでせうか、

○八番藤原九十郎君(大阪市) 今此處では……

○三十番原田四郎君(京都市) 經驗ありませぬ。

○委員長(堀内次雄君) 外に御經驗ありませぬでせうか、陸軍では如何でせう。

○番外(陸軍々醫學校教官小泉親彦君) 「クロールヒドレート」が出るのが常であるやうに思ひます、大阪のお答へのやうな風に考へて居ります。

○委員長(堀内次雄君) それちや五十二番はさう御承知を請ひます、十分間許り休憩致します。

午前十時三十分(休憩)

午前十一時開議

○委員長(堀内次雄君) それちや始めます、三十三番。

(三三) 鹽素消毒ニ就キ左記事項承リタシ  
イ、年中間斷ナク實施シツ、アル都市ニ於テ水温關係ニヨリ混入割合ヲ變更スル場合其ノ變更割合

ロ、鹽素混入ニ因リ唧筒鐵管其他金屬ニ及ボス影響如何

ハ、鹽素滅菌機トシテ耐久性ニ富ミ取扱容易且價格低廉ナル理想ト認メラル、モノ

提出者 仁川府

○委員長(堀内次雄君) 仁川も居りませぬでせうか。

○八番藤原九十郎君(大阪市) 是れは報告で済ますやうにしたら如何でせうか。

○委員長(堀内次雄君) 宜しうござんせう、三十三番は議了、其次に三十五番。  
(三五) 濾過膜並ニ濾過層ニ於ケル細菌ノ運命殊ニ濾過膜ノ細菌抑制機轉ニ就テ研究セラレタル業績アラバ承リタシ

提出者 堺市

○三十三番堀萬里君(堺市)

此問題に就いて色々澤山御回答を戴いて有難く御禮を申し上げます、此案に就いて提出要旨と云ふやうなものを御配布して置きましたから御覽を願つたのでありますが委細は單なる議案のみでは提出者の意思全部を表はす事が出来なかつたのであります、一寸附加へて申上げて置きたいと思ひます、要旨にも書いて置きました通り、濾過水の中でも細菌が居る、濾過水が無菌の水でないこと云ふ事は明かな事實であります、恐らく無菌の水を流出する事が出来ぬものとすれば如何なる細菌が濾出せられるかと云ふ詳しい試験は出来ませぬが簡単に顕微鏡で覗いて見ますとさうすると是等の細菌は腸チフスとか或は赤痢と云ふやうなもの若くは其の他の大腸菌族の病原性の細菌よりも寧ろ大きい、或は無芽胞性或は有芽胞性の殊に運動性をも認められたのであります、さう云う場合に於きまして若し一朝此地表水を源水として居ります多くの水道に於きましては不知不識の間に、知らぬ間に、源水がさう云ふ病源に汚染せられると云ふ事があれば現在の状態では何だか心細いやうな氣がするのであります、此問題は問題夫れ自身が……今までに淘汰さるべき性質のものでもないやうにも考へられるのであります、事實がさう云ふ風なことでありますので色々御研究の成績等があつて承はる事が出来れば大變都合が宜いと思つて出したのであります、殊に細菌が濾過されて若くは濾過を抑制せられると云ふやうな事は濾過膜に於て如何なる運命に逢着するか、或は濾過砂層に依つて抑制せらるゝと云ふ事に付いて根本に究明して實施する事が出来れば幸ひと思ふのであります、先程申し上げました病原性非病原性の大きい恰好の細菌が安すゝと濾過層内濾過膜を通過して濾過膜を離れて來るのでありますから若し病原菌が幸ひにして源水に入らぬれば宜いが濾出せられる事がないと云ふ事に就いては特別の理由がなくてはならぬと云ふ事を考へたので、若し特別に濾過膜に親和力があつて喰止められるやうな事があれば結構であるが、それは遇然的の事であらうと思ふ、幸ひにして病原菌が入つて居なかつたか知れませぬが、色々事の想像が出来るから特に伺ひたい、さう云ふ事は恐らく水道經營上重要な事で、是れは濾過装置が絶對的完全でないこと云ふ事をお考へか何うか知れ

ませぬがさう云ふ事の根本的解釋に進みたいと考へたのでありますから其邊の事も豫め御諒承を願ひたい。

○百六十六番山口謹爾君(臺灣總督府)

斯う云ふ事はずつと前から色々な機會に申し上げて置きましたやうに記憶して居りますが、直接此目的の試験を致しました時一方に於ては砂の汚染度即ち汚れた度合ひが何うであるかと云ふ事も併せて試験をして見た事がありますが元來此試験は臺北の水源地に作つてあります試験濾過池でやりたかつたのですが試験濾過池の構造が源水として河水其儘のものを使用する事が出来ず一旦濾過された濾過水が濾過池に流れ込んで來るやうになつて居りました爲めに其實験が完全に出来なかつたのであります、已むを得ず「セメント」で三尺位の四角の箱若しくは圓筒を拵へて上から水を入れて下から排水し速度を加減して水を外に溜める装置にしてやりました。此處で根本の問題に就て一言致しますが源水が濾過されて細菌數が幾セント減つたとか又は増したとか云ふ意味を解釋する場合に單に細菌の數量的關係の方面からのみで判定せずその細菌の性質的の方面からの觀察が甚だ大切だと信じます、即ち濾過池の新しい場合又は砂換をしたばかりの濾過池では源水中の細菌が初めの間は濾床を通過して濾水に出て來る然し數日を経て完全な濾過膜が出来ると最早や源水中の細菌は容易に濾床を通過する事は出来ぬ様になる、然し此場合でも濾過水の中には多少の細菌は存在するさらば、此細菌は源水中のものが濾過膜を通過して濾水に出て來たものかと云ふに殆んど凡ての場合そうではないと考へられる即ち此の細菌は濾床の砂礫層に多數に生棲して居る細菌の一部分が濾水に伴はれて出て來るものでその本來の性質が違つて居る譯で此事實を見て直ちに濾水中の細菌は源水中の細菌の一部が濾過層を通過したものと、即斷する譯には行かぬのである此事は濾池の砂層を洗滌する場合觀察して見れば良く判る事で濾池に表面から一寸位の所が一番汚れて居る細菌も多く次第に下の方が汚れも少なく又細菌數も少なくなつて居る、又砂洗ひが済んで濾過を始めるると最初の間は源水の細菌數以上に澤山の細菌が濾水中に出て來るか五、六日後には次第に減少し

て一c.c中十數個乃至數十個に過ぎぬ様になる即ち此時分には既に濾過膜が出来初めた時で水道の濾過効力の出かけた時である、詳言すれば濾過膜の完成と共に源水の細菌は抑留されて濾水には出ぬ様になる、然し濾過層中に繁殖して居る細菌は少數乍ら濾水に出るのは已むを得ぬ、更に此場合濾過速度を高むればそれだけ細菌の流出は多くなる處れがあると共に速力の如何によつては源水の細菌が濾過膜を通過する處もある譯である。

結局普通濾過膜の完成した後に濾水に出て来る細菌は源水の細菌そのものが濾過膜を通過して出るのはなく濾床の砂礫層の間に生棲して居る細菌(勿論非病原性の水棲菌)の一部分が水の流れに伴ふて出て来たものと解釋するのが妥當であると信ずる、此の事實は曩きに述べた實驗的研究に於て標示菌として「プロヂギオース」を用いて行つた實驗で克く證明する事が出来た、斯様な譯で水の細菌を源水の細菌と濾過池の細菌と云ふ如く考へる事は非常に必要で且つ興味ある問題である、其他濾過速力と云ふやうな事から出發して居る御意見もありますが、此種の問題は徹底的に研究して根據を明かにして貰ひたいと云ふ事の希望を持つて居る次第であります、

○委員長(堀内次雄君) 他に御意見如何です、

○百六十六番山口謹爾君(臺灣總督府) もう一つ申し上げたいと思ひます、ピフケの研究以來濾過効力に就ての研究は色々ありますが此問題は徹底的に研究し度い水道の機能は「コンスタント」に働く事が必要である、細菌が甲は十個乙の水道は二十個出たから甲の方は半分より出ないから甲の方が宜いと云ふ事は言へぬ、甲は十個乙は二十個、丙は三十個でもよい、つまり多い少いよりも絶へず變動するものがいけないのであるから何時でも「コンスタント」に恰も時計の計が動くやうに順調に行くのが宜いと云ふ意味に考へて居ります。

○委員長(堀内次雄君) 外に御意見等がありましたら伺ひたい。

○番外(京都帝大教授戸田正三君) 只今堺市の御提案の砂を通して菌が越して行くと云ふお話更に山口

氏は菌が濾過池の底に於いて發育すると云ふ之れは濾過膜を通り得る場合の御想像のやうですが濾過膜の所で一定の菌が一定の期間徐々に發育して居る、それから一定のゴミや何かがある爲めにアクチーフのプランクトンがそこに引懸ると思ふと説明が出来ないのだ若しプランクトンが「アクチーフ」のものであれば「コンスタント」に通らねばならぬ筈です、それでアルトナの上水道は二度は急速濾過をやつてから緩速濾過をやつた其場合の成績は濾したものは全く無菌であつた、其状況から見れば緩速濾過の方が都合が宜いから緩速濾過は思ひ切り完全にやるがよい、然し此の濾過問題は實際六ヶ敷の問題でありますから研究する必要があると思ひますから聊か氣の付きました事を申し上げて置きます。

○三十四番堀萬里君(堺市) 只今戸田先生と山口さんの御高説を承りまして大變結構であります、大體のお話の要點は分りました、それに就いて現在徹底的の調査と云ふやうな事は却々のやうに拜聴しましたのであります、就いては大體の御高説を承り満足しましたが此問題は研究問題として存積させて戴きますれば大變都合が宜いと思ひます。

○委員長(堀内次雄君) 之れは研究問題にすると云ふ事は場所を決めて任意に研究すると云ふ事になるでせうか。

○八番藤原九十郎君(大阪市) 今迄研究問題は——斯う云ふ事に就いては研究して報告すると云ふやうになつて居りますが斯う云ふやうな重大問題は特別な研究問題として取扱つても構はぬと思ひます。

○委員長(堀内次雄君) さう云ふ場合には指定して御願ひする事になりますか。

○八番藤原九十郎君(大阪市) 斯う云ふ例はありません。

○委員長(堀内次雄君) 是れ等の問題は先刻から大分研究を要する項目もありまして特別研究設備の十分揃つた所にお願ひしたら何うかと云ふお話もありませんが、今回は任意研究問題にして置いて戴いたら如何でせう。

○八番藤原九十郎君(大阪市) 夫れが宜しいでせう。

○三十四番堀萬里君(堺市) (首肯す)

○委員長(堀内次雄君) 普通の研究問題とします、ずつと飛んで六十四。

(六四) 水管布設替後通水ニ際シ新設管内ノ細菌ヲ迅速ニ減少セシムル方法ニ付各地ノ取扱振承リタシ

提出者 京 城 府

○委員長(堀内次雄君) 之れは御経験如何です、京城は居りませぬです、大體としては各市から御経験等は出て居りますが何か御追加になる事等があれば格別、終了としても宜しうございますか。

○八番藤原九十郎君(大阪市) 此問題と四十九は一部の方に廻つて居りますが……

○委員長(堀内次雄君) さうです、一體此方に入れべきものと思ひますが、あちらの本部の方から分けて来た案ですが、抜けて居ります、併し重複して多分落したものでありませう、四十九は當然一部二部で審議すべきものでありませう、それでは此方で四十九を加へませう。

(四九) 濾過池及沈澱池ニ生ズル綠藻ハ周圍ノ樹木ノ有無ニヨリ繁殖ニ消長アルモノノ如シ各地ノ狀況承リタシ

提出者 廣 島 市

○委員長(堀内次雄君) 廣島市は御出席ですか、八番御経験等があれば。

○八番藤原九十郎君(大阪市) 大阪には経験がありませんが此報告にあるんで結構ですが樹木の有無に依り繁茂に消長があると云ふ事は日光の問題で樹木より日光の原因に依つて来た方と見る方が適當かと思ひます、或は水温等の關係でさう云ふ事が……

○委員長(堀内次雄君) 之れは百六十七番の鈴木さんの方は如何です、経験が御有りぢやありませんか。

○百六十七番鈴木近志君(臺灣總督府) 経験ありません。

○委員長(堀内次雄君)

之れは常識の問題です、それぢや之れは議了と致します、今度は七十八、之れは七十三番も一體此方に屬するものと思ひます一體は三部の意見を徴せられるが本當のやうであります、之れも御意見があればあちらの参考にもなると思ひますから七十三番を——七十三番を格別に……

○八番藤原九十郎君(大阪市)

回答だけで結構です。

○委員長(堀内次雄君)

之れは詳しく回答にあつて結構ですから次に七十八番。

(七八)

沈澱作業ニ要スル硫酸礬土溶液ヲ調製スルニ當リ溶解方法ニ水ト蒸氣トノ二法アリ兩效力ノ優劣等ニ付テ試験セラレタル所アラバ其成績承リタシ

提出者 神 戸 市

○十二番森崎長次郎君(神戸市)

此問題は私の方から提出した問題でありませぬので二部の工務の方から提出された問題であります、話が分つて居りますから一寸此際序でに申し上げて置きたいと思ひます、此問題の書方を見ますと蒸氣を使つて溶かした礬土と水を使つて溶した礬土と其の礬土の効力に優劣があるかの如く聞えますが之れは無論さう云ふ意味でなく水で溶かしたのが便利か、或は蒸氣で溶かすか宜いかと云ふ事を聞いて居る次第であります、無論之れは礬土の濃度と水の濃度と云ふやうな事の關係がありますから一概には申されませぬが神戸市でやつて居りますのは先づ二十五分一位の濃度で水を入れて攪拌してやりますと半時間位で溶けるさうであります、攪拌せぬで放置して置けば七時間乃至九時間、無論夏と冬とで違ひますが大體に於て其位であります、夫れで水でやつた方が便利であるかと云ふ位な事で、併し此御回答に依つて此問題は要を盡して居るやうに思ひます、之れで議了に願つて結構と思ひます。

○委員長(堀内次雄君)

外に御意見ありませんか。

(八三)

水道水源水ガ水ニ因スル三病ノ如キ原因ニヨリ汚染サレタルトキハ如何ナル措

## 置り取ルヲ適當トスルヤ承度

提出者 津 市

○委員長(堀内次雄君) 之れも御缺席でありますけれども大體意味は能く分りますが、傳染病と云ふやうなものでありませうか。さう云ふ意味ぢやありませんか、三病と云ふものは如何なる處置を適當とされるかと云ふのですが——之れは考へますのに理論としてはもう決まつた問題で實際問題として先づ何處から手を付けて何處からやるかと云ふ事は實際遭遇された方から其話を伺へば參考になるかと思ひます、空にさう云ふやうな事に就いて言ふよりも何處から着手してどんな規模でやるかと云ふ事であれば大變參考になるかと思ひます、要するに適切な例に遭遇された方がありますが、何うも答案が出て居りますが何れも簡単な意味でありますので、理論の方は決まつて居りますが。

(此時「三病とは」と呼ぶ者あり)

○四十三番近森監介君(關東廳) 水道統計報告書にも「コレラ」「チブス」赤痢を三病として載つて居ります。

○委員長(堀内次雄君) 之れは餘り御経験がありませんか、幾等か適當するやうな事はありませぬか、其度毎に違ふから何う云う處置を取つたと云ふ経験を伺ひたい位と思ひますが之れは臺北にはありませぬか——大阪——神戸——京都……

○八番藤原九十郎君(大阪市) 経験はありませぬが之れはもう傳染病が給水栓の方に入つたと云ふ場合は煮沸して吞むやうに教へてやるより適切な方法はなからうと思ひます。

○委員長(堀内次雄君) 吞むなど言ふやうな事は困難な事と思ひます、すつと古い時分に陸軍で何つた事がありますか小泉さん何か。

○番外(陸軍々醫學校教官小泉親彦君) 朝鮮の大田の陸軍にさう云ふ例があつた。陸軍では演習中にクロール消毒をやつたのであります、それは毎日三四人宛の病人が発生し八十人許り「チブス」患者が

出來たので消毒器を演習地へ持ち出して鹽素消毒をやりました、其以來患者も出ぬやうになりました、軍隊だから斯う云ふやうな強制實行が出來ましたが外では餘程困難かと思ひますが。

○委員長(堀内次雄君) 外に參考になるやうな御経験はありませぬか。

○番外(京都帝大教授戸田正三君) 鹽素消毒は宜いでせうが吾々の用ふる量ではアミーバには無効でありますから實際問題としては困難かと思ひます。

○委員長(堀内次雄君) マニラでは濾過せぬからアミーバ赤痢がある赤痢アミーバを見出せないが他のアミーバを検出して居る、其れを飲んだら赤痢に懸つても苦情は言へぬ事になつて居る、そのものは地下水を第一等とし蒸溜水を第二等とし水道を第三等として居る。

○番外(陸軍々醫學校教官小泉親彦君) 只今の御話のやうに鹽素消毒で具合が悪いもの即ち化學的消毒が出來ないか又は不適當なりと云ふが如き場合は能くある事でありまして殊に軍隊に於いては斯かる事例に遭遇する機會が尠くないのであります、従つて世界戦後水の消毒と云ふ問題は著く實際化して來たのであります、煮沸消毒や化學的消毒の他に理學的消毒——紫外線や「オゾン」の利用以外何か他の良法はなきやと大いに研究が進みつゝあるのであります、年號は一寸失念しましたが、確か千八百九十八年頃と考へますが瑞西の研究業績に貴金屬——銀や銅の如きものが水中に於て顯著なる消毒作用を有すると云ふ報告があります、此知見に基きまして最近二、三年來貴金屬が水中に存在するとき——之れは溶解して居るのでなく、只水の中に銀板や銅板が浸つて居ると云ふだけの事で消毒効力を有すると云ふ現象に就きて詳細研究を進めつゝあるものであります、其の結果此現象は「オリゴヂナーミツシュ」なものである事が明かになりました此「オリゴヂナーミー」を獨逸が特に實際的に試験致して居ります例へば銀を「ゲブレーゼ」にかけて獨逸「パテント」の處置をとりますと銀が極めて規則正しき層相を整へます、此やうな性質を採りました銀を水中につけますと、水中には少しも檢知する事が出來ない程度——溶解しないのに即ち化學的作用はないに拘らず、其病原菌に對す

る消毒効力は從來識られて居る消毒劑に大體三倍して居るのであります、此作用は一面「カタリーチン」であり他面「オリゴヂナーミツシユ」であると云ふ關係から、此獨逸の專賣銀を「カタヂユーン」と命名して居ります、銀でありますから初度費は相當高價のやうに考へられますが一度製造すれば爾後水中には殆んど溶けない、即ち減耗がないと云ふので鹽素や「オゾン」等に比すれば經常費が極めて少いのであります、従つて此「カタヂユーンフェルファール」は已に實地に應用されて居るのであります、清涼飲料用の水とか洗濯用水とか、又水泳プール水の消毒等に應用されて居るのであります、銀の如き高價なもので消毒するなんて經濟上問題にならない等と申す事は出來ないのであります、配水池、淨水池の周壁に此「カタヂユーンフェルファール」を施しますれば初度費は少し高まるが爾後消毒の爲めに經常費を多く要すると云ふ事がないと云ふ點から將來大いに研究を進めらるゝものと思ひます、又我が國に於いても本法の價値及斯かる新しき考へ方に就き復試研究を重ねる必要ありと考へます、獨逸に於いては銀許りでなく銅に就いても研究されつゝあります、即ち此「カタヂユーンフェルファール」なるものは水の消毒上一新生面を開拓してあるのでありますから簡單過ぎて或は要領を得ないかと虞れますが敢へて一言追加する次第であります。

- 委員長(堀内次雄君) 色々御意見を伺ひましたが、戸田さんのお話によつても亦答案に依つても「クロール」に限つたやうであります、二、三の場合を假想して斯う云ふ場合は斯う云ふ事にする、斯う云ふ場合は斯う云ふ事が宜からうと云ふやうな事が外にあれば此問題に大變宜い結果を付ける事にならうと思ひます、今迄のお話の煮沸する事、又只今小泉さんのお話の事もありますが「クロール」のみが宜しいと誤解されてはいかぬ、水道の口へ「シヤンペラン」をつけるとか又は「ウルトラビオレット」などを用ひると云ふやうな事は急に用ひられない、停水をして使ふ譯に行かず然らば何日間何時間放水して使ふとか外に名案がありましたら結構ですがまあ之れも宿題として置きませうか。
- 八番藤原九十郎君(大阪市) 其時々違ひますから議了としたら如何でせう。

- 委員長(堀内次雄君) 茲には「如何ナル措置ヲ取ルヲ適當トスルヤ承度」とあつて經驗を聞きたいと云ふ譯でもなく何うしたら宜からうと云ふ事のやうであるが。

- 八番藤原九十郎君(大阪市) 此問題から考へると源水を汚染された場合を考へないと……

- 委員長(堀内次雄君) そこまで想像する譯に行かぬからそれでは議了としませう、九十二。

(九二)

水道制限給水ノ場合導水管内ノ低壓ノ爲外部ヨリ汚物ヲ吸引シ細菌學的又ハ化學的ニ水質ノ變化ヲ來シタル例アラバ其ノ狀況承リタシ

提出者 大 邱 府

- 委員長(堀内次雄君) 之れは御經驗があれば何ふと云ふ經驗だけの事ですから……

- 番外(京都帝大教授戸田正三君) 此九十二の問題は間歇給水をやつたら周圍から何等かの形式に於いて汚水なり汚物が入るを原則として居る、低壓になれば水質にも變化あるものと斷定してよいと思ふが如何でせう。

- 委員長(堀内次雄君) 御尤もです、著しく目に立つやうなものがあれば承りたいと云ふのですからそれで多少でも目に立つたものがないと云ふなれば之れに對する問題は仕方がないです、著しい變化を來したと云ふ經驗はありませぬか。

- 八番藤原九十郎君(大阪市) 只今の御話のやうな事は斯う云ふ事があり得るが常に注意しなければならぬと云ふ事を二部の方面にも言ふて置く必要がありはせぬかと思ひますが。

- 委員長(堀内次雄君) 何等かの方法で二部の方へも注意する事にしませう、次に百三。

(一〇三)

鹽素殺菌法ヲ採用スル場合淨水中ノ游離鹽素ノ有無及之ガ他ニ及ス影響ニ就テ最近調査セラレタルモノアレバ承リタシ

提出者 關 東 廳

- 四十三番近森監介君(關東廳) 鹽素滅菌法を採用致しました場合に溫度か或は時間の如何に依りまし

て此游離鹽素があるかないかと云ふやうな事を温度と時間的に試験せられまして夫れが鐵管を腐蝕するとか、其他どの位の時間に於いてなくなるかと云ふやうな事に就いて試験をせられた事があれば承りたいと思ふて……

○八番藤原九十郎君(大阪市) 報告の中にも出して置きましたが大阪でも萬一の場合の演習として今年の二月八日から十三日迄四月の三十日から五月の七日迄、斯う云ふ短い期間全體の鹽素消毒をやつて見ました、第一の場合に何う云ふ事が起るのかと云ふのでやつたのでありますが、其時の報告は何づれ文書で更に詳しい報告をしたいと思つて居ります、それに依りますと初め(2)で其次から(3)に減じた、本管を通つてる地域では遂には(3)から(2)へ或る所では(3)に減じて臭味の異状はなくなつて三分の一位に減少致しました、之れは報告に載つて居ります。

○五十二番三宅理一君(南滿洲鐵道株式會社) 私の方から追加しました鹽素の問題は一緒にやつて戴きたいと思ひます。

○委員長(堀内次雄君) 追加問題の二番です。

○八番藤原九十郎君(大阪市) 尙ほ一寸附加へて置きたいのは今迄の實驗は鹽素量を餘計に考へて居つたやうに思ふ、(2)或は夫れ以下でも十分であると云ふ事が實際經驗上分つた。

○委員長(堀内次雄君) それでは追加問題の第二に移ります、之れと百三番は一緒にします。

(追二) 機械濾過水ニ鹽素殺菌ヲ施行サル、箇所アレバ其ノ鹽素量ト細菌數ノ關係及臭氣問題ニ就テ承り度

提出者 南滿洲鐵道株式會社

○五十二番三宅理一君(南滿洲鐵道株式會社) 私の方の安東上水道は鹽素殺菌開始以來何うも臭氣がするので其臭氣を除去する方法の問題が出まして夫れを少し試験しかけたのですが鹽素量(2)を入れまし

た場合には給水栓に於きまして「クロール」は検出せぬのでありますが細菌を多く認めました、夫れは濾過水より一寸多いのであります、それが細菌の復活現象か何うか分りませぬが多い事だけは事實であります、それから今度は(2) P.p.m.に「クロール」量を増加せしに末端は0.15に近い所は(2)位出て居る其場合には細菌數は一か二位であります、尤も此機械濾過水は細菌が一乃至六か八位で給水栓で多いやつは三十位出るのであります、其差は俄に分らぬものです配水池に於て容積五百噸の水に五時間位(2)入れますと五時間経つて出ます、出口に於て(2)其儘出ます(2)入れました場合には出口で(2)乃至(2)乃至(2)位に減つて行くやうに思ひます、之れに依つて見ますと大阪市から提出された報告の「クロール」を加へた場合には三時間乃至五時間で以て逃散して終ふやうに書いてありますが私の方の水質の關係から見ますと逃げて呉れぬのであります、今やつつゝありますから其結果は次の協議會に報告申上げたいと思ひます、鹽素の中和と水量と細菌の關係は餘程六ヶ敷いと思ひます。

○委員長(堀内次雄君) 今の御質問に對しては大阪京都邊りは十分に經驗があらうと思ひますが……

○三十番原田四郎君(京都市) 鹽素消毒に就いては私が數年前に矢張調べまして報告して置きました。其の後京都の松ヶ崎の水源地では實際鹽素消毒をやつて居る、京都の松ヶ崎の水源地には濾過速度は二十尺で沈澱池がない關係から年中鹽素消毒をやる事になつて居ります、鹽素は(2)を加へると夫れでは苦情があるかと思ひましたが別段苦情もありません、蹴上の淨水地と松ヶ崎の二ヶ所で研究したのであります。變つた事はありませんでした、それから鹽素を混入せず濾過して「ポンプ」室の前で鹽素を入れてそれを妙法と云ふ山の上の貯水池に直送して十數時間置いて自然流下で送ると九月十月では二時間位で「クロール」臭がなくなる、細菌數ははつきりませぬが混入してから二時間後に於いて約半數になると云ふ事を認めて居ります。

○八番藤原九十郎君(大阪市) 此鹽素殺菌は室内に於てやつた場合と實際の場合と少し事情が違ふと云ふ事を今度の經驗に依つて認めたのでありますが(2)では著明で少量(0.1)でも「オールソトリジン」



法で證明するに、より多いと一般には分らぬが我々が水道の水を口に含んで注いで見ると何だか臭氣がありさうに考へられる。

三七六

○委員長(堀内次雄君) 五十二番何うですか。

○五十二番三宅理一君(南滿洲鐵道株式會社) 一寸簡單に申し上げます「クロール」 $0.23$  I.p.m. 存在の上水を細口瓶に取つて室内では三時間で $0.2$ に、十八時間で $0.15$ に、二十四時間で $0.1$ に減少します、室外の直射日光の下に於いては三時間にて $0.15$ に十八時間で $0.07$ に、十八時間で $0.015$ に減少しました、之れに依つて見ると前のやうな事を證明し得られ又直射日光に依れば「クロール」の變化が早く室内では遅々たる事が分ります、尙ほ「クロール」 $0.01$ の上水を取り「フイゴ」で一リートルの空氣を強く送ると三分で $0.01$ に、六分で $0.01$ に十分で $0.01$ に低下し二十分送空しても尙 $0.02$ の「クロール」を存在して居ります、それで見ましても研究の必要を認めます。

○委員長(堀内次雄君) 八番及三十番からの御意見、尙ほ又「クロール」の報告が出るさうですから、  
○四十三番近森監介君(關東廳) 色々御説を拜聴して誠に満足に堪へませぬ、文書で御回答なり報告を戴きますのは相當時日が経過しますから出来るだけ上水會議で直接に伺つたら何等かの便宜を與へて戴いたら結構と思ひまして……

○委員長(堀内次雄君) 午後は……

○四十三番近森監介君(關東廳) 百三番に就いて……

○八番藤原九十郎君(大阪市) 承知しました。

○委員長(堀内次雄君) それぢやさう云ふ事にして一時から開きます。

其時午後十二時十五分

九月二十六日午後一時開議

○委員長(堀内次雄君) 續いて開會致します尙今日は二時に會を終りまして記念の寫眞を撮ることになつて居るさうですから左様御承知を願ひます一〇四を附議致します。

(一〇四) 大腸菌檢査試驗ヲ施行シ之ヲ證明シタル實例承リタシ

提出者 關 東 廳

○四三番近森監介君(關東廳) 本問題は上水中から大腸菌を検出した實例はあるかないか、若しあれば是れに對して一般水道を使用して居るものにも、どう云ふ風な工合に處置をさせたら良からうと云ふことを承りたいのであります。

○委員長(堀内次雄君) 實例があつたか無いかと云ふことで宜しうございますか。

○四三番近森監介君(關東廳) 有りました場合に消毒をしたとか煮沸するとか、或は抛りつ放しにしてあるかを伺へば宜いのです。

○委員長(堀内次雄君) 是は御經驗は如何です。

○一六七番鈴木近志君(臺灣總督府) 臺灣の臺北でやりました實驗例を簡單に申し上げます、臺北水道の源水竝に淨水詰り上水です、是れに於きます大腸菌の檢査を四五年前に試みた例はあります、大正九年の四月から始めて翌年に掛けて都合百回調べた成績で、勿論其の時分は大腸菌か普通大腸菌か水道の中にあると云ふ實驗は、既に私等が行ひまする四五年前に中央研究所の山口技師が御發表になつて居ると云ふことは判つて居ります、尙どの位の程度に於て存在して居ることも判つて居りましたが、其後數年經つて居りますので色々事情も違つて居ります、又大腸菌の増殖法もこれで見えて置きたいと云ふやうな見當がありましたのでやつたので、それは源水淨水都合百回宛やりました、さうして試験水は一番多い源水量は二〇〇c.c.以下一五〇、一二五、一〇、五〇、一c.c.と云ふ風に別々になつて居ります、試験方法はベテル式の増菌法を應用して居ります、一々増菌しました菌を取出して分離致します、さうして其の菌の性状を檢査致しまして、普通大腸菌に屬するもの或は大腸菌簇と認めるもの

三七七

と云ふやうに決定致しました、それに據りますると臺北水道に於けるプロセントは水道の源水河の水  
百回宛したので、八%二回の陽性成績其の水を濾過したものが百回四十八%之れが陽性成績でござい  
ます、斯の如く大腸菌は随分吾々の飲んで居る水の中にもどうしても常在性と考へます、若し此の液が  
人體菌其他の動物魚類の大腸菌其の鑑別の要點が明かになるなれば何かの處置をしたいと考へます、  
今日不幸にしてまだ其の域に達して居りません關係上、常在性の菌と認めまして別に調査はして居り  
ません、唯實驗例を御報告して置く次第であります。

○委員長(堀内次雄君) 其他に御經驗がありましたならば大抵前の午前に出た御意見とこれで宜しうご  
ざいますか。

○三十番原田四郎君(京都市) 先程一寸残しましたから京都市の上水道の大腸菌試験として、從來の細  
菌試験では少こし物足らぬやうに思ひますから、殊に濾過水に於て「スミス」の醗酵菌試験を併用し  
て、尙遠藤氏培養基の赤化菌があるかを試験して、これは約二年間やりましたが細菌数の多いときは  
大體に於て「スミス」の醗酵瓦斯發生量が多いやうに思ひます、歳月の少ないときは瓦斯發生量が少  
ない、個々の場合には色々ありまして充分關聯あることは判りませんが、大體に於て數と量と瓦斯發  
生量が一致して居るやうに思ひます、機械濾過で千三十個取りまして二年間に亘りまして「スミス」  
の醗酵菌に依つて瓦斯の發生量がどの位かと云ふと、其の結果は瓦斯發生量は大體内外〇・一から〇・  
五發生した場合、〇・六〇・九發生した場合、一年一〇%の場合、斯う云ふ四つの階段に分けて調  
べました、亞米利加の上下水協定法に依りました「スミス」の醗酵菌一〇%の場合は、大腸菌と推定  
しても良いと出て居ります、大腸菌を綿密に調べることは中々困難で不取敢瓦斯發生量に付て調べ  
ました、其の結果千三十例で瓦斯發生のないときは檢體一〇%で九四・三四%、瓦斯發生〇・一乃至〇  
・五のときは二%、瓦斯發生〇・六乃至〇・九のときは〇・二一%一%以上に瓦斯發生あるときは三・二五%  
斯う云ふ成績を得ました、瓦斯發生から云ふと割合に機械濾過の水には細菌反應ある場合が多いと云

ふやうに思ひます、其後尙瓦斯發生量でなしに遠藤の赤化菌で調べましたが、これは濾過水及源水で二  
百四十個試験を致しました、其中から赤化菌を隨時取調まして、それを個々に就いて生物學的に調べ  
ました、それに據りまして十五種の菌を檢出致しました、濾過水のみに檢出した赤化菌と、源水が三種  
濾過水が六種、源水濾過水兩方が六種類都合十五種類菌を檢出しました、兎に色々調べましたが、  
普通大腸菌に屬する菌は一種も發見することは出来ません、であるから此の成績では普通の大腸菌は  
まだ見著けませぬが、大腸菌に類似した菌は相當に多いやうに考へられます。

○委員長(堀内次雄君) もう外に御意見がございませぬければ四十三番こちらにも幾らか答案が出て居  
りますからそれで要領は得られましたか。

○四三番近森監介君(關東廳) 結構です。

○委員長(堀内次雄君) それでは議了致しました——次は一〇八番。  
(一〇八) 伏流水ヲ水源トスル水道ニシテ上流ニ惡疫流行ノ場合はガ伏流水ニ及ボス細菌  
的影響ヲ調査セラレタル実績アラバ承リ度シ若シ無シトセバ本會相當ノ機關ヲ  
設置シ研究スルノ可否  
理由

最近伏流水ヲ水源トスル水道増加ニ鑑ミ表流細菌ト伏流細菌トノ關係即チ表  
流細菌ハ伏流中ニ流入スルヤ又ハ全ク細菌系統ヲ異ニスルヤ若シ流入スルモ  
ノトセバ之ガ對策如何等凡テニ於テ研究ノ必要アルモノト認メ本案ヲ提出セ  
リ

提出者 大 分 市

○委員長(堀内次雄君) 提出市が出席になつて居ないので、皆さん此の意味は茲に書いてある通で御了  
解になりましたやうか如何です、私共は一寸意味が判らずに居りますが伏流水とは地下水のことではあ  
り

りませんか川底から取ると云ふ意味ですか、第一斯う云ふ伏流水に悪疫が流行して伏流水の中から病原菌が出て来たさう云う意味でしやうね、斯う云ふ御経験がお有りでしやうか如何です。

○四三番近森監介君(關東廳) 滿洲方面は御承知の通非常に雨水が少ないので随つて流れ河がありません、河に掘抜きを拵へて夫から水源として供給して居りますが、其の河の上流に傳染病が発生したと云ふやうな場合にも、餘り伏流水の方には大いした影響がないやうに考へられます、詳細なる實驗は致しませんから確答は申上げられませんが現在の状態から考へて見まするに先づ無いと考へられま

○五二番三宅理一君(南滿鐵道) 關東廳の金州の上水道を試験して居りますが、金州の上水道は伏流水ですか何んですか、何の底に横に「ダム」みたやうのものを造つてそれに集る水を取る、河の水が雨水の爲めに濁つたときには、其の水は濁るので細菌の數も殖へる、若しそれが伏流水とすれば悪疫流行の場合には注意が入るものと思ひます、又滿鐵では安心の爲めに水源の河の中に鐵板を埋めて水を取つて居りますが、其の場合でも矢張雨の爲めに河水が濁ると源水全部濁ります一寸御參考の爲めに申上げて置きます。

○委員長(堀内次雄君) さうすると一〇八番の意味は常識で考へて上流——伏流水のときは上流で水質が變つたときは其の下流ではどうなるか、悪疫流行の場合病原菌が上流に這入つて、それから下海でどうなつたかと云ふことを聽かんとするのですな。

○四三番近森監介君(關東廳) 傳染病が流行して居る場合に其の菌が伏流水に流れ込んで来るかどうかを聽いて居るのではないかどうか、或は上流から下流に流れ込んで来るのであるか。

○委員長(堀内次雄君) そんな風にも考へられます先づ夫等のお考で御経験がなければ……

○八番藤原九十郎君(大阪市) 伏流水を取る装置の奈何にも關係しますが、大體源水が悪ければ當然伏流水にも這入るものと考へます、さう云ふ調査がなければ外に相當の機關を設置して研究する。

○委員長(堀内次雄君) さう云ふ機關を設置する必要がありまじやうか大抵從來の經驗で推定が出来ることと思ひます。

○八番藤原九十郎君(大阪市) 是れは一番多いのは岐阜縣で、岐阜縣は伏流水の多い所で、あそこのは泉水でもない皆河底が高くて少くし洪水でも出ると水質に影響を及ぼす、河底の性質に因つてはどれ程影響するか知れませんが、今迄のやうに雨の降つた場合でない下に居るものは直ちに「クロール」消毒をしなければならんと思ひませうか、私は消毒しなくても良いと思ひます、それをするかしないかの見當は、其の都市の人民の氣持に影響するので河川の狀況が全く平水なれば更に消毒の必要がなからうかを問うのではなからうかと思ひます。

○委員長(堀内次雄君) さう云ふ意味にも解釋が出来ます。

○三四番堀萬里君(堺市) 堺市に於て昨年の九月頃から例年の「チブス」流行地ですが、其の後に一旦終熄して其の腸チブスが十一月十日最低になりました、私共の傳染病々院に收容して居りました患者の全體の數が十人迄下りました、其の患者は十一月の十五六日から一日に二人三人多いときは八人の經過を取りまして爆發的に堺では増加致しました、十二月の三十一日には百名に達する、其の間に無論少數の死者がございましたが、收容患者百人に達しました併しながら其の發生の仕方は散發性で地まつて出て來ると云ふやうなことはございません、警察當局に於ても系統調査と云ふやうなものに隨分御盡力になりましたが、一向夫等の的確のものはない従つて水道が惟しいのぢやないかと云ふやうな眼に睨まれた、併しながら水道課としては數千人を收容する刑務所とか或は大坂刑務所其他市内に澤山の工場がありますが、夫等からは一名も發生しません、吾々の眼から見ると上水道が病原と云ふことは一寸考へられませんが、其のことは政治的の意味に於て水道の方に何かやつて貰ひたいと云ふ希望が市廳にもありますし、最近に出張された検査からも多分にさう云ふ意嚮があるらしく考へたので、茲にお出になつて居る大阪市の藤原衛生試験所長に願ひして、導水口に「クロール」消毒を施し

ました、其の水道の取水の處は河底に數間十數間の暗渠を造つて其上に砂層を造つて、其の下から取つて居る、即ち伏流水を取つて居ります、それがなせ水道が惟しく視られたかといふと其の水道の導水口より半里もない十數町の上流に於て、其の地方に居ります醫者が腸チブスに罹つて居る患者を隱蔽したと云ふやうな事實が在つて其の汚物を本流に合流する、數町の上流で溝みたいな川に流す、さう云ふことが在つたのです、それは併しながら發見しなかつたと云ふことは色々の意味はありまじやうが、發見したけれども其の處は惟しく片附いたことらしく感じたので、畢竟水道が罪を負はなければならぬことになつて参りましたが、其の時に出来ました報告は部長の方にはありますが協議會の方に廻つて居りません孰れ其の内御報告することが出来るだらうと考へます。

○委員長(堀内次雄君) 御意見も伺ひました実績に付ても伺ひましたが、要するにさう云ふ河底の砂、土壌或は川と井戸とか其の邊の所で議了して宜しうございませう——それではさう致します。次に一一四番。

(一一四) 協定上水試験法ニ寒夫培養上ノ細菌聚落數ハ幾何ヲ以テ飲料適否ノ判定トナスヤ

提出者 名古屋 市

○委員長(堀内次雄君) 提出者が御缺席でありますが大分前から御經驗もあり發表せられたものもありませんが、尙其の後の御經驗或は古い時分の御經驗を簡單にお述べ下さることも結構と思ひます。

○八番藤原九十郎君(大阪市) これは是非必要な問題と考へて居りますが、前に東京市からも決定案がありまして現在宿題の五に残つて居ります、殆んど同じ問題ですそれでありますから此の際三十七度、二十四時間に決める場合でも、上水の一定量——現時の細菌數を制限することは必要だらうと思ひます、若し急に之れが出来なければ委員に附託して次の會に於て報告して貰つたらどうかと思ひます。

○委員長(堀内次雄君) 他に御意見はございませぬか先程草間博士から名古屋から誰れも来て居りませんが實は自分が頼まれて來たと云ふお話がございました——臺灣の方は如何です。

○一六六番山口謹爾君(臺灣總督府) これも大分古いこととございしますが、ゲラチン培地と寒天培地とに於ける細菌集落數の比は百と六十位の割合だと記憶して居りますが但し其の時分には今の溫度ではありませぬからあの時分のは攝氏二十度の溫度だと思ひます従つて攝氏三十七度に於ける寒天培地の結果とは多少異なるかもしれませぬ。

○八番藤原九十郎君(大阪市) 大阪の方では試験法が改正になると直ぐ從來とも膠質培養基八十個以上は不適と云ふことになつて居ります御參考迄に……。

○委員長(堀内次雄君) 臺北はどうです。  
○一八一番山本政雄君(臺灣總督府) 臺北は矢張改正の攝氏二十度で培養して居ります、別に新らしい試験でもありません微菌の數が少ない爲めに改正後の三十七度でやつて居ります。

○五二番三宅理一君(南滿鐵道) 私の方でも東京から問題が出たときに、水棲菌を純粹培養して其の培養した菌液を作つて、各菌液を選んで「ゲラチン」の培養基に植ゑて各二十二度三十七度の兩方を用いてそれをやり掛けて居りますが、それに依りますと細菌がぐつと減ると思ひます御參考の爲めに……。

○一六六番山口謹爾君(臺灣總督府) 數を決定することは相當六々敷いことだと思ひます、就いては先程大阪市のお話のやうに一一四番は宿題の五と同じで此の際御報告を願へるものと思つて、御報告を聞いた上で皆さんとお諮りをして決めたいと思つたのですが御報告がありませんから猶各都市に於てかれますして一年間御研究の上次回に於てした方が善くはないかと思ひます。

○委員長(堀内次雄君) 此の後宿題とする場合は此の儘で宿題として宜しうございませぬか、事柄は簡單に判つて居る唯どう決めるか問題で、二十度で四十八時間寒天の場合と「ゲラチン」の場合の菌と